十分な段階で弁論終結した裁判所は、審理不尽の責を免れない。

かゝる点で原審の審理は、憲法第三十一条が広く被告人に保障する適正手続による審理を受ける権利を侵害したものである。

よつて、憲法第三一条違反として破棄さるべきである。

三、原判決は、刑の量定が著しく不当であり、刑事訴訟法第四一一条二号に該当するものとして破棄されねばならない。

即ち、原判決は、量刑不当を主張する控訴理由に対し、

「㈠、本件犯行の動機として、昭和三五年一〇月下旬、小椋政太郎との間で締結した立木売買契約が解除され、既に受領した二〇万円の弁償資金捻出のため本件犯行に出たこと。

㈡、同一の山林、立木の売買を種として、再度酒本材木店に対する犯行に出たこと。

㈢、各犯行の動機、態様、被害状況、共犯関係における被告人の地位、役割、

㈣、被告人には同種犯罪の前科が存すること、」

等を被告人の悪しき情状として認定し、量刑不当を否定する。

しかし、原審の右判断は、原審に顕出された各証拠から明らかに認定出来る左記事実を看過するものである。

即ち、

㈠ 共犯関係における被告人の地位は、主謀者でなく、むしろ、被告人、妹尾間に、本件山林の売買の話があるのを奇貨として他のブローカーが、被告人を引き廻した側面が大きいこと。

㈡、本件のそもそもの発端もブローカー池田が、被告人に勝手に小椋との間で目的物の範囲を拡大して売買契約をなしたことによる。

しかも、池田は、小椋から受領した金二〇万円のうち、被告人に渡したのは一〇万円のみであり、一〇万円は池田が勝手に費消している。しかして、被告人は小椋に対し、後刻二〇万円を弁償する破目に立ち至つた。

㈡、第一審判示第一の一の犯罪事実、即ち、合資会社前田商店に対する取引に於いては、相被告人（分離前）中島、同岡野が主謀者で積極的に話を進めたものであり、被告人は、話がまとまり、前田が山見を一応済ました後で、「立木の範囲は、これ〳〵と示してあるから、口裏を合わせて欲しい」との岡野の指示に従つて、山主として行動したのに過ぎない。

㈣、第一審判示第一の二の犯罪事実、即ち、酒本材木店に対する取引に於いても、相被告人岡野、同中島は、尾崎の取引を陰に陽に促進画策している。これは、妹尾、尾崎間の契約書を偽造するについても、岡野が積極的に勧誘し、妹尾の印鑑を購入し、司法書士に依頼して直接偽造文書を作成した事実、及び、酒本材木店から尾崎が受領した金員、（三〇万円）を、被告人の妻から岡野、中島らが、取り上げている事実、からも明らかである。

㈤、売買代金の分配についても、尾崎が受領したものは極く一部であり、他は被害者への順次弁済、及び、ブローカーの池田、寺坂、中島、加藤、岡野等が、マージンと称して、費消したものである。

以上の事実を綜合判断するに、被告人は本件犯行の主謀者たる地位にあつたのではなく、他のブローカーの欲や思惑の中に、ひき廻されたものであること、少なくとも、各人各様の行動がつみ重なつて、本件の如き、大それた犯罪となつたことが明らかである。しかるに原審は、ひとり、被告人にのみ過重な実刑を課し、共犯者には、第一審判決を破棄して執行猶予を付して居るのは、極めて、公平の理念、ひいては、憲法第一四条に定める「法の下の平等」に反するものである。

四、その他、被告人の情状に関する事実として、

㈠、先に控訴趣意書で主張するとおり、そも〳〵本件は、山林売買に関する被告人の見込み違い（いづれ妹尾が全山につ

いて売つてくれるだろうとの希望的観測）及び、妹尾義基の、不明確な態度に起因していること、

㈡、実害も比較的軽微であり、被告人は被害弁償の態度をとりつづけていること、

㈢、再度、同一犯行を重ねたことについても、第一の有限会社前田商店に対する取引が解消され、受領金員の返済を催促されたため、その返済に充てるため、第二の酒本木材に対する取引を行つたものであること。

㈣、被告人は改悔の情著しいこと、

との事実も存するので、以上、本件の実体を綜合的に御審理のうえ、量刑不当として、原判決破棄されるよう陳述します。

以　上

昭和四〇年㋐第二七一九号

判　決

本　籍　山形県鶴岡市大字島字道西二七番地の七

住　居　同県同市天神町乙一八番地

（現在　秋田刑務所在所）

無　職

小　林　光　広

昭和九年一二月一〇日生

右暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反被告事件について、昭和四〇年一一月九日仙台高等裁判所秋田支部の言い渡した判決に対し、被告人および検察官から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決中判示第二の罪に関する部分を破棄する。

被告人のその余の上告は、これを棄却する。

当審における未決勾留日数中一〇〇日を本刑に算入する。

理　由

仙台高等検察庁検事長斎藤三郎の上告趣意および弁護人津田晋介の上告趣意第一、第二点について。

記録によると、山形地方裁判所鶴岡支部は、昭和四〇年四月九日被告人小林光広に対し、判示第一㈠として傷害（起訴状

昭和四一年六月一四日判決　昭和四〇年㋐第二七一九号

昭和四一年六月一四日判決　昭和四〇年(あ)第二七一九号

の罪名は殺人未遂)、同(二)として銃砲刀剣類等所持取締法違反および同第二として同取締法違反の各罪につき有罪を認め、なお、右第二の罪は判示確定裁判を経た罪と刑法四五条後段の併合罪の関係にあるものとして、判示第一の罪につき懲役三年六月に、同第二の罪につき懲役六月に処する（判示第一の犯行の組成および供用物件である日本刀を没収する）旨の判決を言い渡したこと、この第一審判決に対しては、同年四月二〇日検察官から、右判決中判示第一の罪に関する部分を限つて控訴の申立がなされたが、被告人からは右判決に対して控訴の申立がなされないまま、その申立期間を経過したことが認められる。したがつて、第一審判決中判示第二の罪に関する部分は、同月二四日確定し（既にその刑の執行も終了していることが認められる。）、控訴審には、第一審判決にかかる事件中判示第一の各罪に関する部分のみが係属していたものというべきである。しかるに、原審は、右第一審判決にかかる事件の全部について審判し、前記判示第二の罪についても第一審判決を破棄し、被告人を懲役六月に処する旨の判決をしている。右のような経過によれば、原審は、係属していない事件の審判をした違法があること所論のとおりであり、この違法は判決に影響があり、原判決中右の判示第二の罪に関する部分は、これを破棄しなければ著しく正義に反するものといわなければならない。したがつて、原判決中右部分は検察官の判例違反、弁護人の違憲の各論旨につき判断を加えるまでもなく、刑訴法四一一条一号により破棄を免れない。

なお、原判決中その余の部分に対する被告人の上告は、上告趣意として何らの主張がなく、したがつてその理由がないことに帰する。

よつて、原判決中判示第二の罪に関する部分につき刑訴法四一一条一号、その余の点につき同四一四条、三九六条に従い、なお刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官　横井大三公判出席

昭和四一年六月一四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　五鬼上堅磐

裁判官　横田正俊

裁判官　柏原語六

裁判官　田中二郎

裁判官　下村三郎

被告人　小林光広

検察官の上告趣意（昭和四一年一月一〇日付）

原判決は、検察官のみが控訴を申し立て、しかもその申立の範囲を第一審判決の一部に限定した本件につき、何んら控訴申立のなかつた他の部分についてまで審判した。これは控訴審に係属しなかつた事件につき審判をした違法があり、かつ、最高裁判所の判例にも違反し、その違法は判決に影響するばかりでなく、このまま放置することは著しく正義に反するので、原判決はこの点において到底破棄を免れないものと信ずる。

一、第一審裁判所は、昭和四〇年四月九日被告人に対し、判示第一の罪につき懲役三年六月に、判示第二の罪につき懲役六月に処する押収の日本刀一振（昭和四〇年押第七号の一）はこれを没収する判決の言渡しをした。そこで検察官は、同年四月二〇日右判決中の判示第一の罪の部分に対してのみ控訴の申立てをし、その際控訴申立書にその余の有罪部分、すなわち、判示第二の罪の部分については控訴を申し立てないものであることを明記したのである（記録第三七九丁参照）。

他方、被告人は右第一審判決全部につき控訴の申立てをしなかつたため、右判決の判示第二の罪の部分は同年四月二四日確定した（被告人は同月三〇日より前記刑の執行を受け同年一〇月一八日刑執行終了）。

従つて、控訴審においては検察官控訴にかかる前記判示第一の罪の部分のみが係属し、審判の対象となつたものであるにもかかわらず、原審仙台高等裁判所秋田支部は、右控訴事件を審理した上、昭和四〇年一一月九日「原判決を破棄する。被告人を原判示第一の(一)、(二)の各罪につき懲役三年六月に、同第二の罪につき懲役六月に各処する。押収にかかる日本刀一振（当裁判所昭和四〇年押第三五号の一）は、これを没収する。当審における訴訟費用は、全部被告人の負担とする」旨の判決を言い渡しているので、原判決は、被告人及び検察官より控訴の申立てのなかつた第一審判決の判示第二の

罪の部分についても審理し、懲役六月の刑を言い渡したものであり、何んら控訴申立てがなく、従つて控訴審に係属していない事件についても審判した違法のあることが明らかである。

二、のみならず、昭和二八年九月二五日最高裁判所第二小法廷判決（刑集七巻九号一三八八頁）及び昭和三七年六月二六日同第三小法廷判決（昭和三六年(あ)第二二八九号事件）は何んら控訴がなく、原審に係属していない事件について審判することは違法でその違法は判決に影響しこれを破棄しなければ著しく正義に反するとしているので、本件原判決は明らかにこの判例に相反するものといわなければならない。

よつて、原判決中右違法部分の破棄を求めるため本件上告に及んだ次第である。

以　上

昭和四〇年(あ)第二七一九号

弁護人津田晋介の上告趣意（昭和四一年一月八日付）

被告人小林光広

第一点　原判決は、憲法第三九条に違反する。

一、原審裁判所は、第一審判決を破棄し、被告人を第一審判示第一の(一)、(二)の各罪につき懲役三年六月に、同第二の罪につき懲役六月に各処する旨の判決を言渡した。

二、然るに右判示第二の罪については、控訴の提起なくして確定し、しかも既に刑の執行も終了したのである。

三、此のように刑の執行を終了したにも拘らず、それと同一の罪につき重ねて刑の言渡をした原判決は、明らかに憲法第三九条の「同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない」に違反したこと明らかであるから、当然破棄を免れない。

第二点　原判決は、憲法第三一条に違反する。

一、第一審裁判所の言渡した判示第二の罪については、検察官も被告人も共に控訴申立をしなかつたものである。

二、然るに原審裁判所は、控訴申立のなされない右判示第二の罪につき刑の言渡をしたのは「何人も法律の定める手続によらなければ……自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」と規定する憲法第三一条に違反するものであること明らかである。

以　上

昭和四〇年(あ)第二一六一号（被告人赤阪一郎）
昭和四〇年(あ)第二一六二号（被告人稲葉房蔵）

判　決

本籍および住居　大阪市南区河原町一丁目一五五六番地の一
無　職
赤　阪　一　郎
明治三五年二月二五日生

本　籍　大阪市北区豊島町九番地
住　居　大阪府八尾市末広町四丁目六番地
薬　剤　師（元大阪府議会議員）
稲　葉　房　蔵
明治二三年七月七日生

被告人赤阪一郎に対する贈賄、同稲葉房蔵に対する収賄、贈賄各被告事件について、昭和四〇年八月五日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があったので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人赤阪一郎の弁護人天野一夫、同岡田善一、同佐伯千仞の上告趣意は、大阪府公衆浴場法施行条例（昭和二五年一二

月二二日大阪府条例八五号）が、法律に反し無効であることを前提として違憲をいうものであるが、所論の点に関する原判決の判断は相当であり、所論大阪府条例の規定が公衆浴場法、地方自治法により認められた条例制定の範囲を超えているものとは認められない。したがつて所論大阪府条例は有効であり、所論違憲の主張は、前提を欠き適法な上告理由とならない。

被告人稲葉房蔵の弁護人西畑肇の上告趣意のうち、憲法違反をいう点について。

所論公衆浴場法二条、大阪府公衆浴場法施行条例（昭和二五年一二月二二日大阪府条例八五号）および大阪府浴場審議会規則（昭和二六年二月一九日大阪府規則一八号）が憲法二二条に違反するものでないことは、当裁判所昭和二八年(あ)四七八二号同三〇年一月二六日大法廷判決（刑集九巻一号八九頁）の趣旨によつて明らかである。所論は、採ることができない。同上告趣意のうち、その余は、単なる法令違反の主張であつて、上告適法の理由にあたらない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四一年六月一六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩　田　誠

裁判官　入　江　俊　郎

裁判官　長　部　謹　吾

裁判官　松　田　二　郎

昭和四〇年(あ)第二一六一号

贈賄

被告人　赤　阪　一　郎

弁護人天野一夫、同岡田善一、同佐伯千仭の上告趣意（昭和四〇年一一月二二日付）

原判決は法律に違反するため無効である大阪府公衆浴場法施行条例が有効なものであることを前提として本件被告人に有罪の言渡をしたものであるから、正しく憲法第九四条、同第九八条第一項に違反するものであり、とうては破棄を免れないものといわなければならない。

一、本件の事実は、被告人赤阪が、昭和三二年五月から六月にかけて、当時大阪府公衆浴場審議会委員をしていた稲葉房蔵その他の大阪府会議員に対して、大阪市内における公衆浴場営業を許可してもらうために金銭を贈つたということであつて、それが右の府会議員等の審議会委員としての職務に関する贈賄であるとせられているわけである。ところで、この贈与行為の当時には、大阪市のようないわゆる指定都市においては、公衆浴場営業許可の権限は、既に府県から奪われて各指定都市に委譲されていたのであつて、――公衆浴場法第七条の二の指定都市に対する特例は昭和三一年九月一日から施行せられ、それと対応する地方自治法の改正法第二五二条の一九、同法施行令第一七四条の36は同年一一月一一日から施行せられた――大阪府知事の諮問機関である大阪府公衆浴場審議会の委員は、大阪市内の公衆浴場営業の許可については、何等の職務関係も有しなくなつていたのであり、従つてそれが贈賄罪となる筈もないというのが、被告側の主張である。だが、それではそのように既に職務関係のなくなつた府の公衆浴場審議会委員に対して一体何故に金を贈つたかという疑いが、当然生ずるであろう。そこに、本件の要点が存するわけである。以下、若干そのようになつた事情をお聞取り頂きたい。

二、右の指定都市に対する権限委譲までは、府県内の全域を通じて、公衆浴場営業の許可は府県の権限に属し、知事は設置

場所が配置の適正を欠くときは、営業許可を与えないことができるものとされ（二条二項）、更にその設置場所の配置の基準については府県が条例でこれを定めることになつており（公衆浴場法二条三項）、大阪府ではこれに基いて大阪府公衆浴場法施行条例が定められていた（昭和二五年一二月二二日府条例八五号）。そして、その条例の第二条は、次のように規定していた。

「第二条　公衆浴場の設置場所の配置間隔はおおむね二百二十五メートルを必要とする。但し次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

一、設備の許可を受けた公衆浴場が三ヶ月以内に工事に着手しないとき、若しくは十ヶ月以内に工事を完成しないとき

二、既設の公衆浴場が工事の完成後二ヶ月以内に営業を開始しないとき、若しくは引続き六ヶ月以上休業したとき

三、土地の状況、人口の密度その他特殊事情により知事が必要と認めたとき」（傍点は弁護人）

前記の大阪府公衆浴場審議会の設置も、この条例により定められており（三条）、知事の諮問に応じ公衆浴場の適正配置に関する事項を審議するものとせられたが、実際には「公衆浴場審議会運営内規」なるものが作られ

「一、距離概ね二百五十米以上のものは人口の多寡にかゝわらず府限りで許可する。

二、距離概ね百七十五米未満である場合は審議会に諮問することなく府限りで不許可の手続きをする。

但し橋梁のない河川、踏切のない鉄道等で遮断されている場合は、この限りでない。

三、距離のない場合円内人口概ね八百人未満の場合においては審議会に諮問することなく府限りの不許可の手続きをする。

四、概ね距離百七十五米以上（二百二十五米未満の場合）、円内人口八百人以上である場合と雖ども隣接浴場の利用人口（円内、円外）概ね千人未満の場合においては審議会に諮問することなく府限りで不許可の手続きをする（以下

略）。」

ということになつていたので、実際審議会にかけられるのは、右以外の限られた場合、すなわち、(イ)隣接浴場との距離が一七五米以上二二五米未満で、円内人口が八百人以上あり、且つ隣接浴場の利用人口が千人以上ある場合、及び(ロ)一七五米未満でも、橋梁のない河川、踏切のない鉄道等で遮断されている場合の申請に限られていたのである。

三、ところで前述のごとく、昭和三一年、地方自治法および指定都市においては、同年一二月一日以降公衆浴場の営業許否に関する権限は、府県知事から市長に委譲されることになつたが、ただ公衆浴場設置場所の配置基準等に関する条例制定権だけは、右権限委譲後も、委譲前と同様に、府県に残されたのである（前記施行令第一七四条の三六、公衆浴場法第二条第三項）。指定都市の市長は、府県が定めた配置基準に従い、公衆浴場営業許可申請に対する許否の処分をするという建前であつた。ところで、大阪府においては、前記法律改正後においても、何ら新しい基準を制定せず、漫然と従来の大阪府公衆浴場法施行条例第二条の規定をそのまま存置し、それを大阪市に対しても流用し、従つて前記の「土地の状況、人口密度その他特殊事情により知事が必要と認めたとき」という二条三号もそのまゝ大阪市に適用していたのである。否、むしろこの二条三号を利用して、大阪市内の公衆浴場営業許可申請についても、知事が依然として介入し自ら可否を決しては、その結果だけを市長に押しつけてきた。そのために、府の浴場審議会も、依然として大阪市内の申請について、諮問を受け、それを審議するという越権を敢えてしていたのであつて、本件もそのために発生したのである。

四、第一審及び原審の弁護人が、右のような事態について主張したことは、次ぎのごとくであつた。

(1)　権限委譲後は、大阪府は、大阪市との関係においては単に公衆浴場の設置場所の配置基準について条例を定める権限を有するにすぎなくなつたのであるから、よろしく、速かに、権限委譲を受けた大阪市長がそれに従つて自ら公衆浴場営業申請に対する許否を決定し得るような客観的尺度を示す公衆浴場の配置基準を条例で定むべきにも拘らず、これを

なさないでいるのは違法であり、その違法な措置によつて審議会委員の職務が基礎づけられる筈はない。

(2) もつとも、これについては、別に条例を制定しなくても、従来の大阪府公衆浴場施行条例が、そのまま大阪市にも適用せられているし、他方大阪市側でも「公衆浴場営業許可事務取扱要項」に右の府の審議会運営内規に相応する条項が設けられていたから、何も問題はないように思われるかも知れぬ。しかし府条例は、前記のごとくその第二条但書三号に「土地の状況、人口の密度その他特殊事情により知事が必要と認めたとき」というような条項を含み、大阪市は知事に個別的に伺いを立てねばならなくなつて、新たに許可権の委譲を受けた大阪市に対する関係で、それは公衆浴場法第二条第三項にいう「設置の場所の配置の基準」を与えたものとはとうていいえないのである。蓋し、ここで配置の基準というためには、許可事務を行うものが、それに従つて許可申請に対する許否を決定しうるような客観的尺度を示すものでなければならないのに、右の府条例の第二条の但書第三項は、何らかような客観的基準を与えることなく、許可するかどうかの決定をあげて知事の自由裁量にゆだねているからである。それでは、結局府知事が大阪市内の個々の申請に対する許可事務にまで介入することになり、市に公衆浴場の営業許可の権限が委譲せられたことは、空文化されてしまうことになる。かような府条例並びにそれに基く知事の行為は、公衆浴場法第二条の違反であり、明らかに違法且つ無効であるから、その知事の諮問に応じてそれらの審議に当つた府浴場審議会委員の行為もまた、右審議会の権限に属しない事項に関してなされたものであつて、その公務員としての職務とは全く関係がないものである。

(3) 昭和三一年一〇月一九日付厚生省公衆衛生局長名義の通牒（衛七一八号）は「基準事項の特質上やむを得ず府県知事の認定に委ねなければならない事例については可否の決定を府県知事において行つた上、指定都市の市長が許可処分を行うことになる」というような文句があつて、恰かも本件における大阪府のやり方を支持するかのごとくであるが、かような一片の行政庁の通牒をもつて地方自治法や公衆浴場法の明文を変更できるものではないことは明らかである。

(4) 右の大阪府公衆浴場法施行条例を有効なものと解釈する方法が、唯一つある。それは、同条例の第二条但書三号の「知事が必要と認めたとき」を「大阪市長が認めたとき」と読み換えることであるが、本件当時の実際の処理はそうなつていなかつたのだから、結局、その違法無効はどうにも救いようがないのである。

五、以上の弁護人の主張に対して、原判決は、「よつて案ずるに、なるほど、都道府県が条例において公衆浴場の設置場所の配置基準を定める場合、できる限り客観的な基準を規定し、許可事務を行なうものが右基準に従い申請に対する許可、不許可の決定ができるようにしてくおことが望ましく、個々の場合について基準に適合するかどうかを知事の認定に委ねるような規定の仕方をしておくことは、右認定権者とは別個の機関である市長が許可処分を行なううえから適当でないことはいうまでもない。」といつて一応賛意を表するのであるが、それにも拘らず、それは知事の条例制定権を逸脱するものでなく、市長の権限を侵していることにもならないとして、その違法性を否定するのである。その理由は左のごとくである。

(1) 「しかし、公衆浴場の配置基準は、既存の隣接浴場との距離（前記条例第二条本文）、申請の浴場設置場所を中心とする人口、隣接浴場の利用人口など二、三の事項ばかりでなく、その他各般の条件を考慮し、これを設定するのでなければ基準としての性格上不十分であつて、このような条件のすべてを網らして想定し、これに対応する事項について画一的な基準を定めておくことは立法技術上困難であるばかりでなく、たとえこのようにしてできる限り客観的な基準の確立につとめたとしても、個々の具体的案件に適用した場合、神社仏閣、学校の存在など特殊事情が介在して、許否の決定について具体的妥当性を欠く結果を生ずるおそれのあることは否定できない。」

(2) 「右のように、内規の形式ではあるが、できるだけ細かく許可基準を明示し、最後に残された場合についてのみ、市長から知事に対して、基準に適合しているかどうかの判定に関する意見を求めることは、立法技術としては批判の余地

があるけれども、やむをえない措置であると考えられ、大阪府知事の権限に属する配置基準についての条例制定権の範囲を逸脱しているものとはいえないし、また、大阪府知事としては右規定に基づき基準に適合するかどうかを判断して意見を回答するだけで、許否の処分そのものは大阪市長がしていることは前記のとおりであつて、大阪府知事は大阪市長に属する公衆浴場の許否に関する権限を侵しているものではない。」

六、しかし、右の原判決の論理は、明らかに詭弁であり、誤謬である。

(1) まず、それは、一応、弁護人の主張に賛成して、府県が配置基準を定めるときには、「できる限り客観的な基準を規定し、許可事務を行うものが右基準に従い申請に対する許可、不許可の決定ができるようにしておくことが望ましく、個々の場合について基準に適合するかどうかを知事の認定に委ねるような規定の仕方をしておくことは、右認定権者とは別個の機関である市長が許可処分を行なうえから適当でないことはいうまでもない」と述べているが、それらは決して単に「望ましい」とか「適当でない」とかいう程度のものでなく、正しくその府県条例を公衆浴場法に適合せぬものたらしめる程の看過できない欠陥なのである。

(2) 原判決は、これに反して、それらは単に当不当の問題でいまだ府条例の違法、無効をきたすものではないとなし、その理由として、公衆浴場の配置が適正かどうかの判断は、各種の条件を考慮して下す必要があり、これらの条件をすべて網らした客観的画一的な基準を定めることは困難で、仮りにまたそれを定めてみても、特殊な事情のある場合には、具体的妥当性を保障しにくいといゝ、それで大阪府条例が前記のごとく一定の場合には個々の申請ごとに市長から知事に伺いを立てさせるような規定をしたことも、「やむを得ない措置」だったのだから違法とはいえないというのである。しかし、(イ)「やむを得ない」ということは、決して或る行為を適法化するものではなく、むしろその「やむを得ない」という表現自体が、実は、知事がその本来の権限を逸脱していることを認めた言葉である。なお、(ロ)原判決は、右

の市長が個々の申請について各個に知事に伺いを立てることを、市長が「個々の場合について基準に適合するかどうかを知事の認定に委ねた」のだというように表現しているが、それもごまかしである。蓋し、それらの場合には、それに適合するかどうかを判断すべき基準そのものが定められていないからである。上述したように、大阪市長が知事に伺いを立てるのは、隣接浴場との距離が一七五米以上、利用人口八百人以上、隣接浴場の利用人口千人以上の申請の場合等であるが、そのような場合の許可不許可を決める標準は右の府条例のどこにも定められておらず、すべては単に大阪府知事がそれを必要と認めるかどうかにかゝらしめているのである。既に基準が存し具体的なケースがそれに適合するかどうかに疑問があるため照会するというのなら話が分るが、このように始めから何らの基準も与えておかないで、個々の場合に許可するのが相当かどうかいちいち知事に聞きに行くというのでは、基準に適合するかどうかを照会することにはならない。原判決からは、知事即基準という妙な関係になつてしまうのである。昔、「朕は国家なり」といつた国王があつたそうであるが、今日の大阪府知事も「余が基準である」と放言してよいとされるのであろうか。

(3) 貴裁判所の昭和三〇年一月二六日判決は、同じように「その他特別の事情があると認めるとき」と定めた福岡条例について、憲法第九四条に違反するものではないと判示されたことがある。しかし、それは、こゝで問題としているような点に関するものではないし、仮りにそうだとしても、それは元来許可不許可の権限を有する府県知事が、その権限内で許可事務を行うための細則として定められた基準に関するものであるから、もとより正当である。しかし、それは、本件のごとく、許可権と基準制定権とが別個の機関に分属せしめられている場合には当嵌らないのである。蓋し、こゝでは、府県は単に配置基準を定めるだけで、実際の許可処分は、その府県の定めた基準によつて市長がこれを行うことになつているのであつて、いまや府県の条例は単に府県という同一機関の内部における事務細則ではなくなつているからである。それは、市長が許可事務を自ら行うための基準を与えるものでなければならぬ。然らざれば、府県は、右の

大阪府条例第二条但書三号のような規定をおくことによつて、法律上明らかに指定都市に委譲された当該都市内における浴場営業申請に対する許可の権限を、事実上、依然として自己の手中に保留できることになるからである。

(4) しかるに、原判決は、前記のような大阪府における実情もなお知事の条例制定権の範囲を逸脱しているものとはいえないとなし、また許否の処分そのものは市長がしているのだから、市長の権限を侵しているものでもないというのであるから、その誤りは全く明白であるといわなければならない。知事に照会させる範囲内の申請については、何等の基準も示さないでおいて、個々の申請について知事自らその相当不相当を決定することにしながら、基準制定権の逸脱でないとどうしていえようか。また、法律上の許可権者たる市長を、単なる窓口の取次役のように扱いながら、市長の権限を侵していないなどということも、三百代言の言草ならばいざ知らず、裁判所の判決としてはとうてい通りがたい詭弁だといわなければならない。

(5) 原判決が、右のような扱い方をまことに「やむを得ない措置」であると是認肯定していることは、上述した通りであるが、実はそれは決してやむを得ないことではないのである。従来存在した府の浴場審議会運営内規等を素材として工夫すれば、客観的な尺度を含む配置基準を定めることは、むしろ容易なことだつたのである。また原判決は、しきりに配置の適正判断について考慮される条件が複雑で画一的にいかぬと強調するが、浴場配置の適正の判断など行政事務としてはむしろ簡単な部類に属し、何も特別困難なことではない。また、客観的基準を決めるように努めても、最後にどうしても個別的に判断して決定しなければならぬような微妙な問題が残るとしても、その場合の適否、必要不必要の判断はこれを許可権者たる市或いは市長に委ねれば足るのであつて、且つそれが法律上も当然の筋道である。そしてこのためには、前記の府条例第二条但書三号の「知事が必要と認めたとき」とあるのを「市長が必要と認めたとき」と読みかえるか、改めれば足るのである。権限が委譲された以上、かような当然の論理を無視し、詭弁を弄してまで、昔の夢

を追おうとする府県の権限逸脱に組みすべきいわれはない。

(6) 以上のことは、公衆浴場法の法文そのものからも読みとれるところである。蓋し、同法第二条第二項は、もともと「都道府県知事は公衆浴場の設置の場所……が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる」と規定しているのであるが、これは権限の委譲を受けた指定都市については、当然、「指定都市の市長は」と読みかえられることになるのだからである（地方自治法一七四条の三六）。設置場所の配置が適正かどうかは、市長が判断すべきものであることは、法文上も明白であるといわなければならない。

以上のごとくであるから、本件の公衆浴場営業申請に対して、大阪府知事が自らその許可の適否を判断する挙に出でたこと、並びにその知事の諮問に応じてそれについて審議していた大阪府浴場審議会委員等の行為が、公衆浴場法に違反する違法無効の行為であり、とうていその職務行為と称しがたいものであつたことは明らかであり、従つてそれについて賄賂罪の成立する余地はないのである。何卒、原判決を破棄し、被告人に無罪の御判決を賜りたい。

以　上

昭和四〇年(あ)第二一六二号

収賄、贈賄

被告人　稲葉房蔵

弁護人西畑肇の上告趣意（昭和四〇年一一月二〇日付）

第一点　原判決は憲法違反、又は法令の適用の誤りがあつて、その誤りが判決に影響を及ぼすこと明らかであるので之を破棄相成度し。

被告人は大阪府会議員在職中大阪府知事の委嘱によつて大阪府公衆浴場審議会委員として知事の諮問に応じ公衆浴場新設許可申請の適否を審議する職務に関して収賄したものとして有罪判決を受けたものであります。

然し乍ら大阪府公衆浴場審議会の委員という職務は次に述べる理由によつて法令上の根拠なく従つて職務に関して賄賂を収受することはあり得ないと考える。

㈠　大阪府公衆浴場審議会委員には大阪府公衆浴場審議会規則第三条二号（昭和二六年二月十九日大阪府規則第十八号）により任命又は委嘱されて就任するものであるが、これは公衆浴場法第二条第三項、同第三条に基づく大阪府公衆浴場法施行条例（昭和二五年十二月二二日大阪府条例第八十五号）第三条によつて制定された規則である。

然し右条例及規則の根本となつている公衆浴場法第二条第三項は憲法第二十二条に違反する無効な法律であるので、それに基く条例及規則も又無効であると云う外はない。

即ち公衆浴場法第二条第二項は都道府県知事は

①公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が公衆衛生上不適当と認めるとき、②又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは浴場経営の許可を与えないことができると規定し同第三項は前項の設置の場所の配置の基準については都道府県条例でこれを定めると規定し、これに基づいて大阪府公衆浴場法施行条例が制定され、同条例第二条

に配置間隔を二百二十五条とする旨の規定が設けられたものである。

然し乍ら前記公衆浴場法が浴場経営について許可主義をとり且つ第二条第二項中前段の①公衆浴場の設置場所若しくはその構造設備が公衆衛生上不適当と認めるとき不許可とすることは或は憲法第二十二条による職業選択の自由に対する公共の福祉からの制限として納得出来ないことではないが後段②配置の適正を期するがために配置間隔を設けるが如きは明らかに職業選択の自由を制限するものであると考える。

原判決はこの点につき「しかし公衆浴場が国民大衆の日常生活に必要欠くことのできない多分に公共性を伴う厚生施設であることにかんがみ国民保健および環境衛生の見地から公衆浴場の設置場所の偏在ないし乱立を防止しその配置の適正を保つために必要な立法措置を講ずることは公共の福祉を維持するゆえんであり……公衆浴場法の右規定が既設浴場業者の利益を保護する一面のあることは否定できないけれどもそれは公衆浴場の設置場所の適正配置を規制したことに由来する、いわば反射的な効果にすぎないのであつてそのことゆえに右規定が本来公共の福祉を維持するため設けられた立法趣旨を看過するのは正当でない」との判断から原審も第一審判決に引用した最高裁判所「昭和三十年一月二十六日判決（刑集九巻一号八九頁）昭和三十二年六月二十五日判決（刑集十一巻六号一七三二頁）昭和三十五年二月十一日判決（刑集十四巻二号一一九頁）」等の判例の見解に従う旨の意見を述べている。

然し右最高裁判所判例の判旨に云うが如く「浴場の濫立により浴場経営に無用の競争を生じその経営を不合理ならしめるおそれがある」とか原判決の云うが如く「公衆浴場の偏在ないし乱立を防止する」とかの理由が公共の福祉に適合すると云う解釈は到底納得出来ない。職業撰択の自由についても「公共の福祉」による制限のあることは勿論であるが、之が為に浴場経営について許可主義を採用し行政監督する必要があるとするならば公衆浴場法第二条第二項前段の如く「公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が公衆衛生上不適当と認められる場合」にその利用及び公衆衛生上

の見地から制限監督すれば充分である。

むしろ公共の福祉と云う点から考えれば浴場経営を自由にすることによつてこそ各経営者は競つてその設備及サービスに努力を払い利用者も又よりよい設備及サービスを利用出来るのである。原判決の如く例え反射的効果とは云え既存業者を強硬に保護し反面、新規開業を制限して既存業者の営業収益の安定を計り之に豊富な設備投資を期待するが如き見解は自由競争経済の利点を理解しない見解と云う外はない。

（公衆浴場法の右規定が憲法の精神に適合しないことを指摘する学説としては宮沢俊義法律学全集4、憲法Ⅱ三八〇頁参照）

(二) 大阪府公衆浴場法施行条例は第二条但し書第三号に「土地の状況人口の密度その他特殊事情により知事が必要と認めたとき」知事が浴場経営を許可出来る旨の規定があるがこれは公衆浴場法第二条第三項に云う基準と云えないので同条例は無効である。

原判決はこの点について「……なるほど都道府県が公衆浴場法第二条第三項に基づき条例をもつて公衆浴場の設置場所の配置基準を定める場合、できる限り明確な客観的基準を設定し営業の許否に関する事務を行うものが右の規準を具体的案件に適用して簡明直さいにその処分ができるようにしておくことが妥当であつて、個々の事例について基準に適合するかどうかを知事の認定に委ねるような規定の仕方をとることが適当でないことはいうまでもないところである。」と云いながら更に「しかし公衆浴場の配置の基準については……など二、三の事項ばかりでなく神社、仏閣や学校との距離下水道設備との関係その他各般の条件を考慮しこれを設けるのでなければ基準として十分ではないといわなければならないのであつてこのような条件のすべてを網らして想定し複雑多岐にわたる事項について詳細に基準を定めることは立法技術上困難煩雑でもあり仮にできる限り客観的な基準の確立につとめたとしても個々の具体的案件にこれを適用

した場合その事案に固有の特殊事情の故に許否の決定が具体的妥当性を欠く結果を生ずるおそれのあることは否定できないのであつて……その判定を府知事にゆだねる旨の規定を設けたのはやむを得ない措置であると考えられる……所論条例が公衆浴場法第二条第三項にいわゆる配置基準を定めたものといえないことはない」と判示している。

右原判決の論法は要するに大阪府公衆浴場法施行条例第二条但し書第三号は知事の認定に委ねるような規定の仕方をとつており公衆浴場法第二条第三項に云う規準としては不適当不充分であるが然し立法技術上の困難煩雑と具体的妥当性を欠く結果を生ずるおそれがあるから知事の判定に委ねる規定を設けてもやむを得ない措置として規準と考えるべきであると云うが如くである。

然し乍ら行政法上の基準の認定と云うのは当該行政処分につき具体的案件によつて異なる結論を生ずることを防止するためであるからそれは裁量の余地のない明確な基準でなければならないと考える。

原判決は最終的には知事の合理的な裁量と云うことを以つて一種の基準と認めようとするものの如くであるが前述の通り基準と云う場合は裁量の余地のない場合であるから原判決の判断は明らかに誤りである。

このことは昭和三一年十月十九日付厚生省衛生局長発の衛発七一八号「指定都市の事務処理の特例に関する件」の通牒中「これまで府県の定めた基準の規定中には府県知事の認定等に委ねているものであり……従来の基準全般について再検討を加え、できる限りの客観的基準に改めることにする」とある様に厚生省自体が基準という言葉こそ使用しているが知事の認定に委ねる部分は再検討を要し基準と云うに適しないことを指摘しているのであります。

以上の理由によつて大阪府公衆浴場法施行条例第二条但し書は無効と云う外はない。

以　上

昭和四一年(あ)第七二号

決　定

本　籍　朝鮮慶尚南道咸陽郡西下面鳳田里

住　居　広島市基町東区三三組

飲食店業

林秀夫こと

林　秀　燮

昭和一一年一二月一五日生

本　籍　朝鮮慶尚南道咸陽郡西下面鳳田里

住　居　広島市基町東区三三組

飲食店業

林広人こと

林　昊　燮

昭和一三年六月二〇日生

本　籍　広島県山県郡千代田町字寺原一〇二八番地

住　居　同県同郡同町字今田甲二三九八番地の一

自動車運転者

竹　内　薫

昭和四一年六月一六日決定　昭和四一年(あ)第七二号

右の者らに対する賍物故買各被告事件について、昭和四〇年一二月一七日広島高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があったので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人林秀燮、同林昊燮の負担とする。

理　由

被告人林秀燮、同林昊燮の弁護人吉岡義三郎の上告趣意は、違憲をいうが、記録によるも原判決が被告人両名に対し朝鮮半島出身者であるため差別待遇して重い刑を科したと認められる資料はないから、右違憲の主張は前提を欠き、被告人竹内薫の弁護人新井照雄の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号、被告人林秀燮、同林昊燮に対して同一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年六月一六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　長部謹吾

裁判官　入江俊郎

裁判官　松田二郎

裁判官　岩田誠

賍物故買

同

弁護人吉岡義三郎の上告趣意（昭和四一年三月一〇日付）

原審判決は法の下に平等の憲法の精神に悖り公正な裁判を受くべき被告人等の人権を極度に侵害するものと思料する。

第一、原審は原審弁護人意見（記録一一七六丁控訴趣意書第一点前又）のとおり甚しく苛酷であつた第一審判決の瑕疵を認めてその量刑を不相当であると判示しこれを破棄自判したるものであるがなお且つその量刑は第一審の範疇を離脱せず全く首肯し難いものである。尤もこの裁判に公正をそこなうようなことがあつたとは思えぬが被告人等が朝鮮半島出身者であるが為めにその罪責の追求に峻厳に対処せられたものであつて邦人の間に潜在する先入的な差別観というかこの潜在意識の作用により不知不識の間に差別的な重い刑を科したものであることは推断に難からざるところである。

然しながら当弁護人はこの結論は単なる思いつきやヒラメキに出でたものでなく戦前半島の人々との接触十余年の経験からの推断で被告人秀燮の修飾のない真実の告白（記録一一八〇丁以下、詳しくは被告人控訴趣意書中小学校時代「同一一八一丁裏」就職関係「一一八三丁裏」隣保の圧迫「一一八八丁」第一審判決言渡のときの衝撃「一一八九丁裏」）を信じ且つ深い同情と慚愧に堪えないものなしとしないのである。差別待遇は被遇者において最も敏感に感受されるのみならず量刑の甚しい差違は差別待遇に通じ被告人をして裁判に対する不公平感を抱かしめる恐れなしとしない。

被告人　林秀夫こと
　　林秀燮
　　林広人こと
同　林昊燮

しかも原審弁護人は第一審から一貫して執行猶予の処断を期待した（記録一〇八七丁、第三回公判調書弁護人意見、同一一七六丁控訴趣意書）のは刑の苛酷は被告人等に対する差別待遇の違憲と被告人等の裁判に対する不公平観の醸成を恐れ国際的な影響を考慮したもので本件第一審及び原審における争点は実にこの差別待遇から虚心に離脱せしめ得るや否やにあつたものである。

第二　憲法第一四条は「すべて国民の平等に関する基本的人権」についての原則的な規程を保障しているが法の下の平等は本質上普遍的な原理であり絶対に外国人を除外するものでないことは通説である。被告人等は戦前から本邦に居住し本邦に帰化したものではないがたとい第三国人と雖も人として当然享有すべき基本的人権は認められる（最判昭和二五、一二、二八第二小法廷民集四、一二、六八三）べきであるから本件被告人等の法の適用に関して不平等の取扱いを受けたことは人を差別することであつてこの基本的人権の尊重の趣旨に反するものというべきである。

要するに原判決は被告人等の差別待遇を疑うに足る顕著な事由があり被告人等の基本的人権の保持と実現を妨げる失当な措置であるということができる。即ち原審判決は憲法第一四条に反する違法の判決である。

よつて原判決はこの点において破棄を免れないものと信ずる。

以　上

昭和四一年(あ)第七二号

賍物故買

弁護人新井照雄の上告趣意（昭和四一年三月二三日付）

一、原審は被告人に対し実刑の判決言渡をしているがこれは刑の量定が著しく不当であり正義に反するものであると思う、本件犯行は被告人の主導するものでない。即ち他の共犯者（共同被告人）に対し度々犯行を制止し注意してきたのであるが同人等の強請によりそれ迄の関係等もあつて拒絶し得ず仕方なく賍物を買入れたものであるが全く従属的に加担したのみでありその件数被害額は比較的少なく犯情は軽微といえる。

二、被告人は本件を深く反省し生活を犠牲にして被害弁償に努力して謝罪し改悛の情を示しているのである。再犯の虞れは全くなく日頃自動車運転者として真面目に勤労している。家族を抱え円満な家庭生活を営んでいるものである。

以　上

被告人　竹　内　薫

昭和四一年(あ)第五二八号

決　定

本　籍　京都市右京区山ノ内荒木町二番地の五
住　居　大阪拘置所在監
既決囚（興行師）
藤　原　定　太　郎
昭和二年六月二〇日生

本　籍　熊本県飽託郡北部村大字改寄二三八〇番地
住　居　大阪府堺市五条通五丁四三番地　岡田登方
社員見習
城滝虎次郎こと
福　富　勇
昭和一四年一二月三日生

右藤原定太郎に対する入場税法違反、福富勇に対する入場税法違反幇助、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反被告事件について、昭和四一年二月四日大阪高等裁判所の言い渡した判決に対し、被告人らから上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件各上告を棄却する。

昭和四一年六月二〇日決定　昭和四一年(あ)第五二八号

昭和四一年六月二〇日決定　昭和四一年(あ)第五二八号

当審における訴訟費用は被告人藤原定太郎の負担とする。

理　由

被告人藤原定太郎本人の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

被告人藤原定太郎の弁護人阿部民次の上告趣意第一点は、単なる法令違反及びこれを前提とする量刑不当の主張であり、同第二点は、量刑不当の主張であつて、いずれも適法な上告理由に当らない。

被告人福富勇の弁護人服部恭敬の上告趣意は、違憲（一四条違反）をいうが、原判決は、本件犯行の動機、態様、被告人の前科、経歴、当時の生活態度等を綜合して量刑をしたにすぎず、被告人が組員であることをもつて直ちに被告人に対し不利益な差別的処遇をしたものではないから、所論違憲の主張は前提を欠き、その余は量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

また、記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文（被告人藤原定太郎につき）により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年六月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　奥野健一

裁判官　草鹿浅之介

裁判官　城戸芳彦

裁判官　石田和外

昭和四一年(あ)第五二八号

被告人の上告趣意（昭和四一年三月二十八日付）

私くしは此の度の入場税法違反の事件に対しまして刑の量定不当並びに事実の誤認等を持ちまして此々に上告の申し立を致します。

私くしが此の度の事件に対しまして一、二審で異議の申し立を申し得なかつた理由を此々に延させて頂きます。

私くしはあくまでも組織の上での組長で有ますが故にどのように異議の申し立てを致してみましても、いかようにもならないものと自分自信で望を捨てゝおりましたもので一、二審での裁判に於ては何等の弁解も申し立てずに居ました次第です、現在の私くし自信もこゝに一年間の拘禁生活を送つて居ます間にこの様な自分ではいけないと言ふ事に対して気がつきやはり何事も自分の思つて居ます事と事実に有ました事に対してくわしく申し延ます事が自分にとつて一番大切で有ますと言ふ事に気がついて最高裁判所に上告を申し立てました次第です。

此の度の入場税法違反の事件に対しての主催者で有と共に此の興行に対しての全責任者はあくまでも私くしの考がえといたしましては島田拾三で有と思われます、此の度のこの事件につきましての私くしの取つて来ました行為そのものに対してはあくまでも私くしと致しましては協力を致しました一人の者と思つて居ます此の興行其のものは、あくまでも島田拾三が主催者で、有と共に興行其のものゝ一切を島田拾三自信で何事も行つて居ますのが事実です、切符の一切、金銭の一切、其の他の事も島田拾三が、かゝえて居ます島田芸能の者達と島田拾三自信とで何事も相談の決果行なわれて来ましたものと私くしは思つて居ます、私くし自信も此の興行に対して組長で有ますが故に組員の者達に対して協力をするようにと進めました事は事実です、亦私くし自信が切符を売ました事は事実です、只し私くしが切符を売にいきました節には、あくまでも島

被告人　藤原定太郎

田につきそつていつたものです、私くしの切符の売先は大半の所が組関係の所に持つて、いつて居ます、切符の売先の組関係に、いきました、その節には、先方に対して此の興行に対しての、しゆし、そのものを、はつきりと延て居ります、そして私くし自信は此の興行に、対しての金銭の配当等は受取つておりません、私くし自信が此の度の興行の切符の代金の中から拾万円ないし二十万円の、金額を興行に対しての人件費として使用致しました事は事実です、亦私くし個人の事にて使いました事も事実です。で、あるからと申しましても決つして此の度の興行に対してえの配当金を決つして、もらつたものでは有ませんです、私くしと致しましては、あくまでも協力を致しました一人の者と思つて居ます、これまでの行なわれて来ました裁判では私くしが、あくまでも主犯者として、みなされています為に一審では、やはり全員の者達にくらべまして刑も尤とも高くて懲役八月罰金拾万円の刑の言ひ渡しを受て居ます、此の刑に対して控訴審では刑の量定不当に対して刑の減刑を賜はり現在、懲役六月罰金拾万円の刑の言ひ渡しを受けて居ます次第です。

此々に現在、社会に居ます共犯の者達についての其の後の経過と現在、服役致して居ます共犯の者達について私くし自信が思つて居ります事を延させて頂だきます現在、社会に居ます者として、島田拾三、鳥居幸一、木村忠雄、森田昌弘等の者達が居ます、此の四人の者達は一審にて刑の執行猶予を頂だいて一審にて刑の確定を致して居ます亦、社会に居ます一人の者として福富勇が残つて居ます福富勇は、入場税法違反と他の事件とを併合して頂だき一審では懲役一年の刑を言ひ渡されて居ます、此の刑に対して控訴では刑の量定不当に対して懲役八月の刑を言ひ渡されて居ます次第です亦、現在、服役致して居ます一人の者として、朴猛は一審で四月の刑を言ひ渡されて居ます、朴猛と致しましては、言ひ渡されました刑そのものが知かいと、言ふ事にて一審にて服役を致して居ます次第です。

今、一人の服役を致して居ます共犯の朴公寛は、入場税法違反と、他の事件とを併合して頂だいて一審にて八月の刑を言ひ渡されて居ます本人と致しましては二刑を併合して頂だいて八月の刑が尤つとも軽との事にて一審にて服役を致して居ま

す次第です、今、一人の者として一審にて執行猶予を頂だいて居ます者が居ますが、どうしても名前が思いだせませんです、この者も一審にて刑の確定を致して居ます次第です、以上のように申し延ました事が其の後の共犯の者の経過でございます。

私くしと致しましては、私くしに与えられました、この良き機会を、上告趣意書を持つて最高裁判所に、お願いを致して居ます次第です。

何卒、最高裁判所に、おかれましても今、一度私くしの申し延ました理由を、お聞き願えて良き御裁決を賜はります様お願ひ申し上げます。

私くしも前刑の務より十三年間の月日が過ぎ去つて居ます、亦現在、社会においては妻子の者達が私くしの帰を一日千秋の思いで待つて居ます、何卒、私くしの様な者ですが今、一度更生えの道をお与え下さいます様に節にお願い申し上げます。

此の度の入場税法違反の事件に、つきましては私くし自信が余にも法律に対してえの知識が、たらなかつた故に此の様な不始末を起すような決果になりましたものです亦、私くし自信が行つて来ました行為そのものが法に、ふれて居ますので処罰も、やむを得ないと思つて居ます、只し私くし自信が初から此の様な決果を知りながら、この様な行ないを致したものでは決つして有りません、法を知らない事とはいえ、此の様な処罰を受けました事は、将来の私くしに取つて誠に、今後の良い戒しめとして良く反省を致して居ます。

此の上は誠に御手数を、お掛け致しますが今、一度、書類御賢察の上、何卒、御寛大なる御裁決を賜はりますよう、節にお願い申し上げます。

以　上

昭和四一年(あ)第五二八号

被告人　藤原定太郎

弁護人阿部民次の上告趣意（昭和四一年四月二〇日付）

第一点　原審の判決は判決に影響を及ぼすべき法令の違反があるものと信ずる。

原審判決は「原審（一審）が適法に確定した関係事実に原判示関係法条を適用して主文の通り判決する」と断じている。

その適用した法条は刑法四五条後段、同五〇条、同六〇条、同一八条、同二一条、入場税法第二五条一項一号前段である。

判示事実とは「被告人及島田拾三の三名共謀の上島田拾三の主催により昭和四〇年一月二〇日大阪市天王寺区元町二丁目二七番地四天王寺会館においてこまどり姉妹歌謡ショーの興業を開催するに際し右興業に関する入場税を逋脱しようと企て……差額入場料金八八四、〇〇〇円に対する入場税八万八千四百円を逋脱した」というにあり（一審判決）本件は入場税逋脱の案件であるので入場税法を按ずるに、その第三条に於て納税義務者を経営者（主催者）と定めており、この経営者には各種の申告を義務づけ担保を提供せしめ納税の安全を確保している。

この義務違反に対しては同法第二五条乃至二七条を以つて処断することに規定されており、その二八条には「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第二五条から前条までの違反行為をしたときはその行為者を罰する外、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する」と明定されており、国税犯則取締法第廿二条には「国税の納税義務者の為すべき国税の課税標準の申告（当該申告の修正を含む、以下申告と称す）を為さざること若しくは虚偽の申告を為すこと又は国税の徴収若しくは納付を為さざることを煽動したる者は

三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処す、国税の納税義務者の為すべき申告を為さざらしむる目的を以つて暴行又は脅迫を加えたる者亦同じ」との規定がある。

本件事案を検するに島田拾三は入場税法に基き経営者として各種の申告を為しているのであるから、入場税法に基く主犯即ち同法第二五条の処断を受くる者は先ず経営者としての島田拾三であらねばならぬ、本件に関与したその他の者は同法第二八条によつて処断さるべきものである。

その関与の程度が共謀であろうが利益の帰属が関与者の何人であろうと入場税法は之を問わず関与者全体を同法第一五条と第二八条を以つて処断する趣旨と解する（但し経営者として申告を為さざる案件に於ては共謀者全部を以つて納税義務者となし処断の対象と為し得べきも）。

入場税法が斯く制定した立法趣旨は第二八条の者はその行為の程度によつて処断の対象たるべく責任範囲を問疑さるべき為めと考える。

然るに於ては原審が「被告人らと他の共犯者等との刑の権衡を考慮すると被告人らに対する原判決の刑はいささか重きに失すると考えられる」と断ぜられた本件について上告人が入場税法第二八条の処断者である以上、より以上の酌量減刑あるべきは明白な事実にして原審判決は法令の適用上の誤りの為め刑の量定に不当があつたと主張するものである。

第二点　原審の判決は刑の量定が甚しく不当であると信ずる。

原審判決は一審判決に対し「藤原定太郎の逋脱税額は八万八千円余りでこの種事犯としては比較的軽く、その売り捌先も組関係ばかりで一般市民に対し無理な販売はしておらず、他の共犯者らとの刑の権衡を考慮すると原判決の刑はいささか重きに失すると考えられる」と断ぜられているが、本件は刑の量定に於て尚斟酌すべき要があるのではなかろうか。

本件審判を一貫して検すれば脱税問題を主とする処断ではなく他に何か目的とするやの臭を匂わしている。

一審より各弁護人が暴力団取締を基礎とする案件として脱税問題は之が手段に過ぎないと主張する所以であります。

入場税問題からみる被告人（上告人）の状態は原審判決も認定された通り八万八千円の逋脱である。

この入場券は無検印無担保のもので被告人が売り捌いた入場券中自己取得を為した額面総額である。

被告人の手を通じて取扱つた入場券の総額は六四六枚なるも前記の部分以外は納税義務者（届出主催者）である島田拾三に交付してあるので被告人の逋脱入場税は前記の通りと認定さるもので之入場税法上正当の判断である。

八万八千円に対する入場税は八千八百円で入場税額は徴々たるものと謂うべく若し被告人が正当なる入場券を取扱えば税額は斯くの如きであつた訳である。

一般納税違反事件に於て前陳の如き小額違背者に対し本件の如き処断は類例を見ない所と謂うべく、之に対し原審が本件犯行の動機、態様、被告人の前科経歴、当時の生活態度等を判断したとしているが被告人には脱税の前科は何処にも証明されていない。

本件の動機としても顕れる所は暴力団保存の資金確保で特に納税思想の破壊等と謂う悪意の存する訳ではない。

即ち本件処断の情状は凡て納税に関する情状ではなく暴力行為処断の情状であると謂うべく。

よつて原審判決は量刑不当と主張する所以であります。

以　上

昭和四一年(あ)第五二八号

弁護人服部恭敬の上告趣意（昭和四一年四月一三日付）

第一点　原判決中、入場税法違反幇助被告事件につき、被告人に刑罰を科した点は、法の下の平等を保障する憲法第一四条に違反する。

一、本件入場税違反の事実は、第一審判示事実のとおりで「こまどり姉妹歌謡ショーを興行するに際し、入場券一万枚を発行販売するに当り、内二六七八枚について税務署長の検印を受け、残につき検印を受けず且つ、その入場料金一、六四五、〇〇〇円之に対する入場税相当額一六四、五四〇円を領収したに拘らず、入場税を七六、一四〇円として確定申告書を提出する等詐欺不正の行為により差額入場税八八、四〇〇円を政府に納入せず逋脱した際、藤原らから入場券の売り捌き方を要請され不正の入場券二五〇枚を販売して藤原らの前記犯行を容易ならしめて幇助した」と言うのであり、原審も右事実を認めた上、併合事件と併せ懲役八月の刑を科したものであります。

二、然し乍ら、事実として逋脱額は僅々八八、四〇〇円の極めて小額であり、犯情としても他の高額に及ぶ悪質な脱税事件とは本質を異にしており、一般市民のかゝる事案につき公訴を提起され懲役刑を科せられた例は本件をおいて他に類を見ないところであります。

通常、かゝる興行に於て、税務署自身他の高額脱税事案と異なり、刑事々件として告発する等の事は行つておらず、本件も先ず被告人らを逮捕取調後、警察の勧告によつて告発が行なわれたものであることは、被告人らの自供調書作成後の昭和四〇年二月二二日付で告発書が作成されている事実、更にそれ以前に警察により裏付捜査がなされている事実によつて明らかなところであります。

被告人　福富勇

即ち、本件は偶々当時、組関係者に対する資金源を断つとの警察官署の方針が打出され、興行に当つては会場を使用させず、既に興行を許可してしまつた場合には入場税関係の脱税で組関係者を逮捕し、興行関係から組関係者を追放するとの名目のもとに本件の取調、告発、処罰が行なわれていることは本件が大阪地裁に於ける同種第一号事件であることからも明らかなところであります。

三、従つて、被告人らは組関係者の興行を助けたと言うだけの事情から、前記事案程度の事実で刑罰を科せられたものであります。

之は憲法に保障する法の下の平等の原則に違反し組関係者なるが故に法の適用を差別して不利益な取扱いを受けたものであり、法の運用に於ける差別として憲法第一四条に違反するものであります。

第二点　刑の量定が甚しく不当である。

先ず入場税法違反幇助の事実は前記のとおり極めて軽微な事案であるばかりでなく被告人は頼まれて入場券を売り捌いただけの犯情も又極めて軽いものであり、又暴力行為関係の事実についても、単に一回殴打したと言う之又犯情の軽い事案で、過去の前科から常習犯行として判断されたに過ぎないもの乍ら、本件は全く偶発的犯罪であるのみならず被害者の誘発的行為に基いた行為であり、原審が懲役八月の刑を科している点、法定刑に比し尚その量刑不当に重きに過ぎると思料致します。

以　上

昭和三八年(あ)第二七八八号

判　決

本籍および住居　山形県村山市大字楯岡一九九九番地内第二号
衆議院議員
安　宅　常　彦
大正九年八月三一日生

本　籍　山形県鶴岡市紙漉町乙二番地
住　居　同県東田川郡藤島町大字上藤島字鎧田畑四〇番地
山形県議会議員
守　谷　吉　男
大正一四年一一月二七日生

右安宅常彦に対する威力業務妨害、守谷吉男に対する公務執行妨害、傷害各被告事件について、昭和三八年一〇月一一日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人両名の弁護人鈴木紀男、同比志島竜蔵、同内藤義憲および被告人安宅常彦の弁護人鎌形寛之の上告趣意第一点について。

昭和四一年六月二三日判決　昭和三八年(あ)第二七八八号

所論のうち違憲をいう点は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（昭和二七年四月二八日条約第六号）が主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものであつて、その内容が違憲であるか否かの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、それが一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものであること、アメリカ合衆国軍隊の駐留に関する右安全保障条約およびその三条に基づく行政協定の規定は、憲法九条、九八条および前文の趣旨に適合こそすれ、これらの条章に反して違憲無効であることが一見極めて明白であるとは到底認められないことおよび右行政協定は、特に国会の承認は経ていないけれども違憲無効とは認められないことは、昭和三四年(あ)第七一〇号、同年一二月一六日大法廷判決の判示するとおりであるから理由がなく、その余は、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由とならない。

同第二点について。

所論は、憲法二九条違反をいうが、第一審判決およびこれを是認した原判決が認定しない事実を前提として違憲を主張するもので、適法な上告理由とならない。

同第三点、第四点について。

所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

同第五点について。

所論は、判例違反をいうが、所論引用の判例（昭和三七年三月二八日の判決とあるのは、昭和二七年の誤記と認める）は、収税官吏が所得税法により帳簿書類等の検査をするにあたつて、法定の検査章を携帯していなかつたとしても、納税義務者等において、右検査章の不携帯を理由として右検査を拒んだ事実のない以上、これに対し暴行脅迫を加えたときは公務

執行妨害罪を構成するというものであつて、本件に適切ではなく、第一審判決および原判決の認定した事実関係のもとにおいては、本件測量にあたつては、立会人の適法な立会があつたものと解するのを相当とするから、所論判例違反の主張は不適法であり、所論はすべて単なる法令違反の主張に帰し、適法な上告理由にあたらない。

同第六点について。

所論は、事実誤認の主張で、適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四一年六月二三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩　田　誠

裁判官　入　江　俊　郎

裁判官　松　田　二　郎

昭和三八年(あ)第二七八八号

威力業務妨害

公務執行妨害、傷害

弁護人鈴木紀男、同比志島竜蔵、同内藤義憲、同鎌形寛之の上告趣意

被告人　安宅常彦

同　守谷吉男

第一点

一、原審判決は、弁護人の本件立入測量が憲法第九条及び憲法前文に反するとの控訴趣意第一点の主張について。

日米安全保障条約の前文を引用し、右条約が「主権国としてのわが国の平和と安全、ひいてはわが国の存立の基礎に極めて重大な関係を有するものといわなければならない。また、既に戦力を保有することを放棄したわが国が、いかなる手段方法によつて、武力攻撃を阻止して、わが国の存立を全うすべきかは、政府が日本国憲法前文に示された平和主義と国際協調の精神に則り、その責任を以て解決し、かつ、これに対して承認権を有する国会の判断に従うべきことで、終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねられるものと解するのが相当であるから、日米安全保障条約はわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものといわなければならない」として、結局弁護人の主張について、第一審判決が違憲なりや否やの判断を拒否したことは正当であるとしている。

二、右判決によると、原審判決は弁護人の控訴趣旨に対して、何等の判断もしていないことを示している。即ち、弁護人は原審の控訴趣旨は安保条約等が何で高度の政治性を有するのかを、具体的に示してもらい度いと云つているのである。これに対して原審判決は、前記の通り、単に条約等の前文を引用して、その内容が主権国としてのわが国の平和と安全、ひいてはわが国の存立の基礎に極めて重大な関係を有するものといわねばならぬとしていて、何等具体的な判断はしていない。いわば条約の前文が、そう云つているからそうなのだというにすぎないのである。

一

原審判決が、右条約は高度の政治性を有するとして、司法審査権を抛棄した以上、裁判所が右条約等を審査することが、国会の判断を、又国民の政治的批判を侵害するのか、具体的に示さなければ、我が国の三権分立の立前からは全く矛盾することになる。

三、次に、弁護人等が安保条約等が違憲であると主張しているのは、憲法が「国民の総意に基いて制定せられたもので、立法、司法、行政の三権はいづれも憲法、いわば国民の総意に基くものに外ならない。ところが原判決は、安保条約は国の平和と安全、ひいてはわが国の存立の基礎に極めて重大であるといつているが、これは云うならば、日本国民の安全と生存に重大な影響を及ぼすということに他ならないことであろう。

何となれば、国の平和と安全というのも結局は国民の生存権の確保ということになるからである。

このような場合、国民の総意に基いて設けられた司法権、審査権が、はたして本件条約が国民の生存権にどう影響するか、いわば憲法に違反するか否かを判断できないとすれば、憲法にある違憲審査権は実質的に全く無意味になる。国民の平和と安全に関係すればする程、それが国民の総意で制定された憲法に違反するか否かを判断する必要性がある。その為に規定されたのが憲法第八一条、同九九条に他ならない。

原審判決は一見極めて明白（格別の思考調査をまたずして明白）な場合以外、司法審査の対象にならないと述べているが、司法審査権の対象をこのように区別する根拠は、憲法上全く見当らない。又理論的にも、どうしてこのように区別するのかを明かにされていないのは違法である。

四、安保条約等は憲法第九条に違反するものである。この点については第一審弁論で縷々弁護人は述べたが、最近における安保条約改正などを検討するに、右条約が全く日米軍事条約であることは明かであろう。米原子力潜水艦の日本寄港

問題、更らに又、米国におけるキューバ問題発生時に、日本自衛隊並に日本における米軍の動行等を検討すれば、軍事同盟条約以外考えようがなく、そうだとすれば憲法第九条に全く違反する。

五、次に原審判決は、行政協定は特に国会の承認を経てはいないが、既に国会の承認を経た日米安保条約第三条の委任の範囲であるから、特に国会の承認を経る必要はないという。しかし乍ら、行政協定自体その内容を検討すれば、それが政府間の日常的な外交文書でないことは勿論、技術的、事務的取決めなどを決めたものではなく、国民の基本的権利に関係するもので、実質的には条約に外ならない。原審は、単に安保条約第三条の委任の範囲内というけれども、実質的にその内容が条約である以上、当然、国会の承認を経なければ違法である。

第二点　原審判決は、弁護人の本件使用認定は憲法第二九条に違反するとの主張に対し、弁護人の主張を排斥している。そしてその理由とするところは、従来の紛争（賃料等の）は本件使用認定と全く関係のないもので、別の契約上の問題であるという趣旨である。

しかし弁護人が原審で主張していることは、本件使用認定自体が従来の賃貸借契約と全く関係なく為されたものでないということである。

本件記録を検討すれば、右使用認定が為された経緯は、当事者双方で契約上の合意が成立せず、殊に、土地所有者に対する従来の賃料、中間補償等の未払について、調達庁は一方的に押しつけた為、成立しないことから使用認定になつたことが明かである。いわば調達庁は、従来の補償を正当に支払うのを回避することを唯一の目的として、使用認定という権力的な暴挙にでたものである。だから原審判決の如く、認定と補償は全く無関係であると断ずることは許されない。

そればかりか原審判決は、調達庁は土地所有者を直接或は山形県のあつせんにより話し合をしたが、土地所有者は飽くまで土地の立ち入を拒否したといつているが、これも事実と相違する。所有者は誠意を以て調達庁と交渉したにも拘わら

ず、当局は交渉するたびに話が変り、一方的に一定額を押しつけたり、且つ又、全く虚偽の条件などを提示し、土地所有者をごまかそうとしていた事実は、弁護人申請の証人が夫々明かにしている。

このような事実と使用認定は、本件において全く不可分な関係にあることも記録上明かである。従つて、本件使用認定はそれ自体、公権力の濫用であるばかりか、正当な補償を前提とするものでないから、憲法第二九条に違反するものである。

第三点　原審判決は弁護人の本件強制測量は調達局並びに警察官の権限の濫用に該り違法であるとの主張に対して、

「終戦に続いて駐留軍という大きな課題を科された当時の国内情勢から考え……強制測量に踏切つたとしても、必ずしも権力の乱用でないし、又、合法的措置によつて右測量の当否を争うのならばともかく、実力によつてこれを阻止することは法秩序をみだすもので許されないことであるから、警察官がこの妨害を排斥するために実力を行使したことは正当である。」としている。

しかし乍ら、当時の国内情勢（これが具体的にどういうものかについて判決は何等述べていないが）から考えても、又、本件土地の賃貸借契約締結についての従来の経過から考えても、当時において、話し合による解決を無視して、実力行使による強制測量をすべき客観的状勢は全くなかつたのである。現に原判決も村山市長のあつせんによる話し合が、双方で持たれようとしていたので、それによつて話し合により実力による衝突を回避することも相当であると述べている。

それを無視して本件強制測量が行われたので、これは調達庁の権力濫用という以外ない。

又、警察官の事力行使においても、所謂測量を反対する方は話し合に応じようとして何等の実力を行使していないのであつた。それを突如として妨害排斥の目的で実力を行使したことは、後述の如く警職法の要件を充していないばかりか、警察権力そのものの濫用と断ぜざるを得ない。

第四点

原判決の警察官の行動を警職法第五条の要件を具えた適法行為との認定は、事実を誤認し法令の適用を誤つたもので、破棄しなければ著しく正義に反する。

即ち原判決は、第一審判決の事実摘示をそのまゝ引用し、かゝる状態のもとにおいて阿部村山警察署長がピケ隊の排除を命じたことは、警職法第五条の「……犯罪がまさに行われようとする場合……」に該るもので正当であると判断する。

併しながら警察官の行動は、単に調達庁の一方的な要請に加担することでなく、他方の意見をもきゝ入れ事実を客観的に判断し、その強力な権力の発動に当つて偏向することなく中立的な立場で慎重にその要件を具えているかを確かめることと、警察官の当然尽すべき職務であらねばならない。

本件は調達局職員と現地農民ピケ隊が旧県道に対峙したまゝの状態をもつて調達局職員測量隊の身体に如何なる危険が及ぶかも計り難い急迫した事態と云うものでなくて、佐藤管理第一課長外四、五名の測量が、対峙した地点よりも、なお前進せんとした場合に調達局職員、測量隊の身体に危険が及ぶ事態に立至るもので（第一審判決）、換言すれば測量隊員が現場を強硬突破しようとすれば、たちまちピケ隊から阻止されて、身体に危険が及ぶと客観的に判断するに充分である（原判決）と測量隊の積極的な前進行為を前提として警職法適用の判断をしているものである。

一、従つてまず第一に、測量隊の旧県道上の前進行為がその時違法か、又、社会的にみて不当でないのか、現地農民に対する背信行為、不信行為でないのか。その強行突破が、急を要する切迫したものかを判断した上でなければピケ隊の排除命令を簡単に発するべきでないことは明らかである。

即ち警察が中立を放棄し、社会的不当な行為を支援することは許されないからである。

ところが第一審判決、原判決は何れも測量隊員の行為を正当な業務遂行と断定し、現地農民を不当に実力で阻止する違法行為ときめつけて、前日九月一六日からの調達局側の不信背信行為に対し殊更に目を蔽つている。

即ち九月一六日仙台調達局等測量隊が油沢部落に進んだところ、事態の円満解決を念願する村山市長伊藤興道氏が、両者の間に入つて斡旋の労をとつた結果、石川不動産部長も了解し午後四時すぎ宿舎に引揚げた。その際現地農民の代表者細谷富士郎氏等は、土地を提供する、その条件は翌朝午前八時から話合うとの村山市長の斡旋案を了承し、条件の話合いに応ずることゝなり、たゞ全員の了解を得るため、十六日の夜他の者を交えない農民だけの会合を開き右案を異議なく承認した。そしてこれを伊藤村山市長に返答したのである。（細谷富士郎第二回証言、伊藤興道証言）。もとより石川不動産部長も、伊藤市長の斡旋を了解したからこそ、十六日測量隊を引き揚げたのであるが、その後仙台調達局長福間徹氏から、いかなる話合にも応ずるなとの強行な指示が伝達されて、一旦了解した斡旋案をその夜拒否する旨村山市長に回答した。

即ち話合いを拒否する強行な態度を打ち出したのである。苟も第三者のしかも地元市長が精力的に活躍し、文書まで交した円満解決の線を（伊藤興道証言）、現地に赴いた最高責任者石川部長が了解した以上、飽くまでもその了解に立つて話合を進めるべきであつて、その約束を無視することは違約、背信行為であり、敢えて流血の事態を惹起しても止むを得ないとの不当な態度と云わなければならない。

約束したことを反古にした石川部長は調達局側は話合いに応ずる態度を変えないが、現地農民が拒否したとか、条件を変更したので調達局も応じられなかつた旨弁解しているが（石川厳夫証言）、現地農民が拒否した事実はなく、又斡旋の内容について、留保した事実もないので、石川証言は真実に反すること、伊藤証言、細谷証言、安宅供述と対比してみれば明瞭であるばかりか、福間局長がいかなる話合いに応じるなと夜特使を派遣したことからも（福間証言）その事

情は明らかである。

石川部長は九月一七日、本来ならば話合いに応ずる義務があるのに拘らず話合いをせずに強行に実力で排除したことを正当化するため、以上のごとき虚偽の証言をせざるを得ないのである。

翌九月一七日調達局等測量隊は前記の通り測量を強行するため旧県道上を北上し、高橋岩三方居宅前まで出向いたところで、ジープを先頭とする農民やピケ隊と対峙した。農民側は前夜来の約束が履行されるものと思い、話合いに応ずるよう調達局測量隊の人達が前に来るように呼びかけたが、調達局は之に応じない。そして理不尽にもピケ隊に突つ込んで来たのである。（細谷富士郎証言等）これには伊藤村山市長も憤慨しかゝる事態に至つたのはすべて調達局の責任と現場で調達局側を追及したのである。前夜からの経緯を熟知する市長の立場からみて、当然の言葉であり、調達局職員、更に警察官が右市長の話をきゝ入れ反省すべきであつたのである。（かゝる事実は第一審、原判決において一言も触れていない。）

当時は、事態が容易ならざることを懸念し、山形県も強制測量を一時中止し話合うよう、華山副知事が九月一六日仙台の福間局長に三回も電話懇請し、及知事や武田外事部長が東京の調達庁に出向いている程、一般の立場は強行測量の中止を望んでいたのである。かゝる周囲の意見、良識を無視して強制測量を九月一七日何んとしても実施しなければならない状態は何もなく事実、測量の立入調査は九月末日までであり、しかも測量は二日間で目的を達しているのであるから、九月一七日に是非とも実施しなければならないものでなかつた。

現地農民も又土地を提供する立場から話合をすることを了解し、之を支援するピケ隊も地元農民の意向に沿つて行動したもので、激突を望むものでなかつたから、当日調達局が冷静に事態を判断すれば円満な解決を見出すことは出来たのであるが、調達局責任者及びこれに追随する警察官が、徒らに現地農民、ピケ隊の行動を敵視して強行したところに

本件の最も大きな原因があつた。

二、従つて、阿部村山警察署長は、調達局測量隊の前進に対する農民からの話合いの申入れにつき謙虚にきゝ入れ、その申入れが正当であるかを判断して、慎重に行動しても決して遅くはない筈である。ピケ隊は暴行等の直接行動に出た訳でなく、一ところに静止していたのであり、対峙した状態下では、測量隊の身体に危害を受ける惧れがあるとの状態にも立ち至つていたのでない。要は、測量隊が強行突破するときはその身体に危害が及ぶかの問題であつたら、その強行突破が正当な行動で本件のごとき社会的な事件においては当然尽すべき努力を払つた上での行動であると確かめ、且つ警察官としても相手方の責任者とも話合いし、それが違法と断定しても、責任者なり指導者なりを通して充分違法行為の除去を説得し、尚その違法が除去されない限り、排除命令を発するのが警察官としての義務であろう。まして農民の行動が違法と見られるよりも、調達局の態度に責められるべき点の多い本件では尚更である。

ところが佐藤管理第一課長等がピケ隊の前方五十米手前のところまで進行してきたとき、後ろから警察官に押されて前に進んでピケ隊と接触したのであり、原判決の引用する第一審判決事実摘示のように「ピケ隊が右ジープの前面にあつた佐藤管理第一課長ほか四、五名の測量隊員を多数をもつて押しつゝむようにして取り巻……」いたことはない。（佐藤隆一証言）。調達局側の責任者石川不動産部長は後方に退いており、佐藤管理課長が石川に次ぐ責任者であるが、同人は、農民と一言も交渉話合もしないで、後方からの力で息苦しいまでになつたのである。即ち同課長は、身体の危害を受ける虞れを感じるいとまもなく、従つて警官に排除の要請をすることもしないのに、警察官が実力行使に入り、そのために身体に危害を加えられているのである。

この間の事情を警察官の指揮者阿部村山署長は「調達局が「吾々は進む、強制測量をするから排除してくれ」と要請されたので排除した。何がなんでも排除してくれという要請があつたので排除した。その外に何の連絡もない」旨証言

している。

右証言よりすれば、警察官の実力行使が、全く調達局の意を受けて、調達局の行為の当、不当を論ずることなく、無批判に容認し、それに加担していること、まして警職法など実力行使の制限規定など凡そ眼中に無かつたこと一見明白なところである。

阿部署長は、ピケ隊の申入の内容も、その経緯も一顧だにせず、調達局の排除要請が正当で、警職法の制止の要件を充足するかを冷静に判断もしないで、たゞ興奮して、実力でピケ隊を排除する命令をしたのである。

三、以上の点から本件排除命令が警察官の中立的立場を放棄した偏向的強権発動であることが明白であるが、警職法第五条は警察官の制止行為につき「犯罪がまさに行われようとするのを認めたとき、その行為により人の生命身体に危険が及ぶ虞れがあつて急を要する場合でなければならないし、その方法手段は必要最少限度において用いるべきものであつて濫用にわたつてはならないのである。（警職法第一条第二項）

たんに犯罪発生の可能性が存在する事態でなく、行為と犯罪との近接度が狭く、犯罪の転化する直前が「犯罪がまさに行われようとするのを認めたとき」の意味であるのに、本件は前記の通り、阿部署長はかゝる事態の報告を受けていないし、事実かゝる緊迫した状態でない。（警察官の実力行使後凄惨な場面を惹起した。）要は、測量隊が強行突破したときを想定する場合であるが、かゝる強行突破が前記の通り不当な行為である。不当な行為に出でたことの故に出現するかも知れない危害の防止のために制止する対象は、その不当な調達局の行為そのものでなければならない。調達局の強行突破を意図したとしてもピケ隊は何等暴力的行動に出たものでなく測量隊の身体に危険が及ぶ虞れは無かつたのである。

仮りに警察官が真に測量隊の強行突破により各測量隊の身体に危険が及ぶと判断したならば測量隊を後方に退かせて

その上で制止行為に入るのが当然であるのに、事実は全くこれに反し、測量隊を「身体に危険が及ぶ虞れのある」強行突破に追い込み、後方から押しているのであつて矛盾も甚だしく、如何に警察官の実力行使が不当であり、之を正当化する原判決が誤つているか、右の点からも明らかである。（東京地裁八王子支部昭和三三年一二月一六日判決参照）

更に、排除命令も何時どのような方法で伝達されたか明らかでなく、排除の方法も全く指示していない。原判決は「訓練された警察官にとつてはそのときその場の状況で実力行使の方法はおのずから決定される」と警察官の行動を弁解しているが、本件のごとき似通つた事例では「引き抜き」などの方法が一般に採られている措置からも、自ら実力行使の方法が決定されるとは詭弁である。又一刻一秒を争う程排除命令を急いで発する状況でないから、警察官の行動の統一のためにもかゝる排除方法を明示するのが隊長の責務である。（それをしないことが前記の通り冷静な判断を欠く一証左である。）

当時現地に派遣された警察官は、排除命令を知らずでなく、無秩序の集団行動と解して差支えないのである。

以上当日の警察官の実力行使は、その発令自体は勿論、排除方法も警職法に反し違法である。従つてこれを正当と判断した原判決は、著しく影響するもので破棄されるべきである。

第五点　原判決は、本件立入測量が立会人を欠いた違法な業務であるのに拘らず、立会を欠いても立入測量業務は正当であると断定したもので、之は最高裁判所の判例にも反するもので破棄を免れない。

一、本件立入測量は、昭和三〇年四月及び同年五月の二回に亘つて内閣総理大臣が「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」（以下単に特別措置法と略称する）第五条にもとづき、土地の使用認定をしたことにより、右特別措置法第一四条によつて、準用する土地収用法第三五

条、同第三六条の規定に則り行つたものである。

よつて土地収用法を準用するとしても、その収用又は使用の主体は、常に調達局長であり、調達局長が使用、収用の諸手続を進めるもので、調達局長の職務執行である点で純然たる公務と認定されるものである。

従つて、調達局長が準用する土地収用法第三五条、第三六条の土地調書作成更には右作成のための立入、測量も右使用手続の一環として、又公務であること明らかである。但し右立入、測量を調達局長又はその命を受けた公務員が自ら担当執行しないで、土地収用法第三五条第一項によつて委任し、右被委任者が測量業務を担当した場合に、右測量業務を公務と見るべきかは問題であるとしても、（私法上の契約でも公務となること判例の認めるところである）その業務の真の主体目的、及び右業務が単なる平等の市民間の非権力的業務と異なり、一種の立入権、調査権を付与されてそれを正当な理由なく拒否できない（土地収用法第一三条）執行権を有することからして、公務に準じて解釈すべきことは当然である。従つてその執行には公務執行と全く同じく厳格に正当な要件、方式を具備する場合に限つて、適法な業務と解すべきであり、その要件方式を具備しない業務は、未だ正当な保護される業務と見るべきでない。

まして本件は、調達局職員が東京測量株式会社の測量従事者と、現地に出向き終始同行監督していたのであるから、右測量業務は公務の一環たる性格は、極めて強いと云うべきである。

公務執行妨害罪の公務執行は適法であること通説判例の確立したところであるが、その適法な職務執行は、抽象的権限に属し、具体的な法定の諸条件を具備し、法定の方式を履んでいることと解されている。

ところで本件立入測量の立会人は右業務に対し如何なる意義を有するかである。

土地収用法では、所有者が立会を拒否した場合、市町村長に立会を求め、右市町村長も拒否したときは、県知事はその吏員を立会人を指名しなければならない義務を負担しているように、立入測量に所有者が立会わないとき、地方公務

員の資格を有する者を立会人に選任し、測量に立会わすことを法定の要件と規定しているもので右規定の趣旨からみても、立会人は、単なる訓示規定と解されないこと明らかである。

これを更に検討すると、土地調書は以後の土地の収用手続の基礎となるものであるから右調書の内容が真正であることは不可欠であり、そのため調書の作成手続は、適正且つ慎重でなければならない。そのために土地調書作成には所有者関係人が充分関与する権限を与えられているのであり（土地収用法第三六条第二項　尚旧法では土地調書は起業者と所有者関係人の共同作成とされていた）右所有者、関係人が欠けたときは、土地調書の作成を起業者の一方的な作成に委ねる危険性を避けるために立会人をおいて、作成の公正を担保しているのである。そして一たび作成された土地調書の記載事項の真否について異議を述べられない効力を付与している。（土地収用法第三八条）即ち、立会人は、所有者、関係人に代置される重要な職務を帯びているもので、起業者側の利益を代表したり、その利害に関係する者はなれないのであり（同法第三六条第六項、第六一条第一項第二号乃至第四号）又単に私人でなく、公的な中立機関で職務に専念し誠実に従事する義務を負う公務員にのみ、その資格を付与するのである。

このように立会人の重要性は法律の規定からも、土地調書の効力からみても明らかである。

従つてかかる立会人を欠いた測量業務は法定の要件を具備しない違法不当な業務と理解されるものであり、正当な業務とならないのである。

本件の測量、特に第五番杭の測量は、弁護人が第一審及び原審で主張した通り、立会人を欠く違法なものであり、立会人が単に測量区域に現存することをもつては立会人が立会つたことにならないのである。

原判決は、第一審判決が「正当な資格を有する立会人が測量地域に現在している限り、その立会方法は立会人の自由裁量である」との判示に対し、流石それを認容するのに躊躇し、「土地収用法第三六条の要求する立ち会いは、測量技

術の面はともかく、その測量がいかにして実施されたか、それが誠実に行われたか等の証拠保全の立ち会いと解する以上、終始各基点における測量に立ち会つて、これを確認するのが当然のことで、そのとき立会人が測量地域内に現在していたというだけで必要にして十分な立ち会いがあつたとなし得るかは極めて疑問である。本件においても伊藤、武田両立会人の立ち会いの状況が前記のとおりである以上、これと同様の疑問を免れない……」と判示しているが、然し、立会人の重要性を考えるならば本件の立会人の立ち会いは原判決の判示するような疑問に止まらず、全然立ち会つていないと断定されるべき内容のものである。

二、ところが原判決は、前記のように立会に疑問を挟みながら「これは（立会人を欠く測量）測量の結果作成された土地調書の立会人の署名の効力に関係があるだけで測量そのものの業務性にまで影響することはない。すなわち本件の土地測量は東京航空測量株式会社仙台支店長、種田守保ほか数名が土地収用法第三五条に基き仙台調達局長から適法に委任を受けて同会社の営業として実施したのであるから、正当な業務行為としてこれを保護するのが当然で、立会人の立ち合いに前記の欠かんがあるとしても土地測量そのものが同会社の業務として為されたことを否定すべきいわれはない」と業務妨害を認定している。

原判決の判示するところによれば、立会人の立会いと立入測量との関係を法律的に分離し、立会いの有無が業務の執行そのものに何等の関連性を有しないし、法的効力に影響を与えるものでないと云うのである。

併しながら、立会人の存在意義と立入測量業務の公務的性格、特に強制執行権を具えていることからみて、立入測量を通常の民間の営業行為と同視することは、立入測量業務の法的性格を直視しない、片面的評価であることはもとより、立会人の性格、立会の要件を測量業務と密接な不即不離の法的関係をもつことに目をそむくことは、立会人の前記のべた重要性を無視し、法律の規定を空文化する解釈と云わなければならない。

原判決は、本件測量業務を世間一般の営業上委託される測量行為とする一面からのみ、それを見てその業務の保護を強調しているが、これは全く誤つた解釈である。これについては、第一審判決さえも「立会人を現在せしめていなかつた場合においては当該立入測量業務はその有効要件として定められている手続又は方式を欠く違法な行為であると云い得る……」と判示しているのであつて、原判決の前記解釈は失当である。

三、更に原判決の右認定は、少くとも公務執行に準ずると見られる本件立入測量につき適法な要件乃至方式を具備しない場合であつて、昭和三七年三月二八日最高裁判所の判決（最高刑集第六巻三号五四八頁）に違反するものである。

即ち前記最高裁判決は、「収税官吏が所得税に関する調査について必要があるときは納税義務者その他所定の者に質問し、又はその帳簿書類を検査することができる権能を付与されている（所得税法第六三条）が、その検査には所得税法施行規則六三条の定むる検査章を携帯しなければならないし、右検査章携帯は検査の性質上相手方の自由及び権利に及ぼす影響の少なからざるを顧慮し、携帯を命じたものであるから単なる訓示規定と解すべきでなく、殊に相手方が検査章の呈示を求めたのに対し、収税官吏が之を携帯せず、又は携帯するも呈示しなかつた場合には、相手方はその検査を拒む正当の理由があるものと認むべきである」と判示している。

右判示は、検査章携帯が収税官吏の職務執行にあたり、具備する要件、又は方式であり、右携帯を命じる規定は強行規定であるから、相手方が右検査章の呈示を求めたに拘らず、之に応じないで検査を強行したときは、適法な職務執行とならないから之を拒んでも公務執行妨害を成立しないとするものである。

即ち、法律で定めた強行規定に反し、所定の要件、方式を具備しない職務執行は、相手方より右要件、方式の具備につき、充足しているか確認を求められたとき、これに応じないで強行したときは、適法な職務執行に該らないのである。

本件強制立入測量は、特別措置法第一四条、土地収用法第三六条の規定により実施すること、前記の通りであり、立会人の選任、立会人の立会は右立入測量行為の単なる訓示規定と解すべきでないこと、これまた前述論及した通りである。

ところで、原判決は、本件立入測量特に第五番杭の測量に対し、立会人が立会つたと云えることに疑問を抱いているのであるから、右測量行為は、強行規定に反し、その要件方式を欠く測量業務と解すべきこと、前示最高裁判決の収税官吏の帳簿調査等の検査業務にあたり、検査章を携帯しないときと同一である。しかして、被告人安宅は本件で問題となつた第五番杭の現場において、基点の杭打作業が立会人を欠く違法な測量行為であることに抗議し、又立会人伊藤庄衛門自ら立会つていないことを自認していたのであるから、調達局職員又測量担当者が正当な要件方式を具備しないことを反省し、あらためて右要件方式を充足してから測量業務を進めるならともかく、被告人の抗議、制止の申入れに耳をかすことなく、強引に測量業務を継続したもので、前示判決の判示するところからすれば、被告人等がその測量を拒む正当な理由があり、右測量業務は適法正当で保護される業務と判断しているのであり、失当である。

しかるに原判決が測量行為を正当な保護される業務でないのである。

第六点　原判決は被告人両名の行為につき、事実を誤認し、破棄しなければ著るしく正義に反する。

一、被告人安宅常彦の測量担当者牛坂善治に対する業務妨害を認定した証拠は、当日現場に居合わせた測量隊員種田守、同牛坂善治、同藤村八郎及び山形調達所職員清野隆太郎の証言及び各供述調書である。

しかし右何れの証言も供述調書も矛盾に満ち、悪意と偏見の上に作り上げられたもので到底信用することはできない。この点については第一審の弁論以来常に主張反復してきたところである。

右犯罪事実に関し最も具体的に述べている種田守は、立会つてもいないことが明らかな伊藤庄右衛門を、そのとき存

在したと供述調書に図面まで添附して指示しているのであるが、この一事をもつてしても、如何に同人が事実に反する供述を検察官にしているかが推察されるところである。しかも右供述調書と第一審公判廷の証言とでも安宅被告人の妨害行為について矛盾しているのである。（例えば証言では立会人と話し中に妨害したとあり、供述調書では立会人との話を終えたあとの行為に解される）種田守は、農民、労組員に対して敵対感情を露骨に示し、又極めて興奮していたことが明らかであるが、かかる心裡の下では、冷静な判断は到底望めないが、それに加えて、自己が安宅逮捕に一役買つて出たと云う立場上（供述調書）、同被告の刑事責任を構成する義務を負つていたと云えるのである。牛坂善治に至つては立会人を欠いた測量だから違法だとの抗議さえも耳に入らない程である。藤村八郎、清野隆太郎はそのときの模様について極めて抽象的なことしか述べず、これをもつて安宅被告の妨害行為を認定することは出来ない。

原判決及び第一審判決は、かかる証人の証言を中心に認定したものであつて失当である。

二、被告人守谷吉男の公務執行妨害行為についても第一審以来弁護人の主張する様に安宅被告と全く同様である。警察官側の証言のみを採用し、被告人守谷の人命救助の行為を排斥しているが、之は極めて事実を歪曲したものである。

以上の通り上告の趣旨を述べるが本件につき弁護人は更らに各上告の趣旨の各部分につき補充する予定である。

以　上

昭和四〇年(あ)第二六一二号

決　定

本籍および住居　新潟県佐渡郡畑野町大字宮川甲九一番地

農　業

末　永　万　治

明治三四年五月五日生

右の者に対する窃盗被告事件について、昭和四〇年九月二七日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人渡辺喜八の上告趣意第一点一、二について。

所論は判例違反をいうが、論旨引用の判例はいずれも当裁判所の判例（昭和三一年(あ)第四二八二号、同三四年八月二八日第二小法廷判決、刑集一三巻一〇号二九〇六頁、昭和三一年(あ)第三九八一号、同三五年四月二六日第三小法廷判決、刑集一四巻六号七四八頁）によつて変更されたものと認められる。それ故、所論判例違反の主張は前提を欠くものであつて、採るを得ない。（なお、当裁判所の意見が大審院のした判例に反する場合において、その裁判は、最高裁判所裁判事務処理規則九条六項によつて、小法廷ですることができる。）

同三について。

昭和四一年六月二三日決定　昭和四〇年(あ)第二六一二号

昭和四一年六月二三日決定　昭和四〇年(あ)第二六一二号

所論は判例違反をいうが、論旨は、被告人が本件行為が罪とならないと信ずるについて相当の理由があることを前提とするものであるところ、原判決は、被告人の行為が違法性を阻却し罪とならない旨の控訴趣意につき、被告人が罪とならないと信ずるについて重大な過失のなかつた事由として挙げた駐在所巡査の言については、証拠上認められない旨を判示しているのであるから、所論は原判示に副わない事実を前提とするものであり、判例違反の主張は、結局前提を欠くものであつて採るを得ない。

同第二点について。

所論は単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

記録を調べても、所論の点につき同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年六月二三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　入江俊郎

裁判官　長部謹吾

裁判官　松田二郎

裁判官　岩田誠

昭和四〇年(あ)第二六一二号

窃盗

弁護人渡辺喜八の上告趣意（昭和四一年一月二五日付）

第一点　原判決は判例違反として破棄を免れない。

一、原判決は、第一審判決が「被告人は末永早雄と共謀の上、昭和三十六年一月三一日午後三時頃、新潟県佐渡郡畑野町大字畑野七百二十番地の一国府川左岸土地改良区事務所において、同土地改良区が被告人に対する賦課金四万九千百二十円の滞納処分として差押え、同改良区理事長本間朝之衛が保管中のホンダ式耕耘機一式、トレーラー一台を同所より持出し、これを窃取したものである。」と認定した事実について、右土地改良区がなした差押えは、国税徴収法第七五条第一項第三号、同法第七八条第一項第一号の趣旨その他に照して、いづれにしても違法かつ無効な差押えであると判示しながら、たとい、その差押えが違法かつ無効なものであるといつても、無効な差押行為は不成立な行為と異り、執行法上ある程度の存在意義を有し、また、刑法上の保護も認められなければならない、との論拠をもつて、なお被告人の所為は刑法第二四二条所定の窃盗罪に該当するとして、控訴棄却の判決をなしたものである。

二、しかしながら、判例によれば（大審院大正七年九月二五日判決、同昭和七年六月一八日判決）、刑法第二四二条の規定は、占有者が適法にその占有権をもつて所有者に対抗し得る場合に限り適用がある、との見地に立つものであるが、この点、差押えが違法かつ無効であり、従つて占有者が適法にその占有権をもつて所有者に対抗し得ないことの明らかな本件事案について、原判決が、前述の論拠をもつて、なお被告人の所為は刑法第二四二条所定の窃盗罪に該当するものとなしたことは、前記判例と相反する判断をなしたものであつて、それ故に原判決は判例違反の判決として、当然、破棄を免れないものである。

被告人　末永万治

なお、原判決が引用している判決は（最高裁判所昭和三四年八月二八日言渡判決）、いづれも小法廷の判決であるところ、裁判所第一〇条第三号及び同法施行令第五条の規定によれば、憲法その他法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所（又は大審院）のした裁判に反するときは、必ず大法廷によらなければならないものであるから、右小法廷判決により、前記大審院判例が変更されたものとみることは出来ない。

三、次に、判例によれば、全ての犯罪について、犯意には違法の認識を必要としないと解し、従つて、違法の認識がない場合、換言すると法律の不知・錯誤があつても犯意が阻却されないことを原則的見地としているけれども（最高裁判所昭和二三年七月一四日判決、大審院大正五年七月三日判決）、他方において、自己の行為が法律上許されたものと信じたこと、換言すると法律の錯誤、について相当の理由があつたときは犯意が阻却されるとの見地に立つものであつて（大審院昭和七年八月四日判決、同昭和一三年一〇月二五日判決）、この点、被告人が長男早雄と共に、本件耕耘機一式の差押えが違法かつ無効なものであるから、これを取戻すことはなんら犯罪にならぬと固く信じ、しかもこのように信じたことについては、本来、本件耕耘機一式が差押禁止物件であること、又本件差押は二重差押の違法かつ無効なものであること、はたまた真野巡査駐在所の風岡巡査に予め尋ねてその信を強めたこと等の諸事情から推して、正に相当の理由があるものというべき本件事案について、原判決が、単に、所論は法律の錯誤を主張するに帰してその理由がないと判示したことは、被告人の本件所為が、構成要件の主観的違法要素たる犯意の有無の問題であるのか、若しくは、構成要件には該当するが違法性阻却の有無の問題であるのかどうかについて、審理不尽乃至理由不備であるとともに、ひいては実質的に、法律の錯誤に相当な理由があるときは犯意を阻却し罪とならない旨の前記判例と相反する判断をしたことになり、この点からしても、原判決は判例違反の判決として破棄を免れないものである。

第二点　然らずとするも、原判決には、判決に影響を及ぼすべき法律解釈の誤り（法令の違反）があつて、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと思料する。

一、原判決は、前述の如く、本件耕耘機一式の差押えが違法かつ無効な差押えであると判示しながら、たとい、その差押えが違法かつ無効なものであるといつても、無効な差押行為は不成立な行為と異り、執行法上ある程度の存在意義を有し、また、刑法上の保護も認められなければならない、との論拠をもつて、なお被告人の所為は刑法第二四二条所定の窃盗罪に該当すると判断したけれども、そこにいう執行法上ある程度の存在意義とは、いかなる程度のいかなる存在意義を指すのか不明であるとともに、これについてなお刑法上の保護も認められなければならないとは、いかなる理由に基くものか理解し難いところである。

二、ところで、窃盗罪の本質若しくは保護法益は、これを財物に関する他人の所有権であると解すべきであつて、このことは、例えば刑法第二三五条・第二三五条の二が、「他人の」財物・不動産とされ、「他人の占有」の財物・不動産とされてはいない点からも明らかであり、更に、この見地からはじめて、窃盗罪に関して認められる不可罰的事後行為の問題も説明されることになるのである。

従つて刑法第二四二条は、その規定の趣旨や刑法上の位置からして、窃盗罪に関する例外的規定とみるべきで、それ故に、同条のいわゆる占有は、所有権ではないがこれに準じて保護せられるべき権原による占有、即ち、適法な原由に基いてその財物を占有する権利のある者の占有の意味と解すべきである。

三、前述のことから、刑法第二四二条の規定の解釈について、通説及び判例も、他人の占有が適法であつて、その占有せる他人が適法にその占有権をもつて所有者に対抗し得る場合に限り適用があるとしているものであつて、本件の如き事案について同様の解釈を施すことは、刑法全体の精神並に同条の規定の趣旨に最も適合した合目的的論理解釈であり、実際にも、法的安定性が保たれると共に具体的妥当性が計られる結果となるものである。

仍つて、原判決が、なお被告人の所為を刑法第二四二条所定の窃盗罪に該当するものと判断したことは、同条の解釈を誤り、これを適用して、罪とならない被告人に対し有罪の言渡をなしたものであるから、結局、原判決は、判決に影響を及ぼすべき法律解釈の誤りがあつて、これを破棄しなければ著しく正義に反するものであると思料する。

以　上

昭和四〇年(あ)第二八七〇号

決　定

本　籍　兵庫県尼崎市塚口字宮ノ前五六四番地の五
住　居　兵庫県伊丹市南野字林八三〇番地
船　員
勝浦こと
津　川　正　文
昭和五年六月二三日生

本　籍　山口県豊浦郡豊北町神玉地区字上野六〇七七番地
住　居　兵庫県尼崎市西向島二〇二番地　平野義博方
船　員
岩田健治こと
中　野　武
昭和四年七月二五日生

右の者らに対する業務上横領各被告事件について、昭和四〇年一一月一一日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

昭和四一年六月二三日決定　　昭和四〇年(あ)第二八七〇号

昭和四一年六月二三日決定　昭和四〇年(あ)第二八七〇号

理由

被告人両名の弁護人山本諒の上告趣意は、判例違反をいうけれども、所論引用の判例はいずれも本件と事案を異にし適切でなく、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない（本件重油抜取り行為が、業務上横領罪に該当するとした原審の判断は正当である）。

よって、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年六月二三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　長部謹吾

裁判官　入江俊郎

裁判官　松田二郎

裁判官　岩田誠

昭和四〇年(あ)第二八七〇号

業務上横領

同

弁護人山本諒の上告趣意（昭和四一年二月五日受付）

原判決は大審院の判例と相反する判断を為した違法がある。

一、第一審判決は罪となるべき事実として

被告人津川正文（旧姓勝浦）は昭和三六年六月から機帆船勝丸の船主兼船長として同船を使用し、重油類の運搬及び之に伴なう積込み、荷揚げ等の業務に従事している者、被告人中野武は被告人津川に雇れて右勝丸に乗り組みその機関長をしている者であるが

第一、被告人津川正文は岩田洋三と共謀の上昭和三六年九月五日昼頃株式会社長谷運油商会等を介して株式会社スタンダード石油大阪発売所から運搬の依頼を受け、B重油八〇、六一八キロリットルを受け取つて前記勝丸に積み込み同会社の為預かり業務上保管中同日午後二時三〇分大阪府堺市大浜港内において広瀬建設株式会社所属の柏尚丸に荷揚げするに際し、ほしいままにバルブを操作して右B重油のうち四キロリットル位を抜き取りこれを引渡さないで横領し

第二、被告人津川正文及び同中野武は岩田洋三と共謀の上、同月八日午前十一時三〇分頃被告人津川が丸栄商運株式会社神戸支店を介して兼松株式会社大阪支店から運搬の依頼を受けC重油六四、三六〇キロリットルを受け取つて前記

被告人　勝浦こと　津川正文

被告人　岩田健治こと

同　中野武

勝丸に積み込み、同会社のため預かり業務上保管中同日午後十一時三十分頃神戸市生田区神戸港内において東京船舶株式会社所属の京都丸に荷揚げするに際しほしいままにバルブを操作して右C重油のうち八キロリットル位を抜き取りこれを引き渡さないで横領したものである

と事実を確定し業務上の横領罪を構成するとして刑法第二五三条を適用し被告人津川正文に対し懲役一年、同中野武に対し懲役八月の判決言渡を為した。

二、右第一審判決に対し弁護人立石恒三郎は事実の認定、法令の適用に誤りがあり判決に影響を及ぼすことが明らかであるとして被告人津川が船長として右各重油を勝丸に積込み運搬するについてはいずれも勝丸の輸送タンクに八個所の封印を施してあつたものであるから該タンク内の重油は送り主である荷主の占有支配下にあり被告人津川が輸送委託の主旨に従つて輸送先に到着したとき荷送人、荷受人及び輸送人である被告人津川等立会検量の上直ちに荷受人に引渡したものであるからこれが荷揚げに際し被告人等が前記重油を抜き取つた行為は窃盗罪を構成する従つて業務上の横領罪より犯情の軽い窃盗罪をもつて問擬すべきであるとの控訴趣旨に対し原審大阪高等裁判所は「しかし所論に鑑がみ記録を精査するに、原判決挙示の証拠によれば原判決認定の事実は優に認めることができる。すなわち右証拠によれば被告人津川は機帆船勝丸の船主兼船長として同船を使用して重油類の運搬及びこれに伴なう積み込み、荷揚げなどの業務に従事し、被告人中野武は被告人津川に雇われて右勝丸に乗り組みその機関長をしていたが、被告人両名は同船の甲板員岩田洋三と相謀つて重油の運搬を依頼されたのに乗じ右勝丸に積み込まれた重油の抜き取りを企て右勝丸の甲板下に隠しタンクを設備し、更にドラム缶を用意し同船内の油移送管のうち油吐用移送管の中途に穴をあけ機関室右舷上部及び油移送ギヤポンプ近くの二箇所にそれぞれ中間弁を設備し、その先端にゴムホース及びビニールホースを取りつけて右タンク並びにドラム缶につなぎ、油移送ギヤポンプを操作して積み込んだ重油類を抜き取る装置をしたうえ被告人津川は右岩田と共謀して昭和三六年

九月五日昼ごろ株式会社社長谷運輸商会を介して株式会社スタンダード石油大阪発売所から運搬の依頼を受けB重油八〇、六一八キロリットルを受け取つて前記勝丸に積み込み同会社の為預り業務上保管中同日午後二時三十分ごろ大阪府堺市大浜堺港において広瀬建設株式会社所属の柏尚丸に荷揚げするに際して右装置を操作して右B重油のうち四キロリットル位を抜き取り（原判示第一の事実）更に被告人津川、同中野は右岩田と共謀して同月八日午前十一時三十分ごろ被告人津川が丸栄商運株式会社神戸支店を介して兼松株式会社大阪支店から運搬の依頼を受けた重油六四、三六〇キロリットルを受け取つて前記勝丸に積み込み右会社のため預かり業務上保管中同日午後十一時三十分ごろ神戸市生田区神戸港内において東京船舶株式会社所属の京都丸に荷揚げするに際して前同様の装置を操作して右C重油のうち八キロリットル位を抜き取り（原判示第二の事実）それぞれこれを横領したことが明らかである。所論は本件勝丸に積み込まれた重油は荷受主が荷受のためその検量をするまではその輸送タンクには封印がほどこされていたのであるからその占有は右検量までは出荷主に存し検量後は荷受主に存するのであつて被告人津川には存しないのであるから本件抜き取りは窃盗罪に問擬すべきものであり、しかも荷揚作業中の抜き取りであるから被害者は荷受主であるというのであり、本件勝丸に積み込まれた重油についてはその輸送タンクに八箇所の封印が施こされていたことは所論指摘のとおりであるから重油運送の業務に従事する者がその途中封印のままで内容物を抜き取るときは窃盗罪を構成するけれども前記の証拠並びに当審における事実取調の結果によれば被告人津川は右勝丸の船主兼船長として被告人中野は機関長として重油類の運搬これに伴なう積み込み及び荷揚げ等の業務に従事していたものであるから勝丸到着後荷受主立会のうえ油吐出用移送管の基部の封印を破棄したのちその重油を柏尚丸又は京都丸に移し替える際には荷受主に対する引渡を完了するまでは被告人津川並に中野らにおいて出荷主のためにこれを占有保管していたものであつて、その荷揚作業中油吐出用移送管の中途から他に誘導して抜き取る行為は出荷主を被害者とする業務上横領罪を構成するものと解するのが相当である。したがつて所論指摘のように原審が窃

盗罪に訴因変更の手続をしなかつたのは当然であつてなんら訴訟手続の法令違反はない」と判示し第一審判決を支持した。

三、しかしながら本件犯罪の態様はいずれも被告人津川が重油の輸送委託を受けその所有する勝丸に重油を積込むやその輸送タンクに八箇所の封印を施し、勝丸が目的港に到着するや荷送人、荷受人及び船主兼船長である被告人津川立会の下に右封印を破棄し検量を為しその検量による数量をもつて各重油をそれぞれ荷受人に引渡し荷受人の監視管理の下にその指示指揮に従い勝丸の重油タンクから勝丸設備の油吐出用移送管を操作して柏尚丸或は京都丸に重油の荷揚を為した作業中荷受人の監視下において該油吐出用移送管の中途から他に誘導して重油を抜き取つたものであることは原判決の事実認定と一件記録に基く全証拠によつて一点の疑のない事実の真相である。しかるに原審判決は右重油を輸送中は重油タンクに八箇所の封印が施してあつてその占有は荷送人にあるが勝丸が目的港に到着後重油タンクの油吐出用移送管の基部の封印を破棄したのちその重油を柏尚丸又は京都丸に移し替える際荷受人に対する引渡を完了するまでは被告人津川並に中野らにおいて出荷主のためにこれを占有保管していたものであつて、その荷揚作業用油吐出用移送管の中途から他に重油を誘導して抜き取る行為は出荷主を被害者とする業務上の横領罪を構成すると判示した。

そこで問題となるのは被告人等が抜き取つた重油の被害者は荷送人であるかとの点と該重油を柏尚丸又は京都丸に移し替える際には荷受人に対する引渡完了迄は被告人等において荷送人の為めに占有保管していたものであるかどうかの点である。

荷送人が荷受人に貨物を特定して売渡し若しくは引渡したときは勿論特定した売渡貨物を運送取扱人に交付したときでも既にその貨物は荷受人の所有に帰することは夙に大審院の判例の示す通りである（大審院明治四五年(れ)第九一七号事件同年六月十七日言渡判決）本件において勝丸が目的港に到着し輸送重油を立会検量の上荷受人に引渡の意思を表示すると

同時に該重油は荷受人の所有に帰すると共にその場において直ちに荷受人の指示によりその目前において柏尚丸又は京都丸に重油の移し替えを為したものであるから荷受人において占有管理を為していたことは一点の疑がない。

次いで横領罪における占有とは現実に物を所持しもしくは所持と同視すべき状態において自己の支配内に物を置くことを要することは横領罪構成の主要なる要件であつて（大審院大正十二年(れ)第七八一号事件同年七月五日言渡判決）本件においては勝丸が目的港に到着するや荷送人、荷受人、船主兼船長立会の上検量して荷受人に引渡し（その後立会検量した事実はない立会検量はこの時一回だけである）荷受人は自己所有の重油として所有の意思をもつてこれを占有しその監視監督の下に勝丸より柏尚丸又は京都丸に輸送重油を移し替えたのであるから船主兼船長である被告人津川がその移し替えの間輸送重油を自己の支配下に置く占有という事実は勿論その支配内に置いたという関係事実の生ずる余地がない。しかも被告人等は右重油移し替の際荷受人監視下にその指示による荷揚作業中油吐出用移送管の途中から立会人に気付かれないようにひそかに他に誘導して抜き取つたのであるから明らかに窃盗行為といわなければならないのにかかわらず原審は本件被害重油が如何なる理由で被告人等の占有即ち支配内に属したかを明確にせず漫然と勝丸より柏尚丸又は京都丸に移し替の際被告人等の占有下にあつたと判示しているのは前掲判例と相反する。

窃盗罪と業務上の横領とは法定刑は同一であつてもその犯情は業務上の横領罪を重しとしなければならないので本件において窃盗罪をもつて問擬されるか、業務上の横領罪をもつて問擬されるかは被告人等に対する判決に影響を及ぼすことは明らかであるから前記判例に反する判断を為した原判決は破棄を免れない。

以上

昭和四一年(あ)第三二七号

決　　定

本　籍　奈良県五条市天安寺町二一五一番地
住　居　大阪府布施市高井田本通一丁目三番地
飲食店経営
宮崎新一郎こと
宮　崎　新　九　郎
大正六年九月二九日生

右の者に対する詐欺被告事件について、昭和四〇年一二月二四日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。

理　　由

弁護人渡部繁太郎の上告趣意は、単なる訴訟法違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。（なお原判決は、第一審は所論起訴状別表記載の94乃至100の事実についても審判しているものと認め、ただ第一審判決には一部に理由を付しない違法があるとして第一審判決を破棄自判して第一審判決の違法を是正しているのであつて、原判決には何ら所論の違法はない。）

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年六月二三日決定　　昭和四一年(あ)第三二七号　一

昭和四一年六月二三日決定　昭和四一年(あ)第三二七号

昭和四一年六月二三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩田誠

裁判官　入江俊郎

裁判官　長部謹吾

裁判官　松田二郎

詐欺

被告人　宮崎新九郎

弁護人渡部繁太郎の上告趣意（昭和四一年三月一九日付）

原判決は「控訴趣意第一点、原判決は審判の請求を受けた事件について判決をしない違法があるとの主張について、論旨は原判決は昭和三五年一二月二三日付起訴状別表記載の九四乃至一〇〇の七件の事実につき何らの判断もしていないというのである。よつて所論にかんがみ記録を精査し案ずるに原判決は、その罪となるべき事実において第四、別紙犯罪事実一覧表番号欄……中略……九四乃至一〇〇記載のとおり被告人宮崎新九郎は自己単独或は中野春太郎と共謀の上昭和三十一年十月一日頃から昭和三十三年四月二十五日頃までの間前後四十四回にわたり小野末子外四十三名を前記冒頭記載の方法等によつて欺罔し、同人等をして前記第一記載と同様に誤信させ、よつて同人等より靴下編機購入代金名下に現金二百三十八万千円の交付を受けてこれを騙取したと判示しながら、その別紙犯罪事実一覧表には番号九四乃至一〇〇の犯罪事実が脱落しその内容が記載されていないのである。しかし、原判決は前記のとおり罪となるべき事実の本文において前記九四乃至一〇〇の詐欺の事実を認定しており右事実は弁護人指摘の起訴状添付一覧表の九四乃至一〇〇の事実を指すことが窺われるし、更にその「証拠の標目」中にも右起訴状添付一覧表の九四乃至一〇〇の詐欺を認定した証拠を挙示しているのであるから、原審は審判の請求を受けた右九四乃至一〇〇の事件につき実質的には判決しているものとみることができるのであつて、罪となるべき事実の記載としては甚だ不完全ではあるとしてもこれを以て原判決が審判の請求を受けた右七個の事件について判決をしなかつたものということはできない。論旨は採用することができない。」と判示したのであるが犯罪の日時場所を他の事実より区別出来る程度に特定して判示しなければ起訴事実につき判断をしたと謂えないものであるところ、第一審判決は「第四、別紙犯罪事実一覧表番号欄……中略……九四乃至一〇〇記載のとおり被告人宮崎新一郎は自己単独或は中野春太郎

等と共謀の上昭和三十一年十月一日頃から昭和三十三年四月二十五日頃までの間前後四十四回にわたり小野末子外四十三名を前記冒頭記載の方法等によつて欺罔し、同人等をして前記第一記載と同様に誤信させ、よつて同人等より靴下編機購入代金名下に現金二百三十八万千円の交付を受けてこれを騙取し、と判示しながら、その別表犯罪事実一覧表には番号九四乃至一〇〇の犯罪事実が脱落し、その内容が記載されていないの」は起訴状添付一覧表記載の九四乃至一〇〇の事実について犯罪の日時場所が特定出来ないものであるから審判にかゝる事実につき判断をしないものに該るのである。

原判決所論の如く第一審が審判を受けた事実につき判断したということになると被告人は第二審に於て遂に攻撃の手段を失うことになり引いては現行の三審制度の法意を喪うことになるものと謂はねばならない。

よつて原判決は破棄を免れないものである。

以　上

昭和四一年(あ)第四四六号

決　定

本籍・住居　埼玉県川口市北町一丁目一九六番地
会社役員
豊三こと
鈴木豊蔵
昭和六年一月二日生

右業務上過失致死、道路交通法違反被告事件について、昭和四一年一月三一日東京高等裁判所の言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人本人の上告趣意について。

所論は、単なる訴訟法違反、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

弁護人野田純生の上告趣意第一点は、憲法一四条違反をいうが、原判決は、本件の経緯、態様及び被告人が本件事故の身代り犯人を警察署に出頭させたこと、前科のあること等を総合して、第一審判決の量刑を相当であると判断したにすぎず、被告人が有名人でないこと、社会的地位が低いこと、前科があることをもつて直ちに被告人に対し不利益な差別的待遇をしたものではないから、所論違憲の主張は前提を欠き、同第二点は、単なる法令違

昭和四一年六月二五日決定　昭和四一年(あ)第四四四六号

反、これを前提とする事実誤認及び量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。また、記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年六月二五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　奥野健一

裁判官　草鹿浅之介

裁判官　城戸芳彦

裁判官　石田和外

昭和四一年(あ)第四四四六号

被告人の上告趣意（昭和四一年四月六日付）

前回控訴審に於て提出した控訴趣意書に明記した通り無免許運転及事故発生と同時に警察に届出を怠た事実については弁解の余地はありませんしかし届出を怠た事については責任の重大さを感じ次日自首し事故の全容を明かにした事実であります。

又業務上過失致死の件については死亡原因が普通交通事故では考えられない事が多いのであります飲食した物が気管につまり窒息死した事実であります此の様な事実が通常交通事故に限り起こり得るものであるか否かであります第一審、第二審に於てその事実審理があまりにも簡単過ぎていると思うのであります。

何故なら控訴審に於ても申述べた通り事故当日診察医は腕の骨折だけである全治一、二ヶ月であるとはつきりと私始め被害者の家族の方達にも云ひ切つている事実でありますその様な事実に於て前記した様な状態で急死しても病院側の手当、其の他の処置に於て総てが完全であつたと云えるでせうか、又完全であつたとしたらこの死亡原因が直接本件に結びつけて罪を課せる事が正当であろうか現実に昭和四十一年三月四日埼玉県川越市内川越老人ホームに於て六十八才になる一老人が昼食時パン其の他を飲食したものがのどにつまり窒息死したと朝日新聞が報じて居ります此の様な状態は高令者及幼時には通常に於ても起こり得るものと考えざるを得ないのであります。

そしてこうなつて仕舞えば罪は総て事故を起こした生存者丈けと云うのはいかにも不公平であるかに思えてなりません例え死亡したとは云え法の原則から云つても被害者の過失の割合をどの程度考慮されての結果であつたぐろうかそう考えた時私に課せられた禁錮十ヶ月の体刑と云うのは重きに失すると感ずる外ありません。

被告人　鈴木豊蔵

私は現在親子四人の家族の柱として又何が何んでも働かなくては生活の推持は不可能でありますにも拘はらず此の事故以来従来の会社との折合が悪く失職し現状に於ては正式な就職も出来ず夫婦共稼ぎにて唯々其の日〳〵を過ごして居ります。

しかしながら被害者には私達の生活をつめても誠意を持つて事の解決に当る事を前提として冥福を祈る共に家族の方達とも話し合た結果私の誠意が認められ昭和四十年十二月下旬に示談も成立其の示談金も月賦にて支払を続行して居りますその誠意も甲斐なく高等裁判所に於て棄却されて仕舞ったのであります。

私は云う迄もなく過去に於て数回の前科があり人間の正道を知らなかつた様な人生を歩んで参りましたしかしその邪道の人生にもようやくにして終止符を打ちこれからの人生こそ私の本当の人生と信じ厚生の二字を一途に現在迄参りましたこの真実が踏みにじられ今回の問題に過去が加味された事は残念と思う他ありません。

罪を起こしあやまつたから罪が消えるとは一寸とも考えてはおりません唯せつかく乗れた正道な人生のレールが又これで座折して仕舞はなくてはならないのかと思うと声を大にして訴えざるを得ないのであります無罪に願ひ度いとは申ませんしかも今一度死亡原因及過失の程合等完全の調査をして頂きたいと願つて止まないのであります。

過去満五年余月厚生の二字を軸に正道なレールに乗つて来た現在一生を通じても踏みはずす事はしない覚悟で御座居ます、どうぞ私の心中をお察下されまして体刑丈けはお許下さいます様重々お願ひ申上げます。

尚私の刑の軽減に対し各方面よりの歎願する書面を頂いて居りますので刑が重過ぎる旨御考慮戴くための御判談の一助とするため私の上告趣意書の一部として之を添付致します。

以上

（添付の歎願書の記載省略）

昭和四一年(あ)第四四六号

弁護人野田純生の上告趣意（昭和四一年三月二九日提出）

被告人鈴木豊蔵

第一　憲法第一四条違反

一、本件事案は事実関係において相当の問題があるのみならず、特に控訴審の過程において、被告人は相当の犠牲を払い、その妻は婚姻前から所有していた不動産を担保に提供してまで被害者相続人に対する慰藉、賠償に努め、ついに示談を成させ、被害者長男米田直次郎は証人として出廷し、被告人が可能な限りの誠意を尽したことを認め、被告人に対し寛大な判決、特に実刑を課さないことを望む旨はつきりと証言したに拘らず、（これらの点は上申書、領収証、米田直次郎証言調書により明らかである）判決はこれらを全く一顧だにせず、控訴を棄却し、実刑を課した。

二、被告人には交通事件の前科はない。しかるに一方において、有名人、社会的地位の高い人達は、交通事件の前科ありかつ過失の度の高い弁解の余地のない死亡事故を惹き起しても、実刑を免れた軽い処罰で済まされている。その好個の例は最近において全国民の注視を集めた五味康祐に対する執行猶予の判決である。

三、右に対比すると本件被告人に対する原判決は如何にも不公平な差別待遇を受けている感を否めない。その原因は、有名人か否か、社会的地位が高いか低いかということのほかに、被告人に前科があるという点も加味されていると思われる。然し交通事件においては交通事件の前科こそが問題にさるべきであつて、本件被告人の如く、完全に更生し真面目に働き社会人としての責務を尽くしている人間に対し、交通事件の判決において数年前の他種の刑事事件の前科（両者は、反社会性、危険性において関連性がない）が量刑の資に供されることは、これまた公正を欠くも甚しい。

四、上述の点は、原審の判断が憲法第一四条に定めた、「法の下の平等」の原判に違反したことを示すものに外ならな

い。かくして原判決は刑事訴訟法第四〇五条第四一〇条により破棄を免れない。

第二　刑事訴訟法第四一一条の点

原判決は左記諸事由により、之を破棄しなければ著しく正義に反すると言わなければならない。これらの点は大体控訴趣意書において陳述した所と軌を一にするが、控訴審の過程における示談成立、被害者の宥恕という事実（上記の証拠による）が之に加わり、更に理由が補強されたわけである。

一、重大な事実誤認及び法令の違反

原判決は被告人の過失の認定において重大な事実誤認があり、且つ法律的判断の点において法令適用の誤りを犯しており、これらは判決に影響を及ぼすことが明らかであつて、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する。この点は関連しているので一括して述べる。

㈠　原判決の事実認定は、被害者米田をとが横断歩道を横断中であるにも拘らず、「被告人は横断歩道の標識等に気付かず、をとの動静に注意を払わず、（注意を払えば当然停止すべきであるに拘らず）その前を進行しうると軽信してそのまゝ進行した」というにあり、それが過失である、というのである。

㈡　右は全く認定、判断の誤りである。

本件事案の真相は左のとおりである。

横断歩道の標示はうすく消えて見えなかつたが被告人はをとの動静に気付き、横断歩道に関係なくその動きに応じた処置をとつているのである。被告人は、をとが横断しようとしていることを二、三十メートル手前から気付き停止しうるように減速したが、をとが道路中央付近で横断を止め、一、二歩後退し、被告人の運転する自動車をやり過すような動作を示したので、当然の判断としてそのまゝ進行を続け通りすぎようとしたところ、をとは急に被告人の車の

直前に斜め右前方に向いパツと飛びだし、被告人としては急停車したが間に合わず僅かに車の左前部がをとに接触し、をとが転倒したものである（被告人の司法警察員調書、検察官調書、第一審の法廷供述、後記目撃者の供述）。

㈢　右の状況において本件事故が被告人の過失によるものと言えようか。否である。勿論、「自動車が止つておれば事故は起きなかつた」ことは当然のことである。問題は本件の場合、車を止めることが運転者の注意義務として当然に要求されるか、である。前記の状況において被告人が、をとは被告人の車が通過してから渡るつもりであると判断して、その前を通過しようとしたことは、少なくとも現在の道路交通状態においては当然のことであり、停止を要求すべき状態ではない。

法令においても横断歩道で自動車が一時停止をしなければならないのは、歩行者が道路を横断しているときその通行を妨げないため

（道路交通法第三八条二項）であるが、本件は、をとが道路中央に停止又は一、二歩後退して被告人の車の進行部分に立入ることをやめ、手の合図等により横断を続ける旨を示してもいないのであるから、一時停止すべき場合にあたらないである。

㈣　飜えつて見るに、本件事故は全くをとの過失によるものである。

本件道路は自動車の交通ひんぱんな道路であり、現に事故の時もそうであつた。

㈠　そのような道路を横断しようとする歩行者は、横断前に左右から来る自動車等に充分注意し、急に横断を開始すれば迫つて来る自動車に停止の余裕なく衝突を避け難いような場合は、横断開始を待ち、その自動車を通過させてから横断すべきであり、

㈡　又横断中途にて一旦停止又は後退し、迫つて来る自動車を先に通過せしめる如き態度を示し、自動車がそれを見

て安心して通過しようとしたときは、当然歩行者はその自動車の通過を待ってその後に横断すべきであり、

(ハ) 且つ走りつゝ横断することはかえつて危険であるから、横断するときも左右の自動車に注意し、迫り来る自動車があるときは手を上げる等の方法で、自己が横断する旨を表示した上で適当な歩度で横断すべきである。をとは右の注意義務をすべて怠り、そもそも無理な横断を開始し道路中央で横断を一旦中止して被告人の車を先に通過せしめる如き態度を示し、かくてもはや急制動やハンドルの緊急操作をしても間に合わぬ位置に迫つて来た被告人の車の前に突然斜にパッと飛びだしてこの事故を生せしめたのである（道路交通法第一二条三項違反）

(ホ) 右をとの動作については、左のとおり目撃者の明確な供述がある（何れも要旨を記す）

(イ) 浅倉正輝の司法警察員調書

「をとは大宮方面ばかりに気をとられ、川口方面に関心がなく、川口方面から来る自動車の直前に馳け出したものと思う」

(ロ) 同人の第一審証言

「をとはあくまで大宮方面にのみ気を配り……早足で横断を始め、あつという間に衝突した」「中央より大宮方面に向つて斜めに走り出した」「川口方面から来る自動車には全然気をとめなかつた」「中央より突然早足になつた」「中央で出ようか退ろうかとためらつた」

(ハ) 中山ナカの司法巡査調書

「おばあさんが今渡つたらあぶないなと思つてふりむいたらキューという音がした」

「自動車も悪いが、おばあさんがすぐ近くに自動車が来ていたのに渡り出したのも悪い」

(ニ) 同人の第一審証言

「自動車が接近しているので、こんなとき渡るのは危ないと思つた」

「おばあさんは川口方面から二台続いて来る自動車の直前を横断した」

「早く渡ろうとしたのか、あまり注意せず非常に急いで横断を始めたので私はその瞬間危ないと感じた」

「横断を始めたとき大宮方面からオートバイが来て、その前をおばあさんが通つたので危くひかれそうになつた。それでおばあさんは一寸あわてた様子で左右も見ず一生けんめい走つて渡つた」

(ホ) 沢本初美の検察官調書

「おばあさんは私が認めた瞬間前方に馳け出した」

「中央付近で迷つて左右を見てパッと前に馳け出した」

(ヘ) 現在、自動車と歩行者の事故で歩行者が死傷したら、何が何でも運転者は処罰を免れない、という如き風潮がある。之は他の刑事犯に比してきわめて均衡を失した奇妙な考え方であつて、特に過失を罰する以上、その過失は厳格に判断されなくてはならない。「疑わしきは罰せず」との大法則は交通事件において排除されてはいないのである。

二、量刑不当

仮に第一審判示、第二の事実が有罪であるとしても、実刑を科した原判決は重きに失する。その理由は左の通り

(一) 被告人は改悛の情顕著であつて再犯のおそれはない。無免許運転を二度としないことは、その第一、二審の公判廷供述よりしても明らかである。

(二) 第一審判示第三の事実は本来よいことではないが、被告人はあとで自首している（自首調書により明らか）。

(三) 被害者は経済的に一家の支柱という立場でなく、反対に扶養されていた者であつて、被害者側に経済的損失は全然ない（米田直二郎の司法警察員調書）。

(四) 之に反し、被告人が実刑に服することは、その妻子を路頭に迷わせることになる（被告人の第一審法廷供述）

(五) 示談は完全に成立し、実行が続けられ、被害者相続人は特に実刑を科さないことを望んでいる（本書冒頭に記したとおり）。

(六) 刑の目的は、被告人の今日までの苦痛、努力、改悛により充分に償なわれている。原判決破棄の上第二の事実につき無罪か、然らずば執行猶予、又は罰金刑に処せられることを、被告人の日常に接している当弁護人からも切にお願いする。

以　上

昭和四一年(さ)第三号

判　決

本　籍　福岡市伊崎浦六四番地

住　居　同市伊崎浦四番三号　中村太郎方

漁　業

朝夫こと

磯　村　朝　雄

昭和一九年六月三日生

右の者に対する傷害被告事件について、福岡簡易裁判所が昭和四〇年六月二日付でした略式命令に対し、検事総長から非常上告の申立があつたので、当裁判所は、次のとおり判決する。

主　文

原略式命令を破棄する。

被告人を罰金二万五〇〇〇円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金五〇〇円を一日に換算した期間、被告人を労役場に留置する。

理　由

福岡簡易裁判所が、被告人に対する傷害被告事件（同庁昭和四〇年(い)一三八二号）について、同年六月二日付の略式命令により、被告人の傷害の事実を認定して、同人を罰金四万円（その不完納の場合には、金五〇〇円を一日に換算）に処し、右略式命令が同年七月一七日確定したことは、記録上明らかである。

昭和四一年六月二八日判決　昭和四一年(さ)第三号

ところで、刑法二〇四条、罰金等臨時措置法三条一項一号によれば、傷害罪の罰金の法定刑の最高額は二万五〇〇〇円であるから、これを超過して被告人を罰金四万円に処した右略式命令は、法令に違反していることが明らかであり、しかも、被告人のため不利益であるといわなければならない。

よって、刑訴法四五八条一号但書により、主文第一項のとおり原略式命令を破棄し、被告事件につき、さらに判決することとする。原略式命令によって確定された傷害の事実に法令を適用すると、該事実は、刑法二〇四条に該当するから、所定刑中罰金刑を選択し、罰金等臨時措置法二条一項、三条一項一号に則り、主文第二項の罰金刑に処し、換刑処分につき、刑法一八条を適用して主文第三項のとおり定め、主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見によるものである。

検察官　横井大三公判出席

昭和四一年六月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　田　中　二　郎

裁判官　五　鬼　上　堅　磐

裁判官　柏　原　語　六

裁判官　下　村　三　郎

被告人　磯　村　朝　雄

検事総長馬場義続の非常上告申立理由（昭和四一年四月一二日付）

昭和四十年六月二日福岡簡易裁判所は、朝夫こと磯村朝雄に対し、「昭和四十年五月十四日午後四時頃福岡市塩屋町二丁目所在当仁中学校宿直室土間において、同校教諭坂本三郎（当四十三年）に対し些細なことに激昂し、同人の陰部を蹴り頭部を手拳で殴打するなどの暴行を加え、もって同人に対し加療一ケ月を要する陰嚢部挫傷などの傷害を負わせたものである。」との事実につき、刑法第二〇四条・罰金等臨時措置法第三条・刑法第一八条を適用して、「罰金四万円に処する。右罰金を完納することができないときは、金五百円を一日に換算した期間、被告人を労役場に留置する。」旨の略式命令を発し、同略式命令は、正式裁判請求期間の経過により、同年七月十七日確定した。このことは、添付の一件記録により明らかである。

しかしながら、刑法第二〇四条・罰金等臨時措置法第三条第一項によれば、傷害罪の罰金の法定刑の最高額は、二万五千円であるから、これを超過して被告人を罰金四万円に処した右略式命令は、明らかに法令に違反したものであり、しかも、被告人に不利益であるといわなければならない。

よって、右略式命令を破棄して相当な裁判を求めるため、本件非常上告を申し立てた次第である。

以　上

昭和四一年(し)第四三号

決　　定

住　　居　大阪府枚岡市立花町八番二一号

申立人　石　橋　徳　一

右の者に対する公職選挙法違反被告事件について、昭和四一年五月三〇日布施簡易裁判所がした公訴棄却申立却下決定に対し、申立人の弁護人戸田善一郎から特別抗告の申立があったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主　　文

本件抗告を棄却する。

理　　由

本件のような公訴棄却を求める申立は、裁判所の職権発動を求める趣旨のものであって、本来採否の判断を示すことを要しないものであり、また、その申立を却下する旨の決定がなされた場合において、不服があるときは、終局裁判に対する上訴によりその不服を申立てることができるのであるから、本件抗告の申立は、刑訴法四三三条一項所定の要件を欠き、不適法として棄却すべきものである（昭和二六年(し)第六三号同二九年二月四日最高裁判所第一小法廷決定、刑集八巻二号一三一頁参照）。

よって、同四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年六月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　下　村　三　郎

昭和四一年六月二八日決定　昭和四一年(し)第四三号　一

昭和四一年六月二八日決定　昭和四一年(し)第四三号

裁判官　五鬼上堅磐
裁判官　柏原語六
裁判官　田中二郎

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	二審又は原審	頁
昭和三七年(あ)九三七	関税法違反	蔡培南 外四名	昭和四一年五・一八	大	一部破棄差戻一部棄却	大阪高	七三三
昭和三八年(あ)二五七	公務執行妨害、傷害	木田忠 外一名	五・二六	一	棄却	東京高	七六三
昭和三八年(あ)七七九	公文書偽造、同行使、関税法違反、公文書毀棄	畔柳正男	四・二〇	大	破棄差戻	東京高	三二一
昭和三八年(あ)二七八八	威力業務妨害、公務執行妨害、傷害	安宅常彦 外一名	六・二三	一	棄却	仙台高	一二二九
昭和三九年(す)三六五	管轄指定の請求	金森健士	五・二〇	二	却下		七六一
昭和三九年(あ)八〇四	業務上横領	斎藤仙蔵	四・一二	三	破棄差戻	仙台高	一五七
昭和三九年(あ)一一一一	農地法違反	石井幹晃	五・三一	三	破棄免訴	広島高岡山支部	九〇九
昭和三九年(あ)二三八六	道路交通法違反	鈴木一郎	六・一〇	三	棄却	東京高	一〇四七
昭和三九年(あ)二九一四	強姦	那須昭治 外一名	四・二六	三	棄却	福岡高	五五九

昭和三九年(あ)二九三八	詐欺、詐欺未遂、銃砲刀剣類等所持取締法違反	菅野忠男	五・三一	三棄却	仙台高	九二九
昭和四〇年(き)一	強盗殺人被告事件に対する上告棄却の確定判決に対する、再審の請求	石井健治郎 外一名	四・一九	三棄却	最高裁	二九一
昭和四〇年(あ)一二	有印虚偽公文書作成、同行使	岸野春一	五・二六	一破棄差戻	大阪高	七八五
昭和四〇年(し)八五	放火事件の確定判決に対する再審請求棄却決定に対する即時抗告の申立	高杉フク	四・一四	一棄却	東京高	一八七
昭和四〇年(あ)一三七	建造物損壊、建造物侵入、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	鬼頭正男 外三名	六・一〇	三棄却	名古屋高	一〇六一
昭和四〇年(あ)四六一	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反	込山正義 外一名	四・八	二棄却	広島高岡山支部	三七
昭和四〇年(あ)七三三	業務上過失致死	馬路弘	六・一四	三破棄自判	東京高	一一六五
昭和四〇年(あ)七六二	商標法違反	松崎英子	六・一〇	三棄却	大阪高	一〇九五
昭和四〇年(あ)一一〇七	道路交通法違反	岡本工	四・一五	二破棄自判	大阪高	二〇一
昭和四〇年(あ)一二九七	公職選挙法違反	鶴田簑輔	四・二一	一棄却	広島高岡山支部	三三三
昭和四〇年(あ)一三〇三	公職選挙法違反	河田鋭三郎	四・二一	一棄却	広島高岡山支部	四一三

昭和四〇年(あ)一三一八	公職選挙法違反	藤原節夫	四・二一	一棄却	広島高岡山支部	四三九
昭和四〇年(あ)一三四五	業務上横領	今村長教	四・六	二棄却	福岡高	七
昭和四〇年(あ)一四〇二	収賄	杉橋弥一郎 外一名	四・一八	二棄却	大阪高	二一三
昭和四〇年(あ)一五七三	強姦致傷、強姦、殺人、死体遺棄、窃盗	川口金弘	四・八	二棄却	東京高	一三五
昭和四〇年(あ)一七六〇	道路交通法違反	中島靖昌	四・二八	一破棄自判	福岡高	六四三
昭和四〇年(あ)一七六一	道路交通取締法違反、業務上過失致死	菅原久也	六・一〇	二棄却	仙台高秋田支部	一一一三
昭和四〇年(あ)一九五五	建造物侵入、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害	大谷定夫 外一名	四・一四	一棄却	東京高	一七五
昭和四〇年(あ)二〇六七	威力業務妨害、艦船侵入、傷害	宮川睦男 外四名	六・二	一棄却	福岡高	九八一
昭和四〇年(あ)二一〇一	強盗殺人、強盗強姦、現住建造物等放火、死体損壊、窃盗、傷害、住居侵入	彦田正一	五・三一	三棄却	福岡高	九五九
昭和四〇年(あ)二一六二	贈賄、収賄	赤阪一郎 外一名	六・一六	一棄却	大阪高	一一九五
昭和四〇年(あ)二一六七	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反、関税法違反	池口貞男	四・七	一棄却	東京高	一一

昭和四〇年(あ)一二二九	公務執行妨害、覚せい剤取締法違反、殺人、銃砲刀剣類等所持取締法違反等	松原慶一 外一名	四・二六	三乗却	大阪高	五六七	
昭和四〇年(あ)二二四一	公務執行妨害	北口昭巳	四・一四	一乗却	大阪高	一八一	
昭和四〇年(あ)二三〇八	業務上横領、商法違反、貸金業等の取締に関する法律違反等	日笠克己	四・一九	三乗却	広島高岡山支部	二五一	
昭和四〇年(あ)二四〇四	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	近藤泰章	四・九	二乗却	福岡高宮崎支部	一四九	
昭和四〇年(あ)二四五三	猥褻図画販売、猥褻図画販売目的所持	王治令 恵蔵こと	四・五	三乗却	大阪高	一	
昭和四〇年(あ)二四七八	収賄	大村礼	四・九	二乗却	仙台高	一五三	
昭和四〇年(あ)二五一三	傷害	山口昇	四・七	一乗却	名古屋高金沢支部	三一	
昭和四〇年(あ)二五一九	建築基準法違反	佐藤静男	四・一五	二乗却	札幌高	二〇七	
昭和四〇年(あ)二五二九	関税法違反	施麗源 外一名	四・二一	一乗却	大阪高	五一九	
昭和四〇年(あ)二五三八	恐喝	崔永鎬 神崎貞雄こと	四・一五	二乗却	東京高	二一五	
昭和四〇年(あ)二六一二	窃盗	末永万治	六・二三	一乗却	東京高	一二四九	

昭和四〇年(あ)二六三二	収賄	大石太郎	四・二八	一乗却	広島高岡山支部	六四七	
昭和四〇年(あ)二六三九	詐欺、有印私文書偽造、同行使、森林法違反、窃盗	尾崎饒	六・一四	三乗却	広島高岡山支部	一一八一	
昭和四〇年(あ)二六八七	有印公文書偽造、同行使	林徹 三浦徹こと	四・二八	一乗却	東京高	六九一	
昭和四〇年(あ)二六八九	傷害	太田護	四・二六	三乗却	東京高	二五七	一部破棄自判
昭和四〇年(あ)二六九〇	公職選挙法違反	浅野花子 外二名	四・一九	三乗却	東京高	二五七	一部破棄
昭和四〇年(あ)二七〇〇	有印公文書偽造、同行使、詐欺	保坂義重	四・二八	一乗却	東京高	七〇九	
昭和四〇年(あ)二七一九	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反	小林光広	六・一四	三	仙台高秋田支部	一一八七	一部破棄一部棄却
昭和四〇年(あ)二七七三	公職選挙法違反	井上市郎 外三名	四・二八	一乗却	東京高	七一五	
昭和四〇年(あ)二七七六	関税法違反	後藤義男	五・二六	一乗却	東京高	八三九	
昭和四〇年(あ)二七八三	業務上過失致死	吉田清康	五・二七	二乗却	東京高	八四七	
昭和四〇年(あ)二八〇〇	業務上過失致死、道路交通法違反	リオ・エム・ボントレイガー	六・一〇	三乗却	東京高	一一四七	

昭和四〇年(あ)二八二三	道路運送法違反	中川豊美外三名	五・三一	三棄却	福岡高	九六九	
昭和四〇年(あ)二八五〇	軽犯罪法違反、鉄道営業法違反	小島勤	五・一九	一棄却	大阪高	七五七	
昭和四〇年(あ)二八七〇	業務上横領	勝浦こと津川正文外一名	六・二三	一棄却	大阪高	一二五五	
昭和四〇年(あ)二九四二	殺人	加治正一	五・二七	二棄却	福岡高	八五七	
昭和四一年(さ)一	道路交通法違反被告事件についてなした略式命令に対する非常上告申立	上中屋敷等	四・二八	一破棄免訴	盛岡簡易	七三一	
昭和四一年(さ)二	道路交通法違反被告事件についてなした略式命令に対する非常上告申立	佐藤吉光	五・二七	二破棄免訴	札幌簡易	九〇五	
昭和四一年(さ)三	傷害被告事件についてなした略式命令に対する非常上告申立	朝夫こと磯村朝雄	六・二八	三破棄自判	福岡簡易	一二七七	
昭和四一年(み)八	詐欺被告事件についてなした上告棄却の判決に対する判決訂正の申立	林実こと申立人玉木実	四・二七	三棄却	最高裁	六三九	
昭和四一年(し)四三	公職選挙法違反被告事件についてなした公訴棄却申立却下決定に対し、特別抗告の申立	申立人石橋徳一	六・二八	三棄却	布施簡易	一二八一	
昭和四一年(あ)七二	賍物故買	林秀夫こと林秀変外二名	六・一六	一棄却	広島高	一二一一	
昭和四一年(あ)七三	恐喝、銃砲刀剣類等所持取締法違反	岸川聰	六・六	二棄却	福岡高	一〇四三	

昭和四一年(あ)一〇一	公職選挙法違反	森新治外二名	四・二二	二棄却	福岡高	五五一	
昭和四一年(あ)一七八	麻薬取締法違反	山本権三	六・一〇	二棄却	大阪高	一一五五	
昭和四一年(あ)一九〇	公職選挙法違反	寺井耕一外二名	六・四	二棄却	東京高	一〇一七	
昭和四一年(あ)一九二	公職選挙法違反	沢田肇	五・二七	二棄却	東京高	八六七	
昭和四一年(あ)二七九	公職選挙法違反	古沢満	五・二七	二棄却	東京高	八八三	
昭和四一年(あ)三〇九	公職選挙法違反	原豊孝	五・二七	二棄却	東京高	八九一	
昭和四一年(あ)三二七	詐欺	宮崎新一郎こと宮崎新九郎	六・二三	一棄却	大阪高	一二六三	
昭和四一年(あ)四四六	業務上過失致死、道路交通法違反	豊三こと鈴木豊蔵	六・二五	二棄却	東京高	一二六七	
昭和四一年(あ)五二八	入場税法違反、入場税法違反幇助、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	藤原定太郎外一名	六・二〇	二棄却	大阪高	一二一七	

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和四十一年四月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。

判　決（全）……（五日―二八日）……（二三件）……一頁
決　定（1）……（四日―　八日）……（六四件）……五
決　定（2）……（九日―一四日）……（六六件）……一一
決　定（3）……（一五日―二〇日）……（四七件）……一九
決　定（4）……（二一日―二二日）……（四九件）……二五
決　定（5）……（二三日―二八日）……（四〇件）……三一
雑　　（全）……（四日―二八日）……（三六件）……三五
不成立（全）……（一日―二八日）……（一二件）……三九

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(お)二三四二	道路交通法違反、業務上過失致死	徳永淳三	昭和四一年四・五	三	棄却	大阪高	一
昭和四〇年(お)二三五八	強姦	宮崎周吉	四・七	一	棄却	東京高	六
昭和四〇年(お)四六一	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反	込山正義外一名	四・八	二	棄却	広島高岡山支	二九
昭和四〇年(お)一五七三	強姦致傷、強姦、殺人、死体遺棄、窃盗	川口金弘	四・八	二	棄却	東京高	七九
昭和三九年(お)八〇四	業務上横領	斎藤仙蔵	四・一二	三	破棄差戻	仙台高	八七
昭和三九年(お)二〇九八	詐欺、賍物寄蔵、賍物故買、有価証券偽造、同行使、暴行、傷害	金鐘宇外五名	四・一二	三	棄却	東京高	九八
昭和三九年(お)二八六二	業務上横領、詐欺	桐村輝正	四・一二	三	棄却	大阪高	一三四
昭和四〇年(お)一九五五	建造物侵入、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害	大谷定夫外一名	四・一四	一	棄却	東京高	一四三
昭和四〇年(お)一一〇七	道路交通法違反	岡本工	四・一五	二	破棄無罪	大阪高	一四八

昭和四〇年(あ)二五一九	建築基準法違反	佐藤静男	四・一五	二	棄却	札幌高	一五四
昭和四〇年(あ)二五三八	恐喝	崔永鎬	四・一五	二	棄却	東京高	一六二
昭和四〇年(あ)一六九〇	公職選挙法違反	浅野・花子 外二名	四・一九	三	棄却	東京高	一六八
昭和四〇年(あ)二七〇五	業務上過失傷害、道路交通法違反	藤井基仁	四・一九	三	棄却	東京高	一八六
昭和三八年(あ)七七九	公文書偽造、同行使、関税法違反、公文書毀棄	畔柳正男	四・二〇	大差戻	破棄	東京高	一九〇
昭和四〇年(あ)一三一八	公職選挙法違反	藤原節夫	四・二一	一	棄却	広島高岡山支	一九五
昭和四〇年(あ)二五二九	関税法違反	施麗源 外一名	四・二一	一	棄却	大阪高	二三八
昭和四〇年(あ)二五九九	強姦致傷	川田高	四・二二	二	棄却	東京高	二五六
昭和四一年(あ)一〇一	公職選挙法違反	森新治 外二名	四・二二	二	棄却	福岡高	三〇九
昭和四〇年(あ)二二二九	公務執行妨害、覚せい剤取締法違反、殺人、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	松原慶一 外一名	四・二六	三	棄却	大阪高	三一六
昭和四〇年(あ)二六八九	傷害	太田護	四・二六	三	一部破棄自判一部棄却	東京高	三五〇

昭和四〇年(あ)一七六〇	道路交通法違反	中島靖昌	四・二八	一	破棄自判	福岡高	三五四
昭和四〇年(あ)二七〇〇	有印公文書偽造、同行使、詐欺	保坂義重	四・二八	一	棄却	東京高	三五八
昭和四一年(さ)一	道路交通法違反	上中屋敷等	四・二八	一	免訴	盛岡簡	三六四

非常上告

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和三九年(あ)一九三四	業務上横領、商法違反	野垣内源蔵	昭和四一年四・四	二	棄却	東京高	一
昭和四〇年(あ)一七〇三	関税法違反	関佐一郎	四・四	二	棄却	大阪高	八
昭和四〇年(あ)一九〇七	窃盗	船橋悦子	四・五	三	棄却	福岡高宮崎支	一九
昭和四〇年(あ)一九一一	窃盗、森林法違反	大久保要	四・五	二	棄却	福岡高	二四
昭和四〇年(あ)二一五二	現住建造物放火、非現住建造物等放火	押田栄吉	四・五	三	棄却	東京高	二九
昭和四〇年(あ)二二八四	宅地建物取引業法違反	守口正巳	四・五	三	棄却	東京高	四一
昭和四〇年(あ)二三一〇	傷害	辺淳燦	四・五	三	棄却	大高阪	四六
昭和四〇年(あ)二三二四	麻薬取締法違反	楠本サカヱ	四・五	三	棄却	大阪高	四九
昭和四〇年(あ)二三四七	恐喝	坂口貞登	四・五	三	棄却	仙台高	五四

昭和四〇年(あ)一三六三	詐欺	高田初江	四・五	三棄却	東京高	五九
昭和四〇年(あ)一三六五	詐欺、傷害	高橋昭三郎	四・五	三棄却	東京高	六四
昭和四〇年(あ)一三七七	業務上過失傷害、業務上過失致死	星名昭次	四・五	三棄却	東京高	六八
昭和四〇年(あ)一三七九	業務上過失致死	平野義造	四・五	三棄却	東京高	七二
昭和四〇年(あ)一三八二	道路交通法違反	横山公	四・五	三棄却	東京高	七七
昭和四〇年(あ)一三八六	賍物牙保、賍物収受	今原修	四・五	三棄却	大阪高	八〇
昭和四〇年(あ)一三九二	窃盗、賍物故買	山本輝	四・五	三棄却	広島高	八四
昭和四〇年(あ)一三九五	業務上過失致死、道路交通法違反	大山昭司	四・五	三棄却	大阪高	八七
昭和四〇年(あ)一四〇五	傷害	植田倫安	四・五	三棄却	高松高	九三
昭和四〇年(あ)一四〇八	窃盗	坂本時男	四・五	三棄却	名古屋高金沢支	九九
昭和四〇年(あ)二四一一	賍物故買	佐川嘉隆	四・五	三棄却	大阪高	一〇三

昭和四〇年(あ)二四二〇	公務執行妨害	田嶋茂徳	四・五	三棄却	福岡高	一〇七
昭和四〇年(あ)二四四一	業務上過失傷害、道路交通法違反	山口昇	四・五	三棄却	名古屋高金沢支	一一三
昭和四〇年(あ)二四四四	業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通法違反	関義太	四・五	三棄却	福岡高	一一六
昭和四〇年(あ)二四五三	猥褻図画販売、猥褻図画販売目的所持	王治令	四・五	三棄却	大阪高	一二一
昭和四〇年(あ)二四五六	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	中野武	四・五	三棄却	大阪高	一二五
昭和四〇年(あ)二四六三	業務上過失致死、業務上過失傷害	橋口鉄幸	四・五	三棄却	大阪高	一二八
昭和四〇年(あ)二四六五	麻薬取締法違反	山村進	四・五	三棄却	大阪高	一三二
昭和四〇年(あ)二四九二	賍物故買、賍物牙保、賍物収受	田丸悦郎	四・五	三棄却	福岡高宮崎支	一三六
昭和四〇年(あ)二五五一	業務上過失致死	新田桂士	四・五	三棄却	東京高	一四一
昭和四〇年(あ)二五七一	恐喝	李福童	四・五	三棄却	大阪高	一四四
昭和四〇年(あ)二五七九	窃盗、外国人登録法違反	柳豊子	四・五	三棄却	大阪高	一四七

昭和四〇年(あ)二六四九	公職選挙法違反	松岡由男 外三名	四・五	三	棄却	名古屋高	一五一
昭和四〇年(あ)二六六九	公職選挙法違反	千葉忠雄	四・五	三	棄却	札幌高	一六一
昭和四〇年(あ)一二一三	業務上横領、有価証券偽造、同行使、詐欺	中島勲	四・六	二	棄却	大阪高	一六六
昭和四〇年(あ)一三四五	業務上横領	今村長教	四・六	二	棄却	福岡高	一七一
昭和四〇年(あ)一八七三	業務上横領	仲川保則	四・六	二	棄却	名古屋高	一七四
昭和四〇年(あ)一五二五	殺人	浦寶弘	四・七	二	棄却	大阪高	一八〇
昭和四〇年(あ)二一〇五	窃盗	金井穎	四・七	一	棄却	名古屋高	二〇三
昭和四〇年(あ)二一四五	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、恐喝、恐喝未遂	渡部満徳	四・七	一	棄却	高松高	二〇六
昭和四〇年(あ)二一六七	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反、関税法違反	池口貞男	四・七	一	棄却	東京高	二〇九
昭和四〇年(あ)二一七七	業務上過失傷害	宋基哲	四・七	一	棄却	東京高	二一〇
昭和四〇年(あ)二一九二	恐喝未遂、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	増田光男	四・七	一	棄却	福岡高宮崎支	二一五

昭和四〇年(あ)二二二五	暴行、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反	坂元昌一郎	四・七	一	棄却	福岡高宮崎支	二三五
昭和四〇年(あ)二四一四	有価証券虚偽記入、同行使、詐欺	檜垣正雄	四・七	一	棄却	大阪高	二三八
昭和四〇年(あ)二四二三	有価証券偽造、同行使、詐欺	宇原哲男	四・七	一	棄却	福岡高	二四二
昭和四〇年(あ)二四六一	詐欺	藤本成之 外一名	四・七	二	棄却	大阪高	二五二
昭和四〇年(あ)二四九六	詐欺、横領	志賀清彦	四・七	一	棄却	東京高	二六〇
昭和四〇年(あ)二五一三	傷害	山口昇	四・七	一	棄却	名古屋高金沢支	二七一
昭和四〇年(あ)二五二七	殺人	野田茂人	四・七	一	棄却	福岡高	二七五
昭和四〇年(あ)二五四九	業務上過失傷害	川村忠雄	四・七	一	棄却	東京高	二八二
昭和四〇年(あ)二五八一	業務上過失傷害、同致死	中静雄	四・七	一	棄却	大阪高	二八八
昭和四〇年(あ)二六一八	麻薬取締法違反	田中利安	四・七	一	棄却	東京高	二九二
昭和四〇年(あ)二七四二	賭場開帳図利、常習賭博	関山茂	四・七	一	棄却	大阪高	二九八

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)二七四七	窃盗	工藤一夫	四・七	二乗	却	東京高	三〇一
昭和四〇年(あ)二九〇五	公職選挙法違反	斎藤茂左衛門	四・七	二乗	却	名古屋高	三〇四
昭和四〇年(あ)二九六七	公職選挙法違反	涌井徳右エ門	四・七	二乗	却	札幌高	三〇八
昭和四〇年(あ)二四五八	業務上過失致死、道路交通法違反	金進吉	四・八	二乗	却	大阪高	三一三
昭和四〇年(あ)二四八二	業務上過失致死	八箇義正	四・八	二乗	却	名古屋高金沢支	三一六
昭和四〇年(あ)二五七〇	売春防止法違反	東山きくゑ	四・八	二乗	却	大阪高	三二〇
昭和四〇年(あ)二五八四	業務上過失致死傷	山根通伸	四・八	二乗	却	広島高	三二五
昭和四〇年(あ)二六六四	道路交通法違反	李大孝	四・八	二乗	却	大阪高	三三一
昭和四〇年(あ)二八四二	有印私文書偽造、同行使、強姦未遂、窃盗、公正証書原本不実記載、同行使、業務上過失傷害、道路交通法違反	厚主仁	四・八	二乗	却	大阪高	三三五
昭和四〇年(あ)二八六一	恐喝未遂、傷害、窃盗	元田庄司	四・八	二乗	却	大阪高	三六二
昭和四〇年(あ)二八七六	公職選挙法違反	中田駒男外二名	四・八	二乗	却	福岡高	三七四

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)二四〇四	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	近藤泰章	昭和四一年四・九	二乗	却	福岡高宮崎支	一
昭和四〇年(あ)二四一二	業務上過失致死	平井定雄	四・九	二乗	却	大阪高	五
昭和四〇年(あ)二四一五	賍物故買、賭博	禹昌玉	四・九	二乗	却	大阪高	九
昭和四〇年(あ)二四二四	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反	川原道雄	四・九	二乗	却	福岡高	一五
昭和四〇年(あ)二四二七	業務上過失傷害、道路交通法違反	小森憲太郎	四・九	二乗	却	福岡高	二一
昭和四〇年(あ)二四三二	業務上過失致死	朴昌培	四・九	二乗	却	仙台高	二五
昭和四〇年(あ)二四四〇	強制猥褻	川水信義	四・九	二乗	却	名古屋高金沢支	二八
昭和四〇年(あ)二四四七	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	申載徹	四・九	二乗	却	大阪高	三六
昭和四〇年(あ)二四五五	売春防止法違反	定本道子	四・九	二乗	却	大阪高	四〇

昭和四〇年(あ)二四六七	麻薬取締法違反、関税法違反	二	六	たつ子	四・九	二	棄却	大阪高	四三
昭和四〇年(あ)二四七一	強盗致傷、住居侵入	野	月	秀雄	四・九	二	棄却	仙台高	四八
昭和四〇年(あ)二四七三	業務上過失傷害、道路交通法違反	高	木	幸雄	四・九	二	棄却	名古屋高	五一
昭和四〇年(あ)二四七八	収賄	大	村	禮	四・九	二	棄却	仙台高	五四
昭和四〇年(あ)二五一一	詐欺	田	原	秀之	四・九	二	棄却	広島高岡山支	五八
昭和四〇年(あ)二五一四	背任	野	田	市郎	四・九	二	棄却	名古屋高金沢支	六二
昭和四〇年(あ)二五一六	道路交通法違反	飯	田	正平	四・九	二	棄却	名古屋高金沢支	六六
昭和四〇年(あ)二五二二	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	杉	田	福昭	四・九	二	棄却	高松高	六九
昭和四〇年(あ)二五二八	恐喝	永	松	陽之助	四・九	二	棄却	福岡高	七三
昭和四〇年(あ)二五三六	業務上過失傷害	鍋	田	竜治	四・九	二	棄却	東京高	七九
昭和四〇年(あ)二五四四	詐欺、恐喝	高	井	賢一	四・九	二	棄却	東京高	八四

昭和四〇年(あ)二五五五	恐喝、脅迫	山	本	敦	四・九	二	棄却	東京高	八八
昭和四〇年(あ)二五七六	公務執行妨害、傷害	三	谷	奎一	四・九	二	棄却	大阪高	九九
昭和四〇年(あ)二五八九	傷害	田	中	正雄	四・九	二	棄却	大阪高	一〇二
昭和四〇年(あ)二六一〇	詐欺	星	野	一郎	四・九	二	棄却	東京高	一〇六
昭和四〇年(あ)二六七〇	覚せい剤取締法違反、現住建造物放火	郡	山	和哉	四・九	二	棄却	高松高	一一三
昭和四〇年(あ)二四一〇	賭博開帳図利、賭博	大	角	芳雄	四・一一	二	棄却	名古屋高金沢支	一一九
昭和四〇年(あ)二四七六	業務上過失致死、道路交通法違反	水	野	孝保	四・一一	二	棄却	名古屋高	一二四
昭和四〇年(あ)二五〇八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	柴	田	賢一	四・一一	二	棄却	広島高岡山支	一二八
昭和四〇年(あ)二五五〇	重過失致死、道路交通法違反	阿	部	良夫	四・一二	二	棄却	東京高	一三二
昭和四〇年(あ)二五九二	売春防止法違反、同幇助	嶋	本	久男 外一名	四・一二	二	棄却	大阪高	一三六
昭和四〇年(あ)二六九五	窃盗	渡	邊	都子 外二名	四・一二	二	棄却	東京高	一三九

昭和四〇年(あ)一二一六	恐喝	小川真澄	四・一二	三乗却	大阪高	一四三	
昭和四〇年(あ)一三五八	傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、脅迫	星下清 外五名	四・一二	三乗却	福岡高	一五〇	
昭和四〇年(あ)一六二〇	恐喝	伊藤國男	四・一二	三乗却	名古屋高	一五七	
昭和四〇年(あ)一三六四	詐欺	町田皎	四・一二	二乗却	東京高	一六四	
昭和四〇年(あ)二四一九	業務上過失致死、業務上過失傷害	前田春美	四・一二	二乗却	福岡高	一六九	
昭和四〇年(あ)二四二九	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	伊東和夫	四・一二	二乗却	仙台高	一七四	
昭和四〇年(あ)二四六二	窃盗	三浦龍歓 外一名	四・一二	二乗却	大阪高	一八〇	
昭和四〇年(あ)二四八五	道路交通法違反	児玉誠	四・一二	二乗却	福岡高宮崎支	一八五	
昭和四〇年(あ)二五四一	業務上過失傷害	中野文昭	四・一二	二乗却	東京高	一八九	
昭和四〇年(あ)二五六四	詐欺	朱文元	四・一二	二乗却	東京高	一九三	
昭和四〇年(あ)二五八七	賭博開帳図利幇助	木下時應	四・一二	二乗却	名古屋高金沢支	一九八	

昭和四〇年(あ)二七五四	詐欺	野口融	四・一二	二乗却	東京高	二〇一	
昭和四〇年(あ)一九六二	公職選挙法違反	大塚繁夫 外六名	四・一二	二乗却	仙台高秋田支	二四一	
昭和四一年(あ)　一〇	公職選挙法違反	五十嵐貞夫 外四名	四・一二	二乗却	仙台高秋田支	二六〇	
昭和四〇年(あ)一四四六	商法違反、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反	青沼運平 外三名	四・一四	一乗却	東京高	二七七	
昭和四〇年(あ)二二四一	公務執行妨害	北口昭巳	四・一四	一乗却	大阪高	二九九	
昭和四〇年(あ)二二四四	売春防止法違反	金鐘姫	四・一四	一乗却	大阪高	三〇三	
昭和四〇年(あ)二二六三	傷害致死、傷害	長谷部義雄	四・一四	一乗却	秋田支	三〇八	
昭和四〇年(あ)二四四五	業務上横領	法野俊夫	四・一四	一乗却	札幌高函館支	三一五	
昭和四〇年(あ)二四五四	賍物故買	李末用	四・一四	一乗却	大阪高	三二〇	
昭和四〇年(あ)二四七〇	詐欺、横領	中島健治	四・一四	一乗却	広島高松江支	三二四	
昭和四〇年(あ)二四九一	証憑偽造教唆	矢野美義 外一名	四・一四	二乗却	福岡高宮崎支	三二七	

昭和四〇年(あ)二五一八	業務上過失致死、道路交通法違反	光田勇	四・一四	一棄却	高松高	三四〇
昭和四〇年(あ)二五五四	傷害	高大浩	四・一四	一棄却	東京高	三四五
昭和四〇年(あ)二五六三	業務上過失傷害、道路交通法違反	渡邊紀光	四・一四	一棄却	東京高	三四九
昭和四〇年(あ)二五七二	業務上過失致死	西岡惇夫	四・一四	一棄却	大阪高	三五三
昭和四〇年(あ)二五九一	売春防止法違反	城堂成子	四・一四	一棄却	大阪高	三五六
昭和四〇年(あ)二六〇七	強盗	山後正夫	四・一四	一棄却	東京高	三五九
昭和四〇年(あ)二六二九	業務上過失致死傷、道路交通法違反	小手川幸男	四・一四	一棄却	東京高	三六四
昭和四〇年(あ)二六六六	道路交通法違反	森栄一郎	四・一四	一棄却	大阪高	三六九
昭和四〇年(あ)二六七七	業務上過失傷害、道路交通法違反	鈴木繁利	四・一四	一棄却	名古屋高	三七二
昭和四〇年(あ)二七三九	道路交通法違反、業務上過失傷害、過失往来危険	枳殻陽太郎	四・一四	一棄却	札幌高	三七五
昭和四〇年(あ)二七六三	詐欺、有価証券偽造、同行使	中尾武	四・一四	一棄却	東京高	三七九

昭和四〇年(あ)二八三六	詐欺、横領、業務上横領	長谷川謙次朗	四・一四	一棄却	東京高	三八九
昭和四〇年(あ)二八七三	有印公文書偽造、同行使、道路交通法違反	駒田重男	四・一四	一棄却	名古屋高	三九四

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)二〇一六	詐欺、有価証券偽造、同行使	今井欽吾	昭和四一年四・一五	二	棄却	東京高	一
昭和四〇年(あ)二七〇八	有価証券偽造、同行使、有印私文書偽造、同行使、詐欺	首藤申喜	四・一五	二	棄却	福岡高	八
昭和四〇年(あ)一四〇二	収賄	杉橋弥一郎外一名	四・一八	二	棄却	大阪高	一四
昭和四〇年(あ)一六二九	有印私文書偽造、同行使、業務上横領、公文書毀棄	北河喜代志	四・一八	二	棄却	名古屋高	二九
昭和四〇年(あ)一六五八	道路交通法違反	清水裕子	四・一八	二	棄却	東京高	三五
昭和四〇年(あ)一八八〇	横領	阪本又助	四・一八	二	棄却	東京高	四一
昭和四〇年(あ)一九〇二	業務上過失傷害	島田正二	四・一八	二	棄却	福岡高	四六
昭和四〇年(あ)一九八七	外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反	国際産業貿易株式会社外一名	四・一八	二	棄却	広島高岡山支	五〇
昭和四〇年(あ)二五八三	殺人、殺人未遂	江浦滋弘	四・一八	二	棄却	大阪高	六二

昭和四〇年(あ)二七一一	殺人幇助、殺人未遂幇助、犯人蔵匿、犯人隠避	片岡進外一名	四・一八	二	棄却	広島高	七二
昭和四〇年(あ)二七七四	公職選挙法違反	自称橋本勝	四・一八	二	棄却	東京高	八四
昭和四〇年(あ)　一四三	詐欺、銃砲刀剣類等所持取締法違反	金居徳雄	四・一九	三	棄却	福岡高	八九
昭和四〇年(あ)一〇四三	業務上過失致死、道路交通法違反	有澤三男	四・一九	三	棄却	高松高	九四
昭和四〇年(あ)二三〇八	業務上横領、商法違反、貸金業等の取締に関する法律違反、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律違反、証券取引法違反、詐欺	日笠克己	四・一九	三	棄却	広島高岡山支	九七
昭和四〇年(あ)二四〇二	入場税法違反	藤村ミヨコ外一名	四・一九	三	棄却	大阪高	一〇一
昭和四〇年(あ)二四二八	傷害、恐喝未遂	山本茂	四・一九	三	棄却	福岡高	一〇八
昭和四〇年(あ)二四七四	有印公文書偽造、同行使、道路交通法違反	軸丸照夫	四・一九	三	棄却	名古屋高	一一一
昭和四〇年(あ)二四八〇	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	三浦英行	四・一九	三	棄却	福岡高宮崎支	一一五
昭和四〇年(あ)二五〇六	麻薬取締法違反	古田義行	四・一九	三	棄却	広島高	一二〇
昭和四〇年(あ)二五一五	業務上過失傷害、道路交通法違反	野口浩一	四・一九	三	棄却	名古屋高金沢支	一二三

昭和四〇年(あ)二五一七	道路交通法違反、業務上過失致死	山下照正	四・一九	三	棄却	名古屋高金沢支	一二六
昭和四〇年(あ)二五五三	傷害	北村隆司	四・一九	三	棄却	東京高	一三一
昭和四〇年(あ)二五五六	横領	檜本七郎	四・一九	三	棄却	東京高	一三九
昭和四〇年(あ)二五六二	賭博開帳図利	高須敏明	四・一九	三	棄却	東京高	一四五
昭和四〇年(あ)二五七四	暴行、傷害	李成雨	四・一九	三	棄却	大阪高	一五〇
昭和四〇年(あ)二五八〇	道路交通法違反、重過失致死	菅沼功	四・一九	三	棄却	大阪高	一五四
昭和四〇年(あ)二六〇三	賭博開帳図利、賭博、常習賭博	李晶鎬外一名	四・一九	三	棄却	東京高	一六一
昭和四〇年(あ)二六一七	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反、関税法違反、道路交通法違反、業務上過失傷害	葛籠貫征雄外一名	四・一九	三	棄却	東京高	一六八
昭和四〇年(あ)二六二〇	公職選挙法違反幇助	阿部良平	四・一九	三	棄却	東京高	一七六
昭和四〇年(あ)二六二三	傷害	渡邊源作	四・一九	三	棄却	東京高	一八二
昭和四〇年(あ)二六二五	業務上過失致死、道路交通法違反	加藤力	四・一九	三	棄却	東京高	一九四

昭和四〇年(あ)二六三一	業務上過失傷害、道路交通法違反	塚本重雄	四・一九	三棄却	東京高	二〇一
昭和四〇年(あ)二六三七	業務上過失傷害、道路交通法違反	若生喜一	四・一九	三棄却	東京高	二〇四
昭和四〇年(あ)二六五九	恐喝、同未遂	古川敏文	四・一九	三棄却	大阪高	二〇八
昭和四〇年(あ)二六六五	業務上過失傷害	清水勝	四・一九	三棄却	大阪高	二一一
昭和四〇年(あ)二六七九	窃盗、詐欺	飯島正	四・一九	三棄却	名古屋高	二一七
昭和四〇年(あ)二七〇九	殺人、殺人未遂	尾形紘二	四・一九	三棄却	福岡高	二二〇
昭和四〇年(あ)二七一七	業務上過失致死、道路交通法違反	田代常彦	四・一九	三棄却	福岡高	二二七
昭和四〇年(あ)二八一八	公職選挙法違反	山田喜和四外一六名	四・一九	三棄却	福岡高	二二八
昭和四〇年(あ)二八四〇	職業安定法違反、詐欺	田中武	四・一九	三棄却	大阪高	二三九
昭和四〇年(あ)二九五一	公職選挙法違反	馬場敏	四・一九	三棄却	大阪高	二四九
昭和四〇年(あ)二六四八	業務上過失傷害、道路交通法違反	秋山泰利	四・二〇	二棄却	名古屋高	二五二

昭和四〇年(あ)二七二八	有価証券虚偽記入、同行使	伏見憲太郎	四・一〇	二棄却	大阪高	二五五
昭和四〇年(あ)二七三七	恐喝	柏本義治	四・二〇	二棄却	大阪高	二六三
昭和四〇年(あ)二八五九	道路交通法違反	若原英夫	四・二〇	二棄却	大阪高	二六七
昭和四一年(あ)五〇	詐欺、横領、道路交通法違反	石橋良雄	四・二〇	二棄却	広島高	二七一
昭和四一年(あ)一二八	売春防止法違反	今岡要	四・二〇	二棄却	大阪高	二七五

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)一二九七	公職選挙法違反	鶴田簑輔	昭和四一年四・二一	一	棄却	広島高岡山支	一
昭和四〇年(あ)一三〇三	公職選挙法違反	河田鋭三郎	四・二一	一	棄却	広島高岡山支	七三
昭和四〇年(あ)一九八二	公職選挙法違反	三原大蔵	四・二一	一	棄却	広島高岡山支	八七
昭和四〇年(あ)二二九六	業務上過失傷害、道路交通法違反	関口光司	四・二一	一	棄却	東京高	九〇
昭和四〇年(あ)二三一五	業務上過失致死	徳重粂彦	四・二一	一	棄却	広島高	九三
昭和四〇年(あ)二三四五	恐喝、恐喝未遂	樋沢昭一	四・二一	一	棄却	名古屋高	九八
昭和四〇年(あ)二三八〇	道路交通法違反、業務上過失致死	八木野一正	四・二一	一	棄却	東京高	一〇四
昭和四〇年(あ)二三九〇	業務上過失致死傷、道路交通法違反	小橋渉一	四・二一	一	棄却	広島高	一〇九
昭和四〇年(あ)二四〇九	業務上過失致死	太田猛	四・二一	一	棄却	名古屋高金沢支	一一三

昭和四〇年(あ)二四五二	道路交通法違反、業務上過失傷害	鄭	楽山	四・二一	二乗	却	大阪高	一一七
昭和四〇年(あ)二四七二	窃盗、道路交通法違反、業務上過失傷害	大	嶋哲男	四・二一	一乗	却	仙台高	一二七
昭和四〇年(あ)二五七五	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、暴行	濱	野益治	四・二一	一乗	却	大阪高	一三二
昭和四〇年(あ)二六〇八	公然わいせつ	安	楽光	四・二一	二乗	却	東京高	一三八
昭和四〇年(あ)二六四七	業務上過失致死、道路交通法違反	酒	井酒治	四・二一	一乗	却	名古屋高	一四一
昭和四〇年(あ)二六五三	恐喝、傷害	柳	田文利	四・二一	二乗	却	大阪高	一四六
昭和四〇年(あ)二六六〇	傷害	茂	木進	四・二一	一乗	却	大阪高	一五三
昭和四〇年(あ)二七〇六	業務上過失傷害、道路交通法違反	生	田目光正	四・二一	一乗	却	東京高	一五八
昭和四〇年(あ)二七二七	賭博開帳図利、常習賭博	濱	浦重松	四・二一	一乗	却	名古屋高金沢支	一六五
昭和四〇年(あ)二七五七	強姦致傷	山	本武雄 外三名	四・二一	二乗	却	東京高	一六八
昭和四〇年(あ)二七六五	賭博開帳図利	新	井アキ 外一名	四・二一	一乗	却	東京高	二〇八

昭和四〇年(あ)二七八二	業務上過失致死、道路交通法違反	田	島秀雄 外一名	四・二一	一乗	却	東京高	二一四
昭和四〇年(あ)二七八七	業務上過失傷害	土	井康弘	四・二一	一乗	却	東京高	二一八
昭和四〇年(あ)二七九六	業務上過失傷害	山	本常陸	四・二一	一乗	却	東京高	二二二
昭和四〇年(あ)二八〇一 昭和四〇年(あ)二八〇二	賭博開帳図利、常習賭博、賭博開帳図利幇助	高	橋茂 外三名	四・二一	一乗	却	仙台高	二二六
昭和四〇年(あ)二八二一	業務上過失傷害	松	永利夫	四・二一	一乗	却	大阪高	二三三
昭和四〇年(あ)二八四五	軽犯罪法違反、鉄道営業法違反	浜	口義英	四・二一	二乗	却	大阪高	二三八
昭和四〇年(あ)二八五三	恐喝未遂	山	口倍二	四・二一	一乗	却	大阪高	二四一
昭和四〇年(あ)二九〇七	業務上過失致死	根	本昭重	四・二一	一乗	却	名古屋高	二四八
昭和四〇年(あ)二九〇九	賭場開帳図利、賭場開帳図利幇助	倉	田星一 外一名	四・二一	一乗	却	東京高	二五一
昭和四〇年(あ)二九二二	公職選挙法違反	佃	貞治郎	四・二一	一乗	却	大阪高	二五五
昭和四〇年(あ)二九五〇	傷害	中	山貞夫	四・二一	二乗	却	大阪高	二五八

昭和四一年(あ)	二〇	公職選挙法違反	坂	伯彌	四・二一	二棄却	仙台高	二六四
昭和四〇年(あ)二六〇五		窃盗	新	原治雄	四・二二	二棄却	東京高	二六八
昭和四〇年(あ)二六一三		賭博場開帳図利	井	梅平八郎	四・二二	二棄却	東京高	二七一
昭和四〇年(あ)二六一九		暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	向	田栄二郎	四・二二	二棄却	東京高	二七八
昭和四〇年(あ)二六二二		業務上過失致死	川	中子林造	四・二二	二棄却	東京高	二八一
昭和四〇年(あ)二六三〇		業務上過失致死	金	澤力	四・二二	二棄却	東京高	二八五
昭和四〇年(あ)二六三八		業務上過失傷害、道路交通法違反	野	村豊	四・二二	二棄却	東京高	二九〇
昭和四〇年(あ)二六五一		猥褻図画販売目的所持	高	橋八郎	四・二二	二棄却	札幌高	二九四
昭和四〇年(あ)二六五七		住居侵入、銃砲刀剣類等所持取締法違反、強姦、窃盗、脅迫	前	田良一	四・二二	二棄却	大阪高	二九九
昭和四〇年(あ)二六七二		児童福祉法違反	遊	佐義武	四・二二	二棄却	仙台高	三〇三
昭和四〇年(あ)二七〇四		業務上過失致死、業務上過失傷害	栗	原宏文	四・二二	二棄却	東京高	三一一

昭和四〇年(あ)二七七七		銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	関	口清八郎	四・二二	二棄却	東京高	三四五
昭和四〇年(あ)二八〇五		恐喝、窃盗、暴行	鄭	龍沢	四・二二	二棄却	大阪高	三四九
昭和四〇年(あ)二八五一		窃盗	小	柳源一	四・二二	二棄却	大阪高	三五三
昭和四〇年(あ)二九一四		麻薬取締法違反	堤	辰郎	四・二二	二棄却	大阪高	三五六
昭和四〇年(あ)二九三九		殺人	元	松義人	四・二二	二棄却	福岡高	三六三
昭和四一年(あ)	三五	公職選挙法違反	飯	島嘉一郎	四・二二	二棄却	東京高	三七五

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)二五七三	殺人未遂	中島一男	昭和四一年四・二三	二	棄却	大阪高	一
昭和四〇年(あ)二六一六	詐欺	和田陽三	四・二三	二	棄却	東京高	六
昭和四〇年(あ)二六四二	道路交通法違反、業務上過失致死傷	松井満	四・二三	二	棄却	名古屋高金沢支	一〇
昭和四〇年(あ)二六六七	業務上過失傷害、道路交通法違反	長谷川廣數	四・二三	二	棄却	大阪高	一五
昭和四〇年(あ)二六八一	麻薬取締法違反	金竜雲	四・二三	二	棄却	大阪高	一八
昭和四〇年(あ)二六九八	恐喝、火薬類取締法違反、賭博開帳図利	緑川輝男	四・二三	二	棄却	東京高	二二
昭和四〇年(あ)二七〇七	業務上過失致死	郡司和茂	四・二三	二	棄却	東京高	二七
昭和四〇年(あ)二七三〇	詐欺、業務上横領	幸俊夫	四・二三	二	棄却	福岡高宮崎支	三一
昭和四〇年(あ)二七六九	傷害致死	亀田正之	四・二三	二	棄却	東京高	三六

昭和三九年(あ)二九一四	強姦	那須昭治 外一名	四・二六	三乗却	福岡高	四三	
昭和四〇年(あ)一三四	私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺	鈴木静恵	四・二六	三乗却	名古屋高	四八	
昭和四〇年(あ)二三一七	窃盗	金慶培	四・二六	三乗却	名古屋高	六六	
昭和四〇年(あ)二四六〇	強盗致傷	河合邦夫	四・二六	三乗却	大阪高	七〇	
昭和四〇年(あ)二四七七	窃盗	野田稔雄	四・二六	三乗却	名古屋高	八四	
昭和四〇年(あ)二四八九	有印私文書偽造、同行使、詐欺	伊藤喜市	四・二六	三乗却	仙台高	八八	
昭和四〇年(あ)二五〇九	恐喝、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	高山登	四・二六	三乗却	広島高岡山支	九二	
昭和四〇年(あ)二五二三	詐欺	福間毅	四・二六	三乗却	広島高岡山支	九六	
昭和四〇年(あ)二五四五	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	中島清津雄	四・二六	三乗却	東京高	九九	
昭和四〇年(あ)二五六〇	賭博開帳図利、賭博	櫻井神一	四・二六	三乗却	東京高	一〇五	
昭和四〇年(あ)二八一三	公職選挙法違反	岩瀬国彦	四・二六	三乗却	福岡高	一一二	

昭和四〇年(あ)二八六二	麻薬取締法違反	吉田照雄	四・二六	三乗却	大阪高	一一七	
昭和四〇年(あ)二八六五	詐欺、窃盗	久保良樹	四・二六	三乗却	大阪高	一二九	
昭和四〇年(あ)二八九九	窃盗、強盗致傷	長副健次	四・二六	三乗却	名古屋高	一三二	
昭和四〇年(あ)二九三二	強姦致傷、暴行	安田勝弘	四・二六	三乗却	高松高	一三九	
昭和四〇年(あ)二九四〇	横領、詐欺	松永強	四・二六	三乗却	福岡高	一四八	
昭和四〇年(あ)二六二七	業務上過失傷害、道路交通法違反	奥山丈夫	四・二七	二乗却	東京高	一五二	
昭和四〇年(あ)二七一三	詐欺	斉藤正幸	四・二七	二乗却	福岡高	一五六	
昭和四〇年(あ)二七二五	業務上過失傷害、道路交通法違反	間瀬昭一	四・二七	二乗却	名古屋高金沢支	一六〇	
昭和四〇年(あ)二七六〇	業務上横領	三田村隆司	四・二七	二乗却	東京高	一六九	
昭和四〇年(あ)二七六六	傷害	後藤義則	四・二七	二乗却	東京高	一七二	
昭和四〇年(あ)二〇八九	窃盗	清水喜久	四・二八	一乗却	東京高	一八一	

昭和四〇年(あ)一四八四	横領	前田蔵左衛門	四・二八	一	棄却	福岡高宮崎支	二三〇
昭和四〇年(あ)二六三二	収賄	大石太郎	四・二八	一	棄却	広島高岡山支	二三四
昭和四〇年(あ)二六三三	収賄	仁後隆治 外三名	四・二八	一	棄却	広島高岡山支	二五七
昭和四〇年(あ)二六三四	収賄	藤井稔	四・二八	一	棄却	広島高岡山支	二六五
昭和四〇年(あ)二六三六	道路交通法違反	尾川安男	四・二八	二	棄却	東京高	二七一
昭和四〇年(あ)二六八七	有印公文書偽造、同行使	林徹	四・二八	一	棄却	東京高	二七四
昭和四〇年(あ)二七七三	公職選挙法違反	井上市郎 外三名	四・二八	一	棄却	東京高	二八四
昭和四〇年(あ)二七九〇	業務上過失傷害、道路交通法違反	井上正夫	四・二八	一	棄却	東京高	二九三
昭和四〇年(あ)二九四七	公職選挙法違反	吉田政行 外五名	四・二八	一	棄却	広島高	三〇〇

刑事雑(全)

事件番号	事件名	被告人又は申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
再審請求							
昭和四〇年(き)一	強盗殺人	石井健治郎	昭和四一年四・一九	三	棄却		一三三
判決訂正申立							
昭和四一年(み)七	道路交通法違反	才田孝夫	四・四	二	棄却		一六四
昭和四一年(み)八	詐欺	玉木實	四・二七	三	棄却		一六八
特別抗告							
昭和四一年(し)二八	付審判請求事件の抗告棄却決定に対する特別抗告	原田利良	四・六	一	棄却	仙台高秋田支	一七一
昭和四〇年(し)八三	放火事件について東京控訴院がした確定判決に対して東京高等裁判所がした再審請求棄却の決定に対する特別抗告	高杉フク 外五名(高杉作)	四・一四	一	棄却	東京高	一七四
昭和四〇年(し)八五	放火事件について東京控訴院がした確定判決に対して東京高等裁判所がした再審請求棄却の決定に対する即時抗告	高杉フク 外五名(高杉作)	四・一四	一	棄却	東京高	一九二

昭和四〇年(し)	九六	放火事件について東京控訴院がした確定判決に対して東京高等裁判所がした再審請求棄却決定に対する異議申立却下の決定に対する特別抗告	高杉フク外五名(高杉作)	四・一四	一	棄却	東京高	二〇三
昭和四一年(し)	一五	再審請求事件についてした即時抗告棄却の決定に対する特別抗告	紙屋硯次	四・一九	三	棄却	福岡高宮崎支	二〇八
昭和四一年(し)	二六	強盗、窃盗被告事件の即時抗告棄却の決定に対する抗告	井上広治(佐藤紘久)	四・二〇	一	棄却	東京高	二一一
昭和四一年(し)	二七	裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告棄却の決定に対する特別抗告	免田栄	四・二六	三	棄却	福岡高	二三〇
昭和四一年(し)	三一	付審判請求事件の抗告棄却決定に対する特別抗告	佳川彌一	四・二七	一	棄却	広島高	二三四
昭和四一年(も)	四六	殺人未遂	井上弘道	四・一三	一	棄却		二三八
昭和四一年(も)	三一	業務上横領、賍物牙保、故買、賍物収受、窃盗	平江善徳	四・一四	一	棄却		二三九
昭和四一年(も)	四九	公職選挙法違反	菊池恒雄	四・一四	一	棄却		二四〇
昭和四一年(も)	五四	恐喝	石田覺	四・一八	二	免除		二四一
昭和四一年(も)	五三	業務上過失致死、道路交通法違反	澤口冨三	四・二六	三	棄却		二四二

訴訟費用

昭和四一年(も)	四三	賭博開帳図利、賭博	岡崎金之助	四・二七	一	免除		二四三
昭和四一年(も)	五六	覚せい剤取締法違反、現住建造物放火	郡山和哉	四・二八	二	免除		二四四

決定に対する異議申立

昭和四一年(す)	七一	強姦致傷	倉橋光雄	四・七	一	棄却		二四五
昭和四一年(す)	八一	業務上横領	入江忠雄	四・七	一	棄却		二四七
昭和四一年(す)	八六	強盗未遂、窃盗	中原末喜	四・一九	三	棄却		二五〇
昭和四一年(す)	七六	公職選挙法違反	田中瑞穂	四・二〇	一	棄却		二五四
昭和四一年(す)	七七	公職選挙法違反	塩原信衛	四・二〇	一	棄却		二五六
昭和四一年(す)	八三	暴行	荒川和郎	四・二〇	一	棄却		二五八
昭和四一年(す)	八七	公職選挙法違反	天羽智房(松岡由男)外三名	四・二〇	三	棄却		二六〇
昭和四一年(す)	一〇六	詐欺	野口融	四・二七	二	棄却		二六六

昭和四一年(す)	一〇八	証憑偽造教唆	糸永(松元)豊与一郎	四・二七	二棄却	二六八		
昭和四一年(す)	九九	背任	野田市郎	四・二八	二棄却	二六九		
昭和四一年(す)	一〇〇	有印私文書偽造等	厚主仁	四・二八	二棄却	二七〇		
		そ の 他						
昭和四一年(す)	七五	詐欺被告事件の上告棄却決定に対する異議申立棄却の決定に対する特別抗告	陳栄泰	四・五	三棄却	二七三		
昭和四一年(す)	八〇	私文書偽造、同行使、詐欺、公文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	江口寛	四・五	三棄却	二七五		
昭和四一年(す)	八五	詐欺、横領、重過失傷害、道路交通法違反、暴行被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	岡部勇二(金麟洙外一名)	四・一五	二棄却	二七七		
昭和四一年(す)	九六	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する特別抗告	千葉忠雄	四・二〇	三棄却	二七九		
昭和四一年(す)	九一	付審判請求事件について当裁判所がした抗告棄却決定に対する特別抗告	吉森芳子	四・二一	二棄却	二八一		
昭和四一年(す)	九二	付審判請求棄却決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告棄却の決定に対する特別抗告	吉森芳子	四・二六	三棄却	二八二		
昭和四一年(す)	九三	付審判請求棄却決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告棄却の決定に対する特別抗告	吉森芳子	四・二六	三棄却	二八四		

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)	一一七	封印破棄、建造物侵入	野田勝也	昭和四一年四・一	二棄却	札幌高函館支	一四一
昭和四一年(あ)	二二九	業務上過失傷害、道路交通法違反	矢野信高	四・五	三棄却	大阪高	一四三
昭和四一年(あ)	三七〇	業務上過失致死傷	河合伸弘	四・五	二棄却	札幌高函館支	一四五
昭和四〇年(あ)	二九五五	兇器準備集合、暴行、住居侵入	金谷謙伊外一名	四・七	一棄却	広島高岡山支	一四七
昭和四〇年(あ)	二八七六	公職選挙法違反	安永和義	四・八	二棄却	福岡高	一四九
昭和四〇年(あ)	一九八七	関税法違反	神崎加市	四・一八	二棄却	広島高岡山支	一五一
昭和四一年(あ)	一一九	恐喝	金成吉	四・二二	一棄却	大阪高	一五三
昭和四一年(あ)	四六〇	道路交通法違反	野上一	四・二六	三棄却	高松高	一五五
昭和四一年(あ)	五六九	軽犯罪法違反、鉄道営業法違反	川畑三郎	四・二七	二棄却	大阪高	一五七

昭和四一年(あ)	二四八	恐喝	井ノ上哲夫	四・二八
昭和四一年(あ)	六一〇	道路交通法違反	柿谷直利	四・二八
昭和四一年(あ)	八七二	公職選挙法違反	松原隆	四・二八

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和四十一年五月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。

判　決（全）……（六日―三一日）……（一五件）……一頁
決　定（1）……（二日―一八日）……（四五件）……三
決　定（2）……（　　一九日）……（三一件）……九
決　定（3）……（二〇日―三一日）……（四三件）……一三
雑　（全）……（二日―三一日）……（四八件）……一九
不成立（全）……（四日―三一日）……（一六件）……二五

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)　四〇三	公職選挙法違反	吉見芳一	昭和四一年五・六	二	棄却	高松高	一
昭和三七年(あ)　九三七	関税法違反	蔡培南　外四名	五・一八	大	一部破棄、差戻、一部棄却	大阪高	四
昭和四〇年(あ)二七二〇	強盗致傷	友岡博海	五・一九	一	棄却	広島高	二二
昭和四〇年(あ)　一二	有印虚偽公文書作成、同行使	岸野春一　外一名	五・一六	一	破棄差戻	大阪高	二六
昭和四〇年(あ)二七八三	業務上過失致死傷	吉田清康	五・二七	二	棄却	東京高	五四
昭和四〇年(あ)二九四二	殺人	加治正一	五・二七	二	棄却	福岡高	六二
昭和四一年(あ)　一九二	公職選挙法違反	澤田肇	五・二七	二	棄却	東京高	七二
昭和四一年(あ)　二七九	公職選挙法違反	古沢満	五・二七	二	棄却	東京高	八七
昭和四一年(あ)　三〇九	公職選挙法違反	原豊孝	五・二七	二	棄却	東京高	九三

昭和三九年(あ)一一一一	農地法違反	石井幹晃	五・三一	三	破棄	広島高岡山支	一〇六
昭和三九年(あ)二九三八	詐欺、詐欺未遂、銃砲刀剣類等所持取締法違反	菅野忠男	五・三一	三	破棄	仙台高	一一八
昭和四〇年(あ)一四七三	強盗殺人、死体遺棄、強盗殺人未遂、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	相良和雄	五・三一	三	破棄	札幌高	一三四
昭和四〇年(あ)二一〇一	強盗殺人、強盗強姦、現住建造物等放火、死体損壊、窃盗、傷害、住居侵入	彦田正一	五・三一	三	破棄	福岡高	一四六
昭和四〇年(あ)二八二三	道路運送法違反	中山豊美 外三名	五・三一	三	破棄	福岡高	一五二
昭和四一年(さ)二	道路交通法違反	佐藤吉光	五・二七	二	破棄 免訴	札幌簡	一六二

非常上告

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)一七二七	業務上横領	高橋健三	昭和四一年五・二	二	棄却	東京高	一
昭和四〇年(あ)一九六三	業務上過失傷害、業務上過失致死	長嶋紀夫	五・四	三	棄却	東京高	一二
昭和四〇年(あ)二一四七	窃盗、火薬類取締法違反、爆発物破裂、爆発物取締罰則違反	安田榮	五・四	三	棄却	大阪高	三一
昭和四〇年(あ)二三一四	私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、暴行	川村福治 外一名	五・四	三	棄却	仙台高秋田支	三六
昭和四〇年(あ)二五八五	賍物牙保	小柳四郎	五・四	三	棄却	広島高	四三
昭和四〇年(あ)二六〇六	業務上横領、詐欺	大谷地一雄	五・四	三	棄却	東京高	四六
昭和四〇年(あ)二六二八	業務上過失致死	斎藤達夫	五・四	三	棄却	東京高	五二
昭和四〇年(あ)二六五四	関税法違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	大和正顕	五・四	三	棄却	大阪高	五五
昭和四〇年(あ)二六九六	殺人、銃砲刀剣類等所持取締法違反	小川透	五・四	三	棄却	東京高	五九

昭和四〇年(あ)二六九九	傷害	上	竹	敏夫	五・四	三	棄却	東京高	七四
昭和四〇年(あ)一七一二	盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律違反	林		年野	五・四	三	棄却	福岡高	八一
昭和四〇年(あ)一七二六	詐欺	阿	部	章 外一名	五・四	三	棄却	名古屋高	八四
昭和四〇年(あ)一七三六	わいせつ図画販売、わいせつ図画販売目的所持	萩	原	民夫	五・四	三	棄却	大阪高	九二
昭和四〇年(あ)一七三八	傷害	池	添	朝夫	五・四	三	棄却	大阪高	九五
昭和四〇年(あ)一七四一	売春防止法違反	坂	本	三治郎	五・四	三	棄却	大阪高	九九
昭和四〇年(あ)一七五六	強姦、窃盗、窃盗未遂	高	橋	良二 外三名	五・四	三	棄却	東京高	一〇二
昭和四〇年(あ)一七五八	強姦致傷	大	塚	榮一	五・四	三	棄却	東京高	一一七
昭和四〇年(あ)一七六四	傷害、傷害致死	中	村	勝利	五・四	三	棄却	東京高	一二一
昭和四〇年(あ)一七七〇	住居侵入、窃盗	渡	邊	政雄	五・四	三	棄却	東京高	一四〇
昭和四〇年(あ)一七八一	道路交通法違反、業務上過失傷害	大	内	正人	五・四	三	棄却	東京高	一四五

昭和四〇年(あ)一七八六	業務上過失致死、道路交通法違反	豊	田	三郎	五・四	三	棄却	東京高	一四九
昭和四〇年(あ)一七八九	業務上過失傷害、道路交通法違反	飯	田	良之	五・四	三	棄却	東京高	一五三
昭和四〇年(あ)一七九二	重過失致死、道路交通法違反	近	間	捨男	五・四	三	棄却	東京高	一五九
昭和四〇年(あ)一七九五	業務上過失傷害、道路交通法違反	滝	口	亘久	五・四	三	棄却	東京高	一六三
昭和四〇年(あ)一七九八	業務上過失傷害、道路交通法違反	小	金井	昇	五・四	三	棄却	東京高	一七〇
昭和四〇年(あ)二八一〇	強姦未遂	福	山	茂幸	五・四	三	棄却	福岡高	一七四
昭和四〇年(あ)二八一六	業務上過失傷害、道路交通法違反	大	内	通	五・四	三	棄却	仙台高	一七七
昭和四〇年(あ)二八二八	道路交通法違反	山	崎	晴久	五・四	三	棄却	東京高	一八三
昭和四〇年(あ)二八三一	売春防止法違反	保		恵美子	五・四	三	棄却	大阪高	一八七
昭和四〇年(あ)二八四六	強姦	梶	原	健次	五・四	三	棄却	大阪高	一九〇
昭和四〇年(あ)二八五二	業務上過失傷害、道路交通法違反	鮫	島	信良	五・四	三	棄却	大阪高	一九四

昭和四〇年(あ)二八五五	職業安定法違反、傷害	田口孝	五・四	三乗却	広島高松江支	二〇〇	
昭和四〇年(あ)二八五七	殺人	西村範由	五・四	三乗却	大阪高	二〇六	
昭和四〇年(あ)二八六六	恐喝、恐喝未遂、窃盗	三谷博外一名	五・四	三乗却	大阪高	二一一	
昭和四〇年(あ)二八六九	賭博場開帳図利、同幇助	渡部敬三外一名	五・四	三乗却	大阪高	二一八	
昭和四一年(あ) 一一二	公職選挙法違反	長谷川敬男	五・六	二乗却	名古屋高	二二二	
昭和四一年(あ) 一六七	強姦致傷、恐喝、同未遂、暴行、詐欺、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	西村昌司	五・六	二乗却	大阪高	二二七	
昭和四一年(あ) 一二六	傷害、強姦、銃砲刀剣類等所持取締法違反、窃盗、強姦致傷	菅純	五・六	二乗却	大阪高	二四四	
昭和四一年(あ) 二三三	窃盗	長尾一郎	五・六	二乗却	大阪高	二四九	
昭和四一年(あ) 三四五	住居侵入	持丸展男	五・六	二乗却	東京高	二五八	
昭和四一年(あ) 三六一	公職選挙法違反	林保作	五・六	二乗却	広島高	二六四	
昭和四〇年(あ)二九五九	傷害、窃盗	土井貢	五・七	二乗却	広島高岡山支	二六八	

昭和四一年(あ) 三四七	詐欺	寺田嘉子雄	五・七	二乗却	東京高	二七一	
昭和四〇年(あ)二七九七	業務上過失致死、業務上過失傷害	栗原美行	五・一八	二乗却	東京高	二七六	
昭和四一年(あ) 二五七	詐欺未遂	森川昇	五・一八	二乗却	東京高	二八〇	

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)二四四二	詐欺	内藤夫	昭和四一年五・一九	一	棄却	福岡高宮崎支	一
昭和四〇年(あ)二五九六	窃盗	田川正晴	五・一九	一	棄却	大阪高	六
昭和四〇年(あ)二六一五	器物毀棄、暴行、公務執行妨害、傷害	野村悟	五・一九	一	棄却	東京高	一一
昭和四〇年(あ)二六六三	道路交通法違反、有印公文書偽造、同行使	西川恒一	五・一九	一	棄却	大阪高	一四
昭和四〇年(あ)二六七四	詐欺	小笹勝力	五・一九	一	棄却	名古屋高	一九
昭和四〇年(あ)二六八〇	恐喝	中山秀雄	五・一九	一	棄却	大阪高	二五
昭和四〇年(あ)二六九七	窃盗	青柳春子	五・一九	一	棄却	東京高	二九
昭和四〇年(あ)二七一〇	詐欺、窃盗、横領、有価証券偽造、同行使	冨岡邦博	五・一九	一	棄却	福岡高	三二
昭和四〇年(あ)二七七九	道路交通法違反	青島徹三	五・一九	一	棄却	東京高	四三

昭和四〇年(あ)二七九四	業務上過失傷害、道路交通法違反	鈴木三津男	五・一九	二	棄却	東京高	四七
昭和四〇年(あ)二八一五	傷害	金福石	五・一九	二	棄却	仙台高	五五
昭和四〇年(あ)二八三二	窃盗	勝部軍逸	五・一九	一	棄却	広島高松江支	五八
昭和四〇年(あ)二八四四	麻薬取締法違反	金昌洙	五・一九	一	棄却	大阪高	六三
昭和四〇年(あ)二八五〇	軽犯罪法違反、鉄道営業法違反	小島勤	五・一九	一	棄却	大阪高	六七
昭和四〇年(あ)二八五四	恐喝	小松正成	五・一九	二	棄却	名古屋高金沢支	七一
昭和四〇年(あ)二八五八	銃砲刀剣類等所持取締法違反、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	古矢繁	五・一九	一	棄却	大阪高	七八
昭和四〇年(あ)二八六三	窃盗、詐欺	田代正春	五・一九	一	棄却	大阪高	八二
昭和四〇年(あ)二八七八	業務上過失傷害、道路交通法違反	松井省吾	五・一九	一	棄却	札幌高函館支	八八
昭和四〇年(あ)二八八九	業務上過失致死、道路交通法違反	丹羽照雪	五・一九	二	棄却	名古屋高	九一
昭和四〇年(あ)二九〇二	業務上過失致死、道路交通法違反	野々山茂樹	五・一九	二	棄却	名古屋高	九五

昭和四〇年(あ)二九一七	売春防止法違反	任昌四	五・一九	二	棄却	大阪高	九九
昭和四〇年(あ)二九一九	業務上過失致死	尹吉永	五・一九	一	棄却	大阪高	一〇三
昭和四〇年(あ)二九二七	詐欺	半川利夫	五・一九	二	棄却	広島高	一一二
昭和四〇年(あ)二九五三	業務上過失致死	湊慶三	五・一九	二	棄却	大阪高	一一五
昭和四〇年(あ)二九六一	公職選挙法違反	川上柾男	五・一九	一	棄却	広島高岡山支	一一九
昭和四一年(あ)七	恐喝	信田清	五・一九	一	棄却	札幌高	一二三
昭和四一年(あ)八	業務上過失傷害、道路交通法違反	片野一一	五・一九	二	棄却	札幌高	一二八
昭和四一年(あ)二九	威力業務妨害	遠山傳助	五・一九	一	棄却	東京高	一四四
昭和四一年(あ)三四	公職選挙法違反	竹井三郎助	五・一九	一	棄却	東京高	一四八
昭和四一年(あ)五八	窃盗	清水貞雄	五・一九	一	棄却	大阪高	一五四
昭和四一年(あ)一五八	公職選挙法違反	加藤数馬	五・一九	二	棄却	名古屋高	一六七

刑事決定（3）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)二七八〇	業務上過失致死、業務上過失傷害	渡辺富男	昭和四一年五・二〇	二	棄却	東京高	一
昭和四〇年(あ)二七八五	業務上過失傷害、道路交通法違反	中山俊雄	五・二〇	二	棄却	東京高	四
昭和四〇年(あ)二八〇九	詐欺、売春防止法違反	堤教子	五・二〇	二	棄却	福岡高	八
昭和四〇年(あ)二八一二	業務上横領	波多野繁幸	五・二〇	二	棄却	福岡高	一一
昭和四〇年(あ)二八一七	道路交通法違反、重過失傷害	新山勇蔵	五・二〇	二	棄却	仙台高	一五
昭和四〇年(あ)二八二七	暴行	菊池肇	五・二〇	二	棄却	東京高	一九
昭和四〇年(あ)二八三三	重過失傷害、道路交通法違反	武石八須男	五・二〇	二	棄却	東京高	二二
昭和四〇年(あ)二八三五	窃盗、有価証券偽造、同行使、詐欺	小泉ひさ	五・二〇	二	棄却	東京高	三〇
昭和四〇年(あ)二八四八	賍物牙保	米澤靖夫	五・二〇	二	棄却	大阪高	三四

昭和四〇年(あ)二八五六	強盗	河島信行	五・二〇	二乗	却	大阪高	三七
昭和四〇年(あ)二八七一	業務上過失致死、道路交通法違反	福田功幸	五・二〇	二乗	却	名古屋高	四八
昭和四〇年(あ)二八八三	自転車競技法違反	吉田林太郎	五・二〇	二乗	却	東京高	五二
昭和四〇年(あ)二八九二	業務上過失傷害	後藤善明	五・二〇	二乗	却	名古屋高	五六
昭和四〇年(あ)二九〇八	暴行、恐喝、窃盗	尾関一三美	五・二〇	二乗	却	名古屋高	六二
昭和四〇年(あ)二九一二	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	孔幸一	五・二〇	二乗	却	大阪高	六六
昭和四〇年(あ)二九二〇	窃盗	巌翼潤	五・二〇	二乗	却	大阪高	七〇
昭和四〇年(あ)二九三五	収賄、詐欺	伊藤太火一	五・二〇	二乗	却	名古屋高	七四
昭和四〇年(あ)二九四五	業務上過失致死、業務上過失致傷、道路交通法違反	大野正昭	五・二〇	二乗	却	福岡高	七九
昭和四〇年(あ)二九四八	強姦、強姦致傷	上谷捷夫 外六名	五・二〇	二乗	却	大阪高	八二
昭和四〇年(あ)二九五六	証人威迫	景山勝俊	五・二〇	二乗	却	広島高岡山支	九六

昭和四一年(あ)五	賍物故買	道上勝	五・二〇	二乗	却	高松高	九九
昭和四一年(あ)三九一	公職選挙法違反	斎木正義 外九名	五・二〇	二乗	却	東京高	一〇四
昭和三八年(あ)二五七	公務執行妨害、傷害	木田忠 外一名	五・二六	一乗	却	東京高	一一〇
昭和四〇年(あ)二二八二	公職選挙法違反	早川賢市	五・二六	一乗	却	東京高	一二二
昭和四〇年(あ)二五三二	窃盗	片山正一	五・二六	一乗	却	大阪高	一二七
昭和四〇年(あ)二五四〇	業務上過失致死、業務上過失傷害	木田隆啓	五・二六	一乗	却	東京高	一三一
昭和四〇年(あ)二七一八	公文書偽造、同行使、道路交通法違反、占有離脱物横領	西川光延	五・二六	一乗	却	福岡高	一三五
昭和四〇年(あ)二七二四	業務上横領	山谷慶一	五・二六	一乗	却	仙台高秋田支	一四〇
昭和四〇年(あ)二七三三	覚せい剤取締法違反、わいせつ図画販売	郭良培	五・二六	一乗	却	大阪高	一五一
昭和四〇年(あ)二七三四	覚せい剤取締法違反、わいせつ図画販売	高石堅	五・二六	一乗	却	大阪高	一五八
昭和四〇年(あ)二七六八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反、賭博開帳図利	吉沢金五郎	五・二六	一乗	却	東京高	一六一

昭和四〇年(あ)二七七六	関税法違反		後藤義男	五・二六	一乗	却	東京高	一六八
昭和四〇年(あ)二八一四	有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺		菊田作兵衛	五・二六	一乗	却	仙台高	一七三
昭和四〇年(あ)二八二〇	住居侵入、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律違反		白汝煥	五・二六	一乗	却	仙台高秋田支	一七七
昭和四〇年(あ)二八四七	窃盗		工藤国夫	五・二六	一乗	却	大阪高	一八八
昭和四〇年(あ)二九一一	横領		菊岡繁雄	五・二六	一乗	却	名古屋高	一九二
昭和四〇年(あ)二九四一	窃盗、詐欺、横領、関税法違反		蘭馨	五・二六	一乗	却	大阪高	一九六
昭和四〇年(あ)二九五五	兇器準備集合、住居侵入		金一龍	五・二六	一乗	却	広島高岡山支	二〇〇
昭和四一年(あ)四〇	重過失傷害、道路交通法違反		佐藤昭男	五・二六	一乗	却	東京高	二〇三
昭和四一年(あ)七九	窃盗		袴田勇	五・二六	一乗	却	東京高	二〇七
昭和四一年(あ)一〇〇	公職選挙法違反		重富安雄 外三名	五・二六	一乗	却	福岡高	二一七
昭和四〇年(あ)二五三五	強盗殺人		石井三郎	五・三一	三乗	却	東京高	二三四
昭和四〇年(あ)二八八二	常習累犯窃盗		高橋寅平	五・三一	三乗	却	東京高	二三八

刑事雑（全）

再審請求
判決訂正申立

事件番号	事件名	被告人又は申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審 原本綴丁数
昭和四〇年(き) 八	歯科医師法違反	本行数衛	昭和四一年五・四	二	棄却	二八五
昭和四一年(み) 一三	公務執行妨害、覚せい剤取締法違反、殺人、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	佐々木哲蔵（松原慶一）	五・一八	三	棄却	二八八
昭和四一年(み) 一四	殺人、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	内藤徹（堂後隆雄）	五・一八	三	棄却	二九〇
昭和四一年(み) 一五	公務執行妨害、覚せい剤取締法違反、殺人、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	松原慶一	五・一八	三	棄却	二九二
昭和四一年(み) 一二	強姦致傷	川田高	五・二〇	二	棄却	二九六
昭和四一年(み) 九	詐欺	長井敏雄	五・二四	三	棄却	二九七
昭和四一年(み) 一〇	詐欺、賍物寄蔵、賍物故買	金鐘宇	五・二四	三	棄却	三〇〇

昭和四一年(み)	一一	詐欺、有価証券偽造、同行使	木田史郎	五・二四	三棄却	三〇三
特別抗告						
昭和四一年(し)	三〇	付審判請求事件の抗告棄却決定に対する特別抗告	紙屋硯次	五・四	二棄却	
昭和四一年(し)	三二	付審判請求事件の抗告棄却決定に対する特別抗告	原田利良	五・二〇	二棄却	
昭和四一年(し)	三三	公職選挙法違反被疑事件についてした準抗告棄却の決定に対する特別抗告	前堀政幸(渡辺正)	五・二五	三棄却	
昭和四一年(し)	三五	道路交通法違反被告事件についてした即時抗告棄却決定に対する抗告	堀内英昭	五・三一	二棄却	
死亡						
昭和四一年(あ)	一八七	賭博開帳図利	後藤基治	五・六	一棄却公訴	東京高 三二八
昭和四〇年(あ)二七四五		有価証券偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、有印公文書偽造、同行使、詐欺	宮崎茂松	五・三一	三棄却公訴	東京高 三三〇
訴訟費用						
昭和四一年(せ)	五七	業務上横領	入江忠雄	五・四	一棄却	三三二

昭和四一年(せ)	五八	自転車競技法違反	藤田保	五・四	一棄却	三三三
昭和四一年(せ)	六三	住居侵入、強盗殺人、強盗殺人未遂、強盗強姦、強盗	森吉幸喜	五・一九	一免除	三三四
昭和四一年(あ)	四〇二	兇器準備集合、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反、傷害	山崎久万守	五・二五	二負担	三三五
昭和四一年(せ)	七一	傷害	太田護	五・二五	三免除	三三六
昭和四一年(せ)	七三	詐欺	野口融	五・二六	二免除	三三七
昭和四一年(せ)	七八	強姦致傷	川田高	五・三〇	二免除	三三八
昭和四一年(あ)	三〇三	恐喝、強姦致傷、強姦、窃盗、強盗、暴行、強	伊東國昭	五・三一	三負担	三三九
決定に対する異議申立						
昭和四一年(す)	九八	有印私文書偽造等	厚主楢一(厚仁)	五・二	二棄却	三四一
昭和四一年(す)	一一二	職業安定法違反、詐欺	田中武	五・四	三棄却	三四二
昭和四一年(す)	一一三	恐喝、火薬類取締法違反、賭博開帳図利	若山梧郎(緑川輝男)	五・四	二棄却	三四五

昭和四一年(す)	一一九	詐欺、窃盗	久保良樹	五・一八	三棄却		
昭和四一年(す)	一二六	業務上過失傷害、業務上過失致死	中野博義(長嶋紀夫)	五・一八	三棄却		
昭和四一年(す)	一一〇	業務上過失傷害、道路交通法違反	斎藤一好(生田目光正) 外二名	五・一九	一棄却		
昭和四一年(す)	一一六	公職選挙法違反	大月和男(井上市郎) 外三名	五・二三	一棄却		
昭和四一年(す)	一一四	麻薬取締法違反	古田義行	五・二四	三棄却		
昭和四一年(す)	一三一	傷害、強姦、銃砲刀剣類等所持取締法違反、窃盗、強姦致傷	菅純	五・二六	二棄却		
昭和四一年(す)	一三二	窃盗	長尾一郎	五・二六	二棄却		
昭和四一年(す)	一二〇	麻薬取締法違反	吉田照雄	五・三一	三棄却		
昭和四一年(す)	一二四	傷害	上竹敏夫	五・三一	三棄却		
昭和四一年(す)	一〇三	有印私文書偽造等被告事件の上告棄却決定に対する抗告	厚主 楢(一仁)	五・二	二棄却		
		その他					

昭和四一年(す)	一〇二	詐欺被告事件の上告棄却決定に対する上告申立	高田初江	五・四	三棄却		
昭和四一年(す)	一〇四	詐欺、有価証券偽造、同行使被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	中尾武	五・四	一棄却		
昭和四一年(す)	一一七	詐欺被告事件の上告棄却決定に対する異議申立の棄却決定に対する特別抗告	野口融	五・六	二棄却		
昭和四一年(す)	一一五	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	塩原信衛	五・一八	一棄却		
昭和四一年(す)	八八	付審判請求事件についての当裁判所のした抗告棄却決定に対する特別抗告	森芳子	五・一九	一棄却		
昭和四一年(す)	八九	付審判請求事件についての当裁判所のした抗告棄却決定に対する特別抗告	森芳子	五・一九	一棄却		
昭和四一年(す)	九〇	付審判請求事件についての当裁判所のした抗告棄却決定に対する特別抗告	森芳子	五・一九	一棄却		
昭和三九年(す)	三六五	管轄指定の請求	岩田喜好(金森健士)	五・二〇	二却下		
昭和四一年(す)	一一八	有印私文書偽造等被告事件の上告棄却決定に対する異議申立の棄却決定に対する特別抗告	厚主 楢(厚一仁)	五・二〇	二棄却		
昭和四一年(す)	一二一	有印私文書偽造等被告事件の上告棄却決定に対する異議申立の棄却決定に対する特別抗告	厚主	五・二〇	二棄却		
昭和四一年(す)	一二二	窃盗被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	清水喜久	五・二六	一棄却		

昭和四一年(す)	一三三	裁判の執行に関する異議の申立	川田	高	五・二六	二棄却	三九二
昭和四一年(す)	一二七	詐欺、有価証券偽造、同行使、被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立の棄却決定に対する異議の申立	中尾	武	五・三〇	一棄却	三九三

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)	五〇八	業務上過失致死	仁村敬	昭和四一年五・四	三	棄却	大阪高	一六二
昭和四一年(あ)	六七五	公職選挙法違反	宮武竹松	五・六	二	棄却	高松高	一六四
昭和四一年(あ)	八六	入札妨害	松本清	五・一九	一	棄却	東京高	一六五
昭和四一年(あ)	六〇九	道路交通法違反	曹得澤	五・一九	一	棄却	東京高	一六七
昭和四一年(あ)	七〇八	道路交通法違反、傷害	権孝一	五・一九	二	棄却	大阪高	一六九
昭和四一年(あ)	五八九	恐喝	黒澤義廣	五・二四	三	棄却	東京高	一七一
昭和四一年(あ)	六一一	道路交通法違反	小松吾市	五・二四	三	棄却	東京高	一七三
昭和四一年(あ)	六四一	過失往来危険	小笠原啓文	五・二四	三	棄却	大阪高	一七五
昭和四一年(あ)	七〇六	封印破棄	岩井正三郎	五・二四	三	棄却	大阪高	一七七

昭和四一年(あ)	七二二	詐欺	崔	松	淳	五・二六	二乗	却	東京高	一七九
昭和四一年(あ)	七四四	道路運送法違反	太田	元	一	五・二六	二乗	却	東京高	一八一
昭和四一年(あ)	七七三	弁護士法違反	川副	義	人	五・二六	二乗	却	福岡高	一八三
昭和四一年(あ)	八五五	常習賭博	片野	敦	史	五・二六	二乗	却	東京高	一八四
昭和四一年(あ)	七六七	現住建造物放火、贈賄	宮口	義	夫	五・二七	二乗	却	名古屋高金沢支	一八六
昭和四一年(あ)	七八三	業務上過失傷害、道路交通法違反	坂井	勝	紀	五・二七	二乗	却	大阪高	一八七
昭和四一年(あ)	六〇一	業務上過失致死	荒井	芳	一外一名	五・三一	三乗	却	東京高	一八八

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和四十一年六月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。

判決(全)……（二日―二八日）……（一八件）……一
決定(1)……（一日―　四日）……（四八件）……三
決定(2)……（六日―一〇日）……（四四件）……九
決定(3)……（一〇日―一四日）……（五七件）……一五
決定(4)……（一六日―二四日）……（五三件）……二一
決定(5)……（二五日―二八日）……（五五件）……二七
決定(6)……（二九日―三〇日）……（三二件）……三三
雑(全)……（一日―三〇日）……（五五件）……三七
不成立(全)……（一日―三日）……（一五件）……四三

頁

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)二〇六七	威力業務妨害、艦船侵入、傷害	宮川睦男外四名	昭和四一年六・二	一	棄却	福岡高	一六六
昭和四一年(あ)三五五	公職選挙法違反	星野晴	六・二	一	棄却	東京高	一八五
昭和四一年(あ)二五二	公職選挙法違反	岡元信孝	六・九	一	棄却	福岡高宮崎支	一九二
昭和四〇年(あ)一七六一	道路交通取締法違反、業務上過失致死	菅原久也	六・一〇	二	棄却	仙台高秋田支	一九七
昭和四一年(あ)四七一	公職選挙法違反	四位恒夫外二名	六・一〇	二	棄却	福岡高宮崎支	二一六
昭和四〇年(あ)七三三	業務上過失致死	馬路弘	六・一四	三	破棄無罪	東京高	二二〇
昭和四〇年(あ)二六三九	詐欺、有印私文書偽造、同行使、森林法違反、窃盗	尾崎饒	六・一四	三	棄却	広島高岡山支	二三一
昭和四〇年(あ)二七一九	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反	小林光廣	六・一四	三	一部破棄一部棄却	仙台高秋田支	二三七
昭和四〇年(あ)二七七八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	井下田正昭	六・一四	三	棄却	東京高	二四二

昭和四〇年(あ)二九一三	公職選挙法違反	田	村	六	郎	六・一四	三	棄却	仙台高秋田支	二四七
昭和四一年(あ)　二三四	横領、詐欺、有印私文書偽造、同行使	火	山	久	夫	六・一四	三	棄却	広島高	二五四
昭和四〇年(あ)二一六一 昭和四〇年(あ)二一六二	贈賄、収賄	赤	坂	一郎	外一名	六・一六	一	棄却	大阪高	二六九
昭和四一年(あ)　八九	業務上過失致死、道路交通法違反	岸	田	元	一	六・一六	一	棄却	大阪高	二七八
昭和四一年(あ)　一一四	業務上過失致死	田	中	敏	夫	六・一七	二	棄却	名古屋高	二八四
昭和三八年(あ)二七八八	威力業務妨害、公務執行妨害、傷害	安	宅	常彦	外一名	六・二三	一	棄却	仙台高	二九四
昭和四〇年(れ)　一	住居侵入、強盗未遂	義	城	勝		六・二八	三	棄却	名古屋高金沢支	三〇五
昭和四一年(さ)　三	傷害	磯	村	朝	雄	六・二八	三	破棄自判	福岡簡	三一七

非常上告

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)　四一	業務上過失傷害、道路交通法違反	高	橋	章	昭和四一年六・一	二	棄却	東京高	一
昭和四一年(あ)　六四	自転車競技法違反	佐	藤	龍司	六・一	二	棄却	大阪高	六
昭和四一年(あ)　九三	道路交通法違反、重過失傷害	島	崎	道夫	六・一	二	棄却	東京高	九
昭和四一年(あ)　九六	有価証券偽造、同行使、詐欺	川	村	敬治	六・一	二	棄却	札幌高函館支	一三
昭和四一年(あ)　三五三	公職選挙法違反	甲府方	誠	一	外一名	六・一	二	棄却	東京高	一七
昭和四一年(あ)　三五八	窃盗	岡	本	健次		六・一	二	棄却	大阪高	二八
昭和四一年(あ)　四二三	詐欺、窃盗	布留川	市	太郎		六・一	二	棄却	東京高	三七
昭和四〇年(あ)二〇八三	公職選挙法違反	香	取	米蔵	外二名	六・二	一	棄却	東京高	四二
昭和四〇年(あ)二七六二	業務上横領	渋	谷	初也		六・二	一	棄却	東京高	四七

昭和四〇年(あ)二八六七	業務上過失傷害	木下修	六・二	一	棄却	大阪高	五二	
昭和四〇年(あ)二八八八	業務上過失傷害、道路交通法違反	谷本勘一	六・二	一	棄却	名古屋高	六二	
昭和四〇年(あ)二九一六	道路交通法違反、業務上過失致死	朴政次	六・二	一	棄却	大阪高	六五	
昭和四〇年(あ)二九二五	暴行、犯人蔵匿教唆	土肥孝	六・二	一	棄却	広島高	六八	
昭和四〇年(あ)二九三一	業務上過失致死	五十川喜博	六・二	一	棄却	大阪高	七二	
昭和四〇年(あ)二九四四	物品税法違反	木塚善治	六・二	一	棄却	福岡高	七八	
昭和四〇年(あ)二九六六	業務上横領	山谷孝太郎	六・二	一	棄却	札幌高	八一	
昭和四一年(あ)一九	恐喝	戸掛政夫	六・二	一	棄却	札幌高	八七	
昭和四一年(あ)三七	公職選挙法違反	豊島勘一郎	六・二	一	棄却	東京高	九二	
昭和四一年(あ)四九	傷害	福田誠	六・二	一	棄却	札幌高函館支	一二〇	
昭和四一年(あ)五三	賍物故買	玄仁坤	六・二	一	棄却	広島高	一二三	

昭和四一年(あ)六六	業務上過失傷害	西村藤兵衛	六・二	一	棄却	大阪高	一二七	
昭和四一年(あ)六九	住居侵入、窃盗	西中賢治	六・二	一	棄却	大阪高	一三一	
昭和四一年(あ)一〇六	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	浅川善二	六・二	一	棄却	福岡高	一三四	
昭和四一年(あ)一一六	業務上過失致死	春田吉一	六・二	一	棄却	福岡高宮崎支	一三八	
昭和四一年(あ)一二七	業務上過失傷害、道路交通法違反	浅野俊治	六・二	一	棄却	名古屋高	一四三	
昭和四一年(あ)一三五	道路交通法違反	宮本篤一	六・二	一	棄却	高松高	一四九	
昭和四一年(あ)一四六	猥せつ図画販売、同販売目的所持	申日徳	六・二	一	棄却	福岡高	一五二	
昭和四一年(あ)一五四	業務上過失傷害、道路交通法違反	山口初一	六・二	一	棄却	名古屋高	一五六	
昭和四一年(あ)一五七	業務上過失傷害、道路交通法違反	三品元作	六・二	一	棄却	名古屋高	一五九	
昭和四一年(あ)一七七	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反	仲村豊作	六・二	一	棄却	大阪高	一六七	
昭和四一年(あ)一八〇	恐喝	服部武	六・二	一	棄却	広島高	一七〇	

昭和四一年(あ)	一九七	出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律違反	石田弘	六・二	一	棄却	東京高	一七三
昭和四一年(あ)	二〇〇	有価証券偽造、偽造有価証券行使、詐欺	服部孝一	六・二	一	棄却	東京高	一七六
昭和四一年(あ)	二一四	業務上過失致死、道路交通法違反	五嶋正雄	六・二	一	棄却	名古屋高金沢支	一八二
昭和四一年(あ)	二二七	窃盗	太田ヨウ子	六・二	一	棄却	大阪高	一八九
昭和四一年(あ)	三四九	公職選挙法違反	堀越和七	六・二	一	棄却	東京高	一九八
昭和四一年(あ)	三八三	恐喝	斎藤義雄	六・二	一	棄却	東京高	二〇二
昭和四一年(あ)	三〇	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反、詐欺	古曳昭夫 外一名	六・三	二	棄却	東京高	二一三
昭和四一年(あ)	五四	窃盗	竹本憲司	六・三	二	棄却	名古屋高金沢支	二三一
昭和四一年(あ)	八四	道路交通法違反	山田一郎	六・三	二	棄却	大阪高	二三五
昭和四一年(あ)	二二	賭博開帳図利、賭博開帳図利幇助	佐藤辰二郎 外一名	六・四	二	棄却	東京高	二五〇
昭和四一年(あ)	二四	恐喝、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反、傷害	森田政治 外三名	六・四	二	棄却	東京高	二五六

昭和四一年(あ)	二七	傷害、恐喝未遂、監禁	金子傳蔵	六・四	二	棄却	東京高	二七五
昭和四一年(あ)	六七	業務上過失致死、業務上過失傷害	馬田昇	六・四	二	棄却	大阪高	二七八
昭和四一年(あ)	九〇	業務上横領、詐欺	窪田實春	六・四	二	棄却	大阪高	二八三
昭和四一年(あ)	一三六	常習賭博	濱名一	六・四	二	棄却	高松高	二八七
昭和四一年(あ)	一九〇	公職選挙法違反	寺井耕一 外二名	六・四	二	棄却	東京高	二九一
昭和四一年(あ)	六〇〇	公職選挙法違反	神林一芳 外六名	六・四	二	棄却	東京高	三〇六

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)　七三	恐喝、銃砲刀剣類等所持取締法違反	岸川聰	昭和四一年六・六	二	棄却	福岡高	一
昭和四〇年(あ)一八七五	贈賄	宮澤進	六・七	二	棄却	東京高	五
昭和四〇年(あ)二八九八	公職選挙法違反	井上義久	六・七	三	棄却	高松高	一七
昭和四一年(あ)　三六	公職選挙法違反	野澤榮之助外七名	六・七	三	棄却	東京高	二三
昭和四一年(あ)　二四一	窃盗	田村恒治郎	六・七	三	棄却	福岡高	三二
昭和四一年(あ)　一〇七	売春防止法違反	田村瀧蔵	六・八	二	棄却	福岡高	四八
昭和四〇年(あ)二九三三	恐喝、恐喝未遂、横領	稲場一郎	六・九	一	棄却	広島高松江支	五二
昭和四一年(あ)　六一	公職選挙法違反	田中謙市	六・九	一	棄却	広島高	七二
昭和四一年(あ)　九五	強制猥褻致傷	浜崎平八郎	六・九	一	棄却	東京高	七七

昭和四一年(あ)	一八五	窃盗	梁	萬石	六・九	一乗却	大阪高	一〇二
昭和四一年(あ)	二三〇	賭博開帳図利、同幇助、常習賭博	管野	幸英	六・九	一乗却	仙台高	一三〇
昭和四一年(あ)	二四八	恐喝	中山	勝広	六・九	一乗却	大阪高	一三三
昭和四一年(あ)	二六四	詐欺、横領	高澤	良平	六・九	一乗却	東京高	一三六
昭和三九年(あ)	二三八六	道路交通法違反	鈴木	一郎	六・一〇	三乗却	東京高	一五〇
昭和三九年(あ)	二七一五	詐欺	浜中	秀平	六・一〇	三乗却	東京高	一五八
昭和四〇年(あ)	一三七	建造物損壊、建造物侵入、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	鬼頭	正男外三名	六・一〇	三乗却	名古屋高	一七〇
昭和四〇年(あ)	七六二	商標法違反	松崎	英子	六・一〇	三乗却	大阪高	一八八
昭和四〇年(あ)	八七七	横領	戸木田	正義	六・一〇	三乗却	東京高	一九八
昭和四〇年(あ)	一〇五七	建造物損壊	小笠原	榮一	六・一〇	三乗却	東京高	二〇六
昭和四〇年(あ)	一九九二	重過失傷害、道路交通法違反	内藤	圭三	六・一〇	三乗却	大阪高	二〇九

昭和四〇年(あ)	二七一四	贈賄、横領	山田	徳	六・一〇	三乗却	福岡高	二一八
昭和四〇年(あ)	二七五二	歯科医師法違反	金	仁圭	六・一〇	三乗却	東京高	二三一
昭和四〇年(あ)	二七六七	銃砲刀剣類等所持取締法違反、賭博	坂	入徳夫	六・一〇	三乗却	東京高	二三六
昭和四〇年(あ)	二八〇〇	業務上過失致死、道路交通法違反	リオ・エム・ボントレイガー		六・一〇	三乗却	東京高	二四二
昭和四〇年(あ)	二八二六	窃盗、公務執行妨害、傷害	鈴木	輝男	六・一〇	三乗却	東京高	二四九
昭和四〇年(あ)	二八三四	傷害	川上	茂吉	六・一〇	三乗却	東京高	二五六
昭和四〇年(あ)	二八四三	収賄	藤	健一郎	六・一〇	三乗却	名古屋高金沢支	二六一
昭和四〇年(あ)	二八四九	窃盗	冨	士昭七	六・一〇	三乗却	大阪高	二六七
昭和四〇年(あ)	二八七七	業務上過失致死、道路交通法違反、暴行、傷害	林	信友	六・一〇	三乗却	札幌高函館支	二七四
昭和四〇年(あ)	二八八四	詐欺、業務上横領	大塚	靖子	六・一〇	三乗却	東京高	二七九
昭和四〇年(あ)	二八八七	業務上過失傷害、道路交通法違反	冨	永忠夫	六・一〇	三乗却	名古屋高	二八八

昭和四〇年(あ)二八九〇	公職選挙法違反	渡邊謙介	六・一〇	三棄却	名古屋高	二九一
昭和四〇年(あ)二八九三	業務上過失致死	余廷獜	六・一〇	三棄却	名古屋高	二九五
昭和四〇年(あ)二八九六	業務上過失致死	饗庭正之	六・一〇	三棄却	名古屋高	三〇一
昭和四〇年(あ)二九〇三	業務上過失致死、道路交通法違反	佐々木直	六・一〇	三棄却	名古屋高	三〇五
昭和四〇年(あ)二九〇六	業務上過失致死、道路交通法違反	宮崎明功	六・一〇	三棄却	名古屋高	三一八
昭和四〇年(あ)二九一五	出入国管理令違反	金敏南	六・一〇	三棄却	大阪高	三二五
昭和四〇年(あ)二九一八	道路交通法違反	洞儀三	六・一〇	三棄却	大阪高	三二八
昭和四〇年(あ)二九二一	有価証券偽造、同行使	坂本典昭	六・一〇	三棄却	大阪高	三三二
昭和四〇年(あ)二九二四	業務上過失致死	杉澤元吉	六・一〇	三棄却	札幌高	三三六
昭和四〇年(あ)二九三六	法人税法違反	名北商事株式会社 外三名	六・一〇	三棄却	名古屋高	三四一
昭和四〇年(あ)二九四九	猥せつ図画公然陳列、猥せつ図画販売、公然猥せつ	所清元 外一名	六・一〇	三棄却	大阪高	三四九

昭和四〇年(あ)二九五七	窃盗	山谷鉄夫	六・一〇	三棄却	広島高岡山支	三五三
昭和四〇年(あ)二九六〇	公職選挙法違反	福田昭好 外一四名	六・一〇	三棄却	広島高岡山支	三五六

（六・一〇分は（3）冊に継続する）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ) 三	公職選挙法違反	福本英吉	昭和四一年六・一〇	三棄	却	高松高	一
昭和四一年(あ) 六	公職選挙法違反	山城儀八郎	六・一〇	三棄	却	高松高	一三
昭和四一年(あ) 九	公職選挙法違反	宮崎清治	六・一〇	三棄	却	高松高	三三
昭和四一年(あ) 二一	公職選挙法違反	坂田春雄 外一名	六・一〇	三棄	却	仙台高	四八
昭和四一年(あ) 二五	道路交通法違反、業務上過失傷害	中里正行	六・一〇	三棄	却	東京高	五七
昭和四一年(あ) 三三	傷害、暴行、賭博開帳図利、有価証券偽造	青木誠	六・一〇	三棄	却	東京高	六一
昭和四一年(あ) 四五	犯人蔵匿	南谷春男	六・一〇	三棄	却	東京高	六九
昭和四一年(あ) 四六	業務上過失致死、道路交通法違反	金珉賛	六・一〇	二棄	却	東京高	七四
昭和四一年(あ) 七六	強姦、恐喝	蘭康則 外三名	六・一〇	二棄	却	広島高	八〇

（六・一〇分は（2）冊より継続）

昭和四一年(あ)	七八	窃盗						
昭和四一年(あ)	八七	業務上過失傷害	畑	武典	六・一〇	二	棄却	大阪高
昭和四一年(あ)	一二五	業務上過失致死	川端	眞治	六・一〇	二	棄却	名古屋高
昭和四一年(あ)	一三一	覚せい剤取締法違反	吉田	清	六・一〇	二	棄却	大阪高
昭和四一年(あ)	一三九	業務上過失致死	中村	健二	六・一〇	二	棄却	札幌高
昭和四一年(あ)	一四七	わいせつ図画販売目的所持幇助、わいせつ図画販売	竹本	重福 外一名	六・一〇	二	棄却	名古屋高
昭和四一年(あ)	一六四	窃盗	中川	武	六・一〇	二	棄却	仙台高
昭和四一年(あ)	一六八	窃盗、賍物故買	高木	岡	六・一〇	二	棄却	大阪高
昭和四一年(あ)	一六九	賍物故買	岡本	雅昭	六・一〇	二	棄却	大阪高
昭和四一年(あ)	一七二	業務上過失致死、道路交通法違反	千島	瑩	六・一〇	二	棄却	大阪高
昭和四一年(あ)	一七五	恐喝未遂、公務執行妨害、傷害	坂井	光丸	六・一〇	二	棄却	大阪高

昭和四一年(あ)	一七八	麻薬取締法違反	山本	権三	六・一〇	二	棄却	大阪高
昭和四一年(あ)	一八一	強盗	吉満	操	六・一〇	三	棄却	大阪高
昭和四一年(あ)	一九一	公職選挙法違反	小沼	幸男	六・一〇	三	棄却	東京高
昭和四一年(あ)	一九五	窃盗、賍物収受	関口	武雄	六・一〇	二	棄却	東京高
昭和四一年(あ)	一九八	詐欺	北村	正章	六・一〇	二	棄却	東京高
昭和四一年(あ)	二〇一	失火	蛭本	譲	六・一〇	二	棄却	東京高
昭和四一年(あ)	二〇九	道路交通法違反、業務上過失致死	小菅	利郎	六・一〇	二	棄却	東京高
昭和四一年(あ)	二一二	業務上過失致死	伊藤	勝夫	六・一〇	二	棄却	東京高
昭和四一年(あ)	二一八	業務上過失致死傷	前川	武男	六・一〇	二	棄却	札幌高
昭和四一年(あ)	二二〇	詐欺	桜井	順一	六・一〇	二	棄却	仙台高
昭和四一年(あ)	二二三	業務上過失傷害、道路交通法違反	河邊	新平	六・一〇	二	棄却	名古屋高

昭和四一年(あ)	二三一	有価証券偽造、同行使、詐欺	佐藤福太郎	六・一〇	二乗却	仙台高秋田支 二三六
昭和四一年(あ)	二五五	窃盗	石井政二	六・一〇	三乗却	東京高 二三〇
昭和四一年(あ)	二六五	賭博開帳図利	趙基守	六・一〇	二乗却	東京高 二三六
昭和四一年(あ)	二七〇	詐欺	杉谷博	六・一〇	二乗却	東京高 二四二
昭和四一年(あ)	二七三	傷害	大久保勝	六・一〇	二乗却	東京高 二四八
昭和四一年(あ)	二七六	詐欺、宅地建物取引業法違反	深澤精三	六・一〇	二乗却	東京高 二五一
昭和四一年(あ)	三〇一	たばこ専売法違反、塩専売法違反	石川宗之	六・一〇	二乗却	名古屋高金沢支 二七三
昭和四一年(あ)	三〇六	傷害	根本源士	六・一〇	二乗却	東京高 二七七
昭和四一年(あ)	三一〇	公職選挙法違反	上石捨吉	六・一〇	三乗却	東京高 二八二
昭和四一年(あ)	三一一	職業安定法違反	根岸尚義	六・一〇	二乗却	東京高 二八七
昭和四一年(あ)	三二一	公職選挙法違反	畑村良弘	六・一〇	三乗却	大阪高 二九一

昭和四一年(あ)	三三五	出入国管理令違反、外国人登録法違反、関税法違反	朴容熙	六・一〇	二乗却	大阪高 二九五
昭和四一年(あ)	三三八	業務上過失致死、業務上過失傷害	崔徳斗	六・一〇	二乗却	大阪高 二九八
昭和四一年(あ)	三六三	殺人未遂、銃砲刀剣類等所持取締法違反	北本昭盛	六・一〇	二乗却	大阪高 三〇五
昭和四一年(あ)	三七八	賍物故買	嶋勝美	六・一〇	二乗却	大阪高 三一二
昭和四一年(あ)	四四四	公職選挙法違反	市川三之助	六・一〇	三乗却	東京高 三一八
昭和四一年(あ)	三二	傷害致死	斎藤廣	六・一三	二乗却	東京高 三二一
昭和四一年(あ)	九八	児童福祉法違反	亘キユ	六・一三	二乗却	大阪高 三二七
昭和四一年(あ)	一五〇	業務上過失傷害	山岸竹吉	六・一三	二乗却	名古屋高 三三三
昭和四一年(あ)	一六一	殺人	蛯名理一	六・一三	二乗却	仙台高 三三八
昭和四一年(あ)	二四五	業務上過失致死、道路交通法違反	花宮角吉	六・一三	二乗却	名古屋高 三四三
昭和四一年	(あ)二五三	児器準備集合幇助、銃砲刀剣類等所持取締法違反	加藤福雄	六・一三	二乗却	大阪高 三四八

昭和四一年(あ)	二六〇	恐喝、傷害、詐欺、道路運送法違反、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	島田日出男	六・一三	二	棄却	東京高	三五一
昭和四一年(あ)	三二〇	恐喝、同未遂	坂本忠 外一名	六・一三	二	棄却	大阪高	三五四
昭和四一年(あ)	三六六	背任	村川政市	六・一三	二	棄却	大阪高	三六一
昭和四一年(あ)	二五〇	詐欺	西平静雄	六・一四	三	棄却	大阪高	三六六

刑事決定（4）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)	七二	賍物故買	林秀變 外二名	昭和四一年六・一六	一	棄却	広島高	一
昭和四一年(あ)	一〇三	売春防止法違反	杉山光	六・一六	一	棄却	福岡高	六
昭和四一年(あ)	一二一	業務上過失致死傷	野上公宏	六・一六	一	棄却	大阪高	一〇
昭和四一年(あ)	一四九	業務上過失致死	勝村利秋	六・一六	一	棄却	名古屋高	一三
昭和四一年(あ)	一六〇	傷害	水戸岩雄	六・一六	一	棄却	札幌高函館支	一七
昭和四一年(あ)	一六三	有価証券偽造、同行使、詐欺	佐藤千代三 外一名	六・一六	一	棄却	仙台高	二一
昭和四一年(あ)	二〇三	道路運送法違反	金谷政雄	六・一六	一	棄却	東京高	五〇
昭和四一年(あ)	二〇八	業務上過失致死	片野喜一	六・一六	一	棄却	東京高	五三
昭和四一年(あ)	二四四	強姦、傷害	高杉勝榮 外一名	六・一六	一	棄却	仙台高秋田支	六一